

汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第 4.1 版)

令和3年5月

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

本ガイドラインの策定経緯・位置付け

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の汚染土壌の運搬については、法及び関係法令において必要な規制が行われているところです。

これまで、地方公共団体及び事業者の方が汚染土壌の運搬に係る実務を行うに当たって参考となる手引きとして、平成 22 年 7 月に「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（暫定版）」を作成し、その後、平成 24 年 5 月に改訂第 2 版、平成 27 年 7 月に改訂第 2 版追補、平成 28 年 6 月に改訂第 2.1 版、平成 30 年 3 月に改訂第 3 版を作成してきました。

さらに、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されたこと等を踏まえた改訂第 4 版を作成しました。

今般、本ガイドラインについて、必要な見直しを行い、改訂第 4.1 版を作成しました。

なお、今後も本ガイドラインの内容の一層の充実を図っていくこととしています。

令和 3 年 5 月

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

目 次

第1章	概要	1
1.1	用語の定義	1
1.2	土壤汚染対策法の目的	3
1.2.1	土壤汚染対策法の目的（法第1条）	3
1.2.2	法改正の経緯	3
1.3	特定有害物質（法第2条）	4
1.4	汚染状態に関する基準	6
1.5	汚染土壤の運搬	8
1.5.1	汚染土壤の運搬とは	8
1.5.2	汚染土壤の運搬の概要	9
1.5.3	特別な運搬行為	10
1.5.4	飛び地間移動（汚染土壤処理施設以外への搬出）	11
(1)	搬出区域	12
(2)	受入区域	12
1.5.5	区域間移動（汚染土壤処理施設以外への搬出）	13
(1)	搬出区域	14
(2)	受入区域	15
第2章	汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令（法第16条）	16
2.1	汚染土壤の搬出の届出（法第16条及び規則第61条、第62条）	16
2.1.1	汚染土壤の区域外搬出届出書（規則第61条第1項）	17
(1)	前提条件	17
(2)	搬出届出書の記載例	18
(3)	記載内容の説明	19
(4)	搬出届出書等の伝達	27
2.1.2	搬出届出書の添付書類（規則第61条第2項）	28
(1)	汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面（規則第61条第2項第1号）	28
(2)	第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合の調査の結果に関する事項（規則第61条第2項第2号）	29
(3)	使用予定の管理票の写し（規則第61条第2項第3号）	29
(4)	自動車等の構造を記した書類（規則第61条第2項第4号）	30
(5)	保管施設の構造を記した書類（規則第61条第2項第5号）	31
(6)	汚染土壤の処理（汚染土壤処理施設への搬出）をする場合の添付書類等（規則第61条第2項第6号）	32
(7)	区域間移動する場合の添付書類等（規則第61条第2項第7号）	32
(8)	飛び地間移動する場合の添付書類等（規則第61条第2項第8号）	35
2.2	変更の届出（法第16条第2項）	36
2.2.1	搬出変更届出書（規則第63条第1項）	36

(1) 前提条件	37
(2) 搬出変更届出書の記載例	38
2.2.2 汚染土壌の区域外搬出変更届出書の添付書類（規則第 63 条第 2 項）	39
2.3 非常災害による搬出の場合の届出（法第 16 条第 3 項）	41
2.3.1 非常災害時搬出届出書（規則第 64 条第 1 項）	41
(1) 前提条件	42
(2) 非常災害時搬出届出書の記載例	43
(3) 記載内容の説明	44
2.3.2 非常災害時搬出届出書の添付書類（規則第 64 条第 2 項）	50
(1) 搬出先の場所の状況を示す図面及び写真（規則第 64 条第 2 項第 1 号）	50
(2) 使用予定の管理票の写し（規則第 64 条第 2 項第 2 号）	50
(3) 自動車等の構造を記した書類（規則第 64 条第 2 項第 3 号）	50
(4) 保管施設の構造を記した書類（規則第 64 条第 2 項第 4 号）	51
(5) 汚染土壌の処理（汚染土壌処理施設への搬出）をする場合の添付書類等（規則第 64 条第 2 項第 5 号）	51
(6) 区域間移動する場合の添付書類等（規則第 64 条第 2 項第 6 号）	52
(7) 飛び地間移動する場合の添付書類等（規則第 64 条第 2 項第 7 号）	53
第 3 章 運搬に関する基準（法第 17 条）	54
3.1 運搬全般（規則第 65 条第 1 号）	54
3.2 緊急時の対応（規則第 65 条第 2 号）	55
3.2.1 緊急連絡体制	55
3.2.2 作業員等への教育	57
3.2.3 緊急の措置	58
(1) 関係機関への連絡	58
(2) 流出・拡散等の防止	58
(3) 環境モニタリング調査等	58
3.3 自動車等及び運搬容器（規則第 65 条第 3 号）	58
3.3.1 汚染状態を考慮した運搬容器等	59
3.3.2 運搬容器を選択する際の留意事項	59
3.4 自動車等への表示等（規則第 65 条第 4 号）	60
3.4.1 自動車等への表示	60
3.4.2 管理票の備付け	62
3.5 汚染土壌の混載等（規則第 65 条第 5 号）	63
3.5.1 異物等の混合及び除去	63
3.5.2 要措置区域等ごとに区分した運搬	64
3.5.3 汚染土壌の混合禁止の例外	64
3.6 積替場所（規則第 65 条第 6 号）	65
3.6.1 囲い	66
3.6.2 積替場所の表示	66
3.6.3 飛散等及び悪臭の発散の防止措置	67

3.6.4	地下浸透防止措置	68
3.6.5	積替場所の例	68
3.6.6	埠頭における積替え時の対応	69
(1)	囲い	69
(2)	積替場所の表示	69
(3)	飛散等及び悪臭の発散の防止措置	70
(4)	地下浸透の防止措置	71
(5)	排水管理	71
3.7	保管施設（規則第 65 条第 7 号及び第 8 号）	73
3.7.1	保管の禁止（規則第 65 条第 7 号）	73
3.7.2	保管施設の要件（規則第 65 条第 8 号イ）	73
(1)	囲い	73
(2)	保管施設の表示	74
3.7.3	保管施設における措置（規則第 65 条第 8 号ロ）	75
(1)	飛散等及び悪臭の防止のための構造（規則第 65 条第 8 号ロ(1)）	75
(2)	地下浸透防止措置（規則第 65 条第 8 号ロ(1)）	76
(3)	排水管理（規則第 65 条第 8 号ロ(2)）	76
(4)	排ガス管理（規則第 65 条第 8 号ロ(3)）	76
3.7.4	埠頭における保管時の飛散等防止のための対応について	77
3.8	積替場所及び保管施設における荷卸し等に伴う飛散の防止（規則第 65 条第 9 号）	78
3.9	運搬過程における飛散等の防止措置	78
3.10	汚染土壌の荷卸し・引渡し（規則第 65 条第 10 号及び第 11 号）	80
3.10.1	汚染土壌の荷卸し（規則第 65 条第 10 号）	80
3.10.2	汚染土壌の引渡し（規則第 65 条第 11 号）	81
3.11	汚染土壌の運搬期限（規則第 65 条第 12 号）	82
3.12	管理票の交付又は回付（規則第 65 条第 13 号及び第 14 号）	82
3.13	運搬の委託禁止（規則第 65 条第 15 号）	83
第 4 章	汚染土壌の処理の委託義務（法第 18 条）	84
第 5 章	措置命令（法第 19 条）	85
5.1	運搬に関する基準違反	85
5.2	汚染土壌の処理の委託義務違反	85
第 6 章	法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について	86
6.1	発注者・土地所有者	86
6.2	工事請負業者	86
6.3	汚染土壌運搬業者	86
6.4	汚染土壌処理業者	87
6.5	汚染土壌処理業者を管轄する自治体	87

（参考資料）

Appendix-1 管理票のしくみ

Appendix-2 区域間移動が可能な要件の確認方法

－ 図 目 次 －

図 1.5.1-1	要措置区域等から再処理汚染土壌処理施設までの運搬の例	8
図 1.5.2-1	要措置区域等から搬出される汚染土壌の運搬の概要	9
図 1.5.3-1	要措置区域等と一筆かつ隣接する土地での含水率調整のイメージ	10
図 1.5.4-1	飛び地間移動の制度の概要	11
図 1.5.5-1	区域間移動の制度の概要	13
図 2.1.1-1	搬出届出書の記載例	18
図 2.1.1-2	運搬フロー図の記載例	20
図 2.1.1-3	積替場所及び保管施設を経由する運搬の例	27
図 2.1.2-1	要措置区域等の平面図の例	28
図 2.1.2-2	搬出届出書に添付する管理票の記載例	30
図 2.1.2-3	保管施設の配置図の例	31
図 2.2.1-1	搬出変更届出書の記載例	38
図 2.3.1-1	非常災害時搬出届出書の記載例	43
図 2.3.1-2	運搬フロー図の記載例	46
図 3.2.1-1	緊急連絡体制の例	55
図 3.4.1-1	自動車への表示の例	60
図 3.4.1-2	船舶への表示の例	61
図 3.4.1-3	JIS 等密閉型コンテナの一例（JIS コンテナ）	61
図 3.4.1-4	JIS 等密閉型コンテナの一例（ISO1496-1 の密閉型のコンテナ）	62
図 3.5.2-1	要措置区域等ごとに区分して運搬する方法の例（フレキシブルコンテナ）	64
図 3.6.2-1	積替場所の表示例	66
図 3.6.5-1	積替場所の例（第二種（水銀を除く。）の場合）	68
図 3.6.6-1	埠頭における積替え作業の例	69
図 3.6.6-2	落下防止措置の例	71
図 3.7.2-1	保管施設の表示例	74

－ 表 目 次 －

表 1.3.1-1	法第2条第1項の特定有害物質	5
表 1.4.1-1	汚染状態に関する基準、地下水基準及び第二溶出量基準	7
表 1.5.5-1	搬出区域及び受入区域の汚染状態ごとの区域間移動の可否	14
表 2.1.1-1	搬出汚染土壌の汚染濃度	17
表 2.1.1-2	運搬経路	17
表 2.1.1-3	自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表	23
表 2.1.2-1	汚染が専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来であることの要件	34
表 2.2.1-1	搬出汚染土壌の汚染濃度	37
表 2.2.1-2	運搬経路	37
表 2.3.1-1	搬出汚染土壌の汚染濃度	42
表 2.3.1-2	運搬経路	42
表 3.2.1-1	緊急時対応マニュアルの例（自動車）	56
表 3.3.1-1	汚染状態を考慮した適切な運搬容器等の例	59
表 3.6.3-1	汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置（埠頭以外の場合）	67
表 3.6.6-1	汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置（埠頭の場合）	70
表 3.7.3-1	汚染状態を考慮した保管施設の飛散等防止措置（埠頭以外の場合）	75
表 3.7.4-1	汚染状態を考慮した保管時の飛散等防止措置（埠頭の場合）	77
表 3.9.1-1	運搬過程における飛散等の防止措置	79
表 3.10.2-1	管理票記載内容一覧表	81

第 1 章 概要

1.1 用語の定義

本ガイドラインで使用している用語の定義を示す。

用語	説 明
旧法	土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 33 号)による改正前の土壤汚染対策法
法	土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
令	土壤汚染対策法施行令(平成 14 年政令第 336 号)
規則	土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)
処理業省令	汚染土壤処理業に関する省令(平成 21 年環境省令第 10 号)
施行通知	土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号)
運搬通知	汚染土壤の運搬に関する基準等について(平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903017 号)
処理業通知	汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について(平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号)
地下水の摂取等によるリスク	土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することによるリスク
直接摂取によるリスク	有害物質を含む土壌を直接摂取することによるリスク
土壌溶出量基準	土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準(規則第 31 条第 1 項)
土壌含有量基準	土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準(規則第 31 条第 2 項)
地下水基準	規則第 7 条第 1 項に規定する地下水基準
要措置区域	法第 6 条第 1 項の指定に係る区域
形質変更時要届出区域	法第 11 条第 1 項の指定に係る区域
要措置区域等	要措置区域又は形質変更時要届出区域
汚染土壌	要措置区域等内の土壌(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が法第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。)
汚染土壌処理施設	汚染土壌の処理の事業の用に供する施設
再処理汚染土壌処理施設	汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合に当該処理を行う汚染土壌処理施設
保管施設	運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合における当該保管の用に供する施設
運搬受託者	汚染土壌の搬出者から委託を受け、自己の名義と責任を持って運搬を行うもの
運搬請負者	運搬受託者の名義と責任をもって、運搬を行う者
積替場所	汚染土壌の積替えを行う場所
自動車等	汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶
運搬容器等	自動車等及び運搬容器
特定有害物質等	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体
自然由来等形質変更時要届出区域	形質変更時要届出区域のうち、土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然由来又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地の区域
自然由来等土壌	自然由来等形質変更時要届出区域内の汚染土壌
飛び地間移動	一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において土地の形質の変更に使用するために移動すること

用語	説 明
搬出区域	搬出届出書に基づき搬出する汚染土壌が存在する区域
受入区域	区域間移動及び飛び地間移動により汚染土壌を土地の形質の変更に使用する区域
区域間移動	汚染の状況が同様かつ土地の地質が同じである自然由来等形質変更時要届出区域間において土地の形質の変更に使用するために移動すること
防じんカバー	汚染土壌からの飛散を防止するためのシート(ブルーシートを含む。)のこと。浸透防止シート等も防じんカバーとして使用しても良い。
浸透防止シート等	汚染土壌と雨水などとの接触を防ぐためのシート(遮水効果のあるもので、例えば、ポリエステル製やポリプロピレン製のトラックシートなどであり、ブルーシートを含まない。)や船舶のハッチカバーなどのこと。
飛散等	特定有害物質等の飛散、揮散及び流出
汚水	汚染土壌の保管又は処理に伴って生じた汚水
排水水	汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水
排水基準	排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表下欄に掲げる許容限度(水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。)
排除基準	下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 12 条の 2 第 3 項の規定により同令第 9 条の 5 第 1 項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められている場合においては、当該水質の基準を含む。)
2 次運搬	処理業省令第 5 条第 22 号ロの規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に運搬すること又は同令第 13 条第 1 項第 1 号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で運搬すること
2 次管理票	2 次運搬時に使用する処理業省令第 5 条第 23 号に定める管理票
浄化確認調査	浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める告示(平成 31 年 1 月環境省告示第 8 号)に定められた調査
浄化等済土壌	浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、浄化確認調査による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しているもの
搬出届出書	規則様式第 26 に定める汚染土壌の区域外搬出届出書
搬出変更届出書	規則様式第 27 に定める汚染土壌の区域外搬出変更届出書
非常災害時搬出届出書	規則様式第 28 に定める非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書
非常災害時搬出場所	非常災害のための応急措置として搬出した先

1.2 土壤汚染対策法の目的

1.2.1 土壤汚染対策法の目的（法第1条）

法は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている（法第1条）。

土壤汚染対策は、①新たな土壤汚染の発生を未然に防止すること、②土壤汚染の状況を的確に把握すること、③土壤汚染による人の健康被害を防止すること、の3つに大別される。これらのうち、新たな土壤汚染の発生を未然に防止するための対策としては、既に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等により必要な規制がなされている。

したがって、残る2つの対策、すなわち、土壤汚染の状況を的確に把握すること及び土壤汚染による人の健康被害を防止することが、法の主たる役割となる。

1.2.2 法改正の経緯

年	主要な法改正とその主な内容
平成14年	土壤汚染対策法制定
平成21年	土壤汚染対策法の一部を改正する法律（H21）による法改正 ○土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充 ○規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化 ○汚染土壤の適正処理の確保に関する規定の新設
平成29年	土壤汚染対策法の一部を改正する法律（H29）による法改正 ○土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大 ○汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創出等 ○リスクに応じた規制の合理化

1.3 特定有害物質（法第2条）

法の対象となる物質（特定有害物質）は、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして（法第2条第1項）、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の26物質を政令で規定している（令第1条）。

土壤に含まれる特定有害物質が人に摂取される経路として、①特定有害物質を含む土壤を直接摂取すること、②土壤中の特定有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することが考えられる。そのため、この2つの経路に着目して特定有害物質を定めている（施行通知記の第2）。

そして、特定有害物質の種類ごとに、リスク管理の対象とする暴露経路が定められている（表1.3.1-1 参照）。

表 1.3.1-1 法第2条第1項の特定有害物質

特定有害物質の種類	地下水の摂取等 によるリスク	直接摂取 によるリスク	分 類
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	○		第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
四塩化炭素	○		
1,2-ジクロロエタン	○		
1,1-ジクロロエチレン (別名 塩化ビニリデン)	○		
1,2-ジクロロエチレン	○		
1,3-ジクロロプロペン (別名 D-D)	○		
ジクロロメタン (別名 塩化メチレン)	○		
テトラクロロエチレン	○		
1,1,1-トリクロロエタン	○		
1,1,2-トリクロロエタン	○		
トリクロロエチレン	○		
ベンゼン	○		
カドミウム及びその化合物	○	○	第二種特定有害物質 (重金属等)
六価クロム化合物	○	○	
シアン化合物	○	○	
水銀及びその化合物	○	○	
セレン及びその化合物	○	○	
鉛及びその化合物	○	○	
砒素及びその化合物	○	○	
ふっ素及びその化合物	○	○	
ほう素及びその化合物	○	○	
2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)- 1,3,5-トリアジン(別名 シマジン又は CAT)	○		第三種特定有害物質 (農薬等)
N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S- 4-クロロベンジル(別名 チオベン カルブ又はベンチオカーブ)	○		
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	○		
ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	○		
有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオ ホスフェイト(別名 パラチオン)、ジ メチルパラニトロフェニルチオホス フェイト(別名 メチルパラチオン)、 ジメチルエチルメルカプトエチルチ オホスフェイト(別名 メチルジメト ン)及びエチルパラニトロフェニル チオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る。)	○		

1.4 汚染状態に関する基準

要措置区域の指定に係る基準は、「汚染状態に関する基準」と「健康被害が生ずるおそれの基準」で構成されている。

汚染状態に関する基準(法第6条第1項第1号)は、地下水経由の観点からの土壌溶出量基準と、直接摂取の観点からの土壌含有量基準が定められている(規則第31条第1項及び第2項並びに別表第4及び第5、表 1.4.1-1 参照)。

なお、健康被害が生ずるおそれに関する基準(法第6条第1項第2号)は、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性あることを要し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないこととされている(令第5条第1号及び第2号、施行通知記の第4の1(3))。

また、各特定有害物質について、地下水基準(規則第7条第1項、別表第2)と、土壌溶出量基準に不適合である汚染状態の程度を表す指標として、第二溶出量基準(規則第9条第1項第2号、別表第3)が定められている(表 1.4.1-1 参照)。

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌、すなわち、汚染状態に関する基準に適合しない土壌のことを「基準不適合土壌」という(規則第3条の2第1号)。

表 1.4.1-1 汚染状態に関する基準、地下水基準及び第二溶出量基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量 基準(mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下

1.5 汚染土壌の運搬

1.5.1 汚染土壌の運搬とは

汚染土壌の運搬とは、要措置区域等内の土地の土壌を、当該要措置区域等の境界線を超えるところから移動させる行為全てを指す。図 1.5.1-1 に示したように、自動車等による移動や、積替場所又は保管施設での汚染土壌の積替え又は一時的な保管も運搬に該当する。

また、汚染土壌処理施設において処理を行った汚染土壌を、処理を行った汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設へ搬出し移動させる行為（2次運搬）も運搬にあたる。

さらに、要措置区域等内の土壌は、認定調査により基準適合が確認されるまでは汚染土壌として取り扱わなければならないことに注意が必要である。

なお、汚染土壌には、含水率が高く泥状のものも含まれる（施行通知記の第5の1(2)①）。



図 1.5.1-1 要措置区域等から再処理汚染土壌処理施設までの運搬の例

1.5.2 汚染土壌の運搬の概要

法では、汚染土壌の運搬に関する許可制度は設けられていないが、汚染土壌を運搬することにより、汚染土壌の所在を不明にするおそれがあるとともに、運搬に伴い汚染を拡散させるおそれがあることから、環境リスクの管理・低減の点から運搬に関する基準を定め、要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者に対し、その遵守を義務付けることにより、汚染土壌の適正な運搬の確保を図ることとされている（運搬通知記の第1の1）。

また、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出することは、汚染の拡散をもたらす可能性があることから、当該搬出の事前の届出義務を課すとともに、当該搬出に係る計画が汚染土壌の運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反している場合には、都道府県知事がその是正を命ずることができる（施行通知記の第5の1(1)）。

要措置区域等から搬出される汚染土壌の運搬についての概要を図 1.5.2-1 に示す。

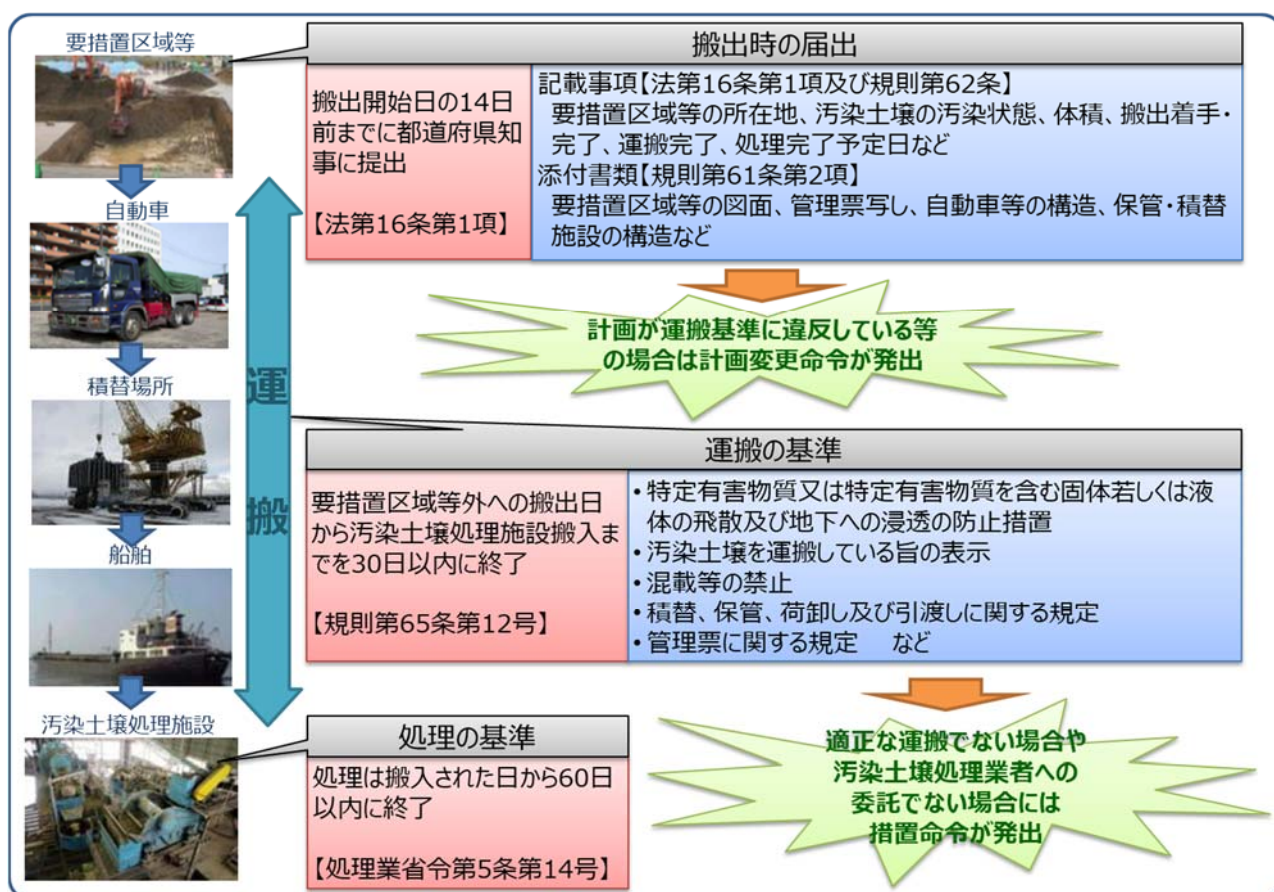


図 1.5.2-1 要措置区域等から搬出される汚染土壌の運搬の概要

1.5.3 特別な運搬行為

搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合には、汚染土壌処理施設の許可は不要とされている（図 1.5.3-1）。この行為は、積替えのための一時保管と見なされており、この行為を行う場所を積替場所とすることになっている（施行通知記の第5の1(2)①）。

この、含水率調整を行う土地には、3.6 に示すように、積替場所の基準が適用され、囲い、積替場所の表示、飛散等及び悪臭の防止措置及び地下浸透防止措置を講ずる必要がある。

また、この含水率調整を行う場所について、法第14条第1項の申請をすることも可能である。この場合、当該場所が要措置区域等に指定されることにより、当該場所への汚染土壌の移動は搬出に当たらない。この場合、オンサイト措置での汚染の拡散等の防止措置で対応することで良いが、掘削除去等が完了した後は、その区域について調査を行う必要がある。

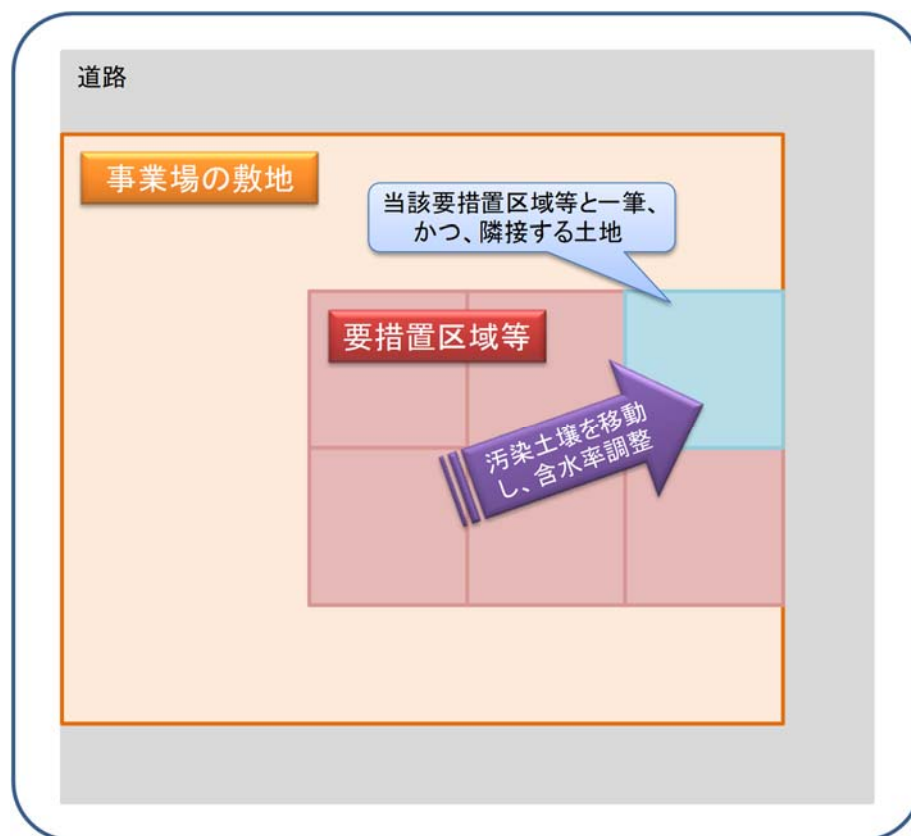


図 1.5.3-1 要措置区域等と一筆かつ隣接する土地での含水率調整のイメージ

1.5.4 飛び地間移動（汚染土壌処理施設以外への搬出）

飛び地間移動とは、同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域間又は形質変更時要届出区域間において、受入区域における嵩上げ等の土地の形質の変更に使用することを認めるものである（法第18条第1項第3号）。

旧法では、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地であっても、飛び地になって区域指定されている間の土壌の移動は認められていなかった。このことにより、迅速なオンサイトでの処理の妨げや工事の支障となり、掘削除去による処理施設への搬出を増加させる要因となる可能性があったため、そのような土地において、同一契機で行われた土壌汚染状況調査の対象地内であれば、飛び地になって区域指定された区域間の土壌の移動を可能としたものである（施行通知記の第5の1(5)②）。

これまでは、同一の敷地であっても、飛び地で区域指定されている場合、その間の土地を法第14条の申請を行い、連続した区域とした場合には移動が可能であったが、上記のとおり、法第14条の申請を行わずに飛び地間での移動が可能となる。

なお、要措置区域から形質変更時要届出区域や、形質変更時要届出区域から要措置区域への移動はできない（施行通知記の第5の1(5)②イ）。

ここで、同一の土壌汚染状況調査の結果とは、調査契機の種類（法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条）に関わらず、同一の調査契機で得られた結果である。

また、同一の調査契機で対象となった土地であれば、自治体が異なる場合も移動は可能である。

図 1.5.4-1 に飛び地間移動における制度の概要を示す。

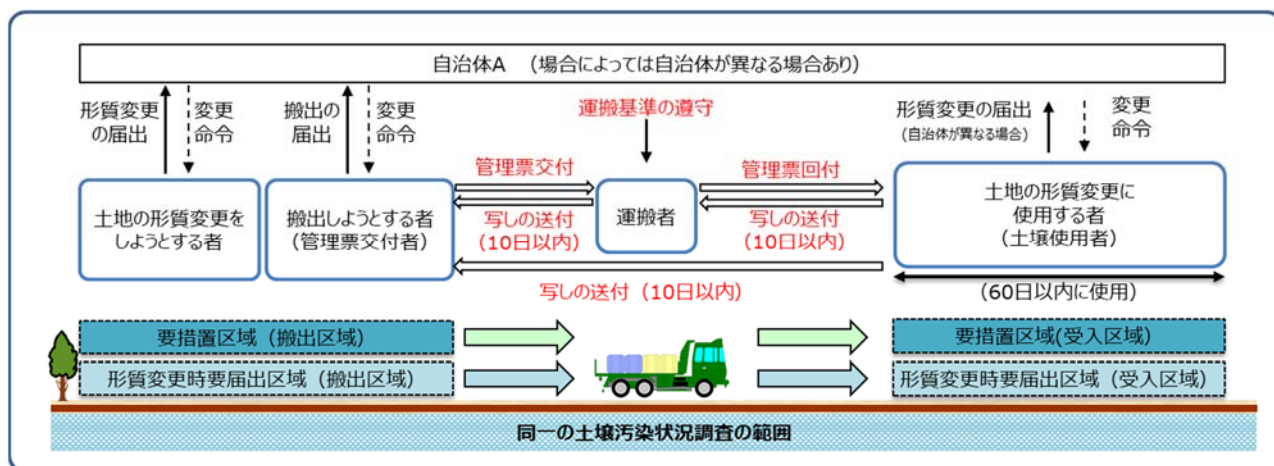


図 1.5.4-1 飛び地間移動の制度の概要

(1) 搬出区域

搬出しようとする者は、土地の形質の変更の届出（法第 12 条）及び搬出の届出（法第 16 条）を都道府県知事等に提出するとともに、法第 20 条に基づく管理票の交付等が必要である（施行通知記の第 5 の 1(5)②）。

ここで、搬出届出書の添付書類として、同一の契機において土壤汚染状況調査を実施し、その結果に基づき区域指定された旨を示す書類を提出する必要がある。

(2) 受入区域

搬出区域と受入区域が異なる自治体にある場合にあっては、施行規則第 50 条第 1 項第 1 号ホに基づき、土地の形質の変更を行おうとする者（土壤使用者）が受入区域を管轄する自治体に形質の変更の届出を提出する必要がある。

なお、受け入れた汚染土壤については、受け入れた日から 60 日以内に使用しなければならない（規則第 43 条の 2 及び規則第 53 条の 2 第 2 項）。ここで、使用とは、汚染土壤を受入区域に搬入したことを指すわけではなく、土地の形質の変更の届出に添付した使用場所の図面（規則第 61 条第 2 項第 8 号イ）のとおり、嵩上げ等に使用する必要がある。

また、搬出区域の汚染土壤の汚染状態が受入区域の汚染状態よりも高い場合には、区域指定台帳の記載事項を変更する必要がある（施行通知記の第 5 の 1(5)②イ）。

1.5.5 区域間移動（汚染土壌処理施設以外への搬出）

区域間移動とは、ある一定の要件を満たした場合、受入区域における嵩上げ等の土地の形質の変更に使用する目的で、自然由来等形質変更時要届出区域間での移動を認めるものである（法第18条第1項第2号）。

自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられるが、旧法では、近隣の同様の区域への搬出が制限されており、活用が難しいだけでなく、近隣での仮置きができず、工事の利便性が悪かったため、自然由来特例区域及び埋立地特例区域の間の土壌の移動であって一定の要件を満たすものを届出の上、可能としたものである（施行通知記の第5の1(5)②）。

ここで、自然由来等形質変更時要届出区域となり得る区域は以下のとおりである。なお、以下の区域であるだけでなく、施行規則第65条の4に示された要件に合致している必要がある。また、自然由来等土壌とは、自然由来等形質変更時要届出区域の汚染土壌と定義されている（法第18条）。

- ① 自然由来特例区域
- ② 埋立地特例区域（埋立地管理区域から区域替えが行われたものを含む）

区域間移動には、汚染が専ら自然に由来する土壌の移動（主に自然由来特例区域間の移動（以下「自然由来特例区域間移動」））と、汚染が専ら埋立材に由来する土壌の移動（主に埋立地特例区域間の移動（以下「埋立地特例区域間移動」という。））がある。

図 1.5.5-1 に区域間移動における制度の概要を示す。

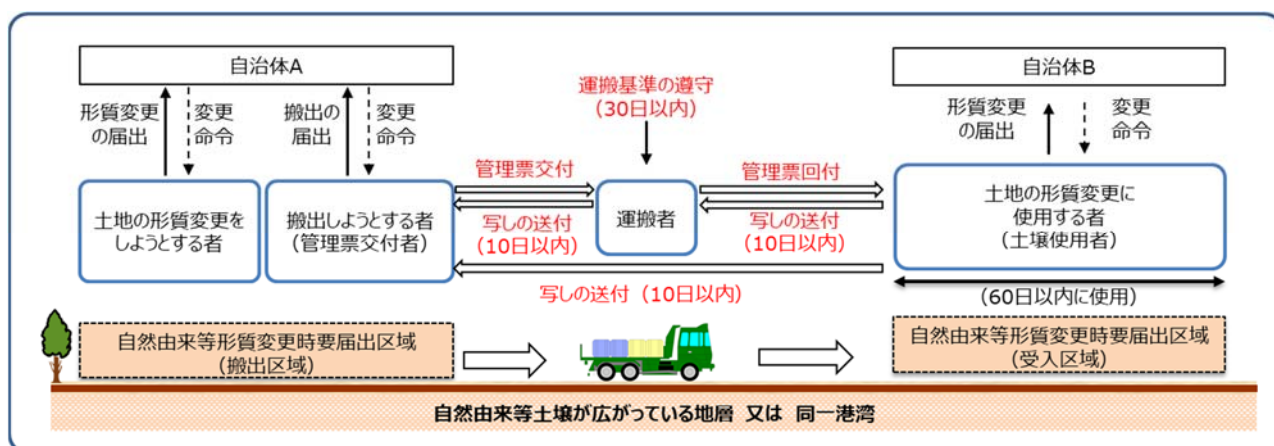


図 1.5.5-1 区域間移動の制度の概要

図 1.5.5-1 に示したとおり、土壌使用者が受入区域のある自治体に対して土地の形質の変更の届出を提出することになるが、変更命令が発出され、搬出区域の土壌の使用量を制限されることも想定される。土壌使用者にあっては、変更命令に対しても対応できるよう、十分な時間を持って届出を行うよう、注意が必要である。

また、搬出区域及び受入区域の自治体にあっては、それぞれ提出される届出書について、情報共有を行うことが望ましい。

(1) 搬出区域

搬出しようとする者は、土地の形質の変更の届出（法第 12 条）及び搬出の届出（法第 16 条）を都道府県知事に提出するとともに、法第 20 条に基づく管理票の交付等が必要である施行通知記の第 5 の 1(5)②）。

ここで、搬出届出の添付書類として、搬出区域と受入区域において、以下の要件を満たしている添付書類を提出する必要がある。

- ① 自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であること（法第 18 条第 1 項第 2 号イ）
- ② 自然由来等土壌があった土地の地質と同じであること（法第 18 条第 1 項第 2 号ロ）

①については、受入区域における区域指定物質が搬出区域における区域指定物質の全部を含んでいることに加え、搬出区域、受入区域の区域指定物質ごとに、表 1.5.5-1 に示す要件に適合している必要がある。なお、汚染の状況が同様であるか否かの具体的な例については、Appendix-2 を参照されたい。

表 1.5.5-1 搬出区域及び受入区域の汚染状態ごとの区域間移動の可否

搬出区域		受入区域		区域間移動の可否
溶出量基準	含有量基準	溶出量基準	含有量基準	
適合	不適合	適合	不適合	○
		不適合	適合	×
		不適合	不適合	○
不適合	適合	適合	不適合	×
		不適合	適合	○
		不適合	不適合	○
不適合	不適合	適合	不適合	×
		不適合	適合	×
		不適合	不適合	○

一方、②については、自然由来特例区域間移動と埋立地特例区域間移動の場合とで異なる。

ア. 自然由来特例区域間移動

自然由来特例区域間移動の場合、搬出区域と受入区域において地層構成が同じであれば、土地の地質が同じと判断される。

なお、区域間移動が可能な要件の確認については Appendix-2 を参照されたい。

イ. 埋立地特例区域間移動

埋立地特例区域間移動の場合、受入区域のある港湾内の公有水面の埋立てに係る埋立地と、搬出区域である自然由来等形質変更時要届出区域の港湾内の公有水面の埋立てに係る埋立地が同一の港湾（漁港を含む。）であれば、土地の地質が同じと判断される。

(2) 受入区域

土壤使用者は、区域間移動により自然由来等土壤を使用する場合、土地の形質の変更の届出を提出する必要がある。

なお、受け入れた自然由来等土壤については、受け入れた日から 60 日以内に使用しなければならない（規則第 53 条の 2 第 1 項）。ここで使用とは、自然由来等土壤を受入区域に搬入したことを指すわけではなく、土地の形質の変更の届出に添付した使用場所の図面（規則第 61 条第 2 項第 7 号イ）のとおり、嵩上げ等に使用する必要がある。

また、搬出区域の形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の濃度が受入区域の特定有害物質の濃度よりも高い場合には、区域指定台帳の記載事項を変更する必要がある。

第2章 汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令（法第16条）

2.1 汚染土壌の搬出の届出（法第16条及び規則第61条、第62条）

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する場合には、要措置区域等外へ搬出しようとする者が、汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、搬出届出書（様式第26）及び添付資料（書類及び図面）を都道府県知事に届け出なければならない。

ここで、「搬出」とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいう（施行通知記の第5の1(2)①）。

また、「要措置区域等外へ搬出しようとする者」とは、その搬出する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる（施行通知記の第5の1(2)①）。ただし、受注者がその搬出に関する計画の内容を決定する責任を有している場合には受注者が該当すると考えられる。

なお、非常災害のために必要な応急措置（2.3参照）や、試験研究のために搬出を行う場合（3.10参照）は、届出の対象外となっている。

この届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合には、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとなる（法第66条第3号）。

さらに、都道府県知事は、届出を受けた日から14日以内に限り、下記に示す事項について命令することができる（法第16条第4項）。

この命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなる（法第65条第1号）。

- ① 運搬の方法が運搬に関する基準に違反している場合、当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること（法第16条第4項第1号）
- ② 法第18条第1項の規定に違反して搬出する汚染土壌の処理を法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しない場合、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること（法第16条第4項第2号）

2.1.1 汚染土壌の区域外搬出届出書（規則第 61 条第 1 項）

搬出届出書に必要事項を記載し、汚染土壌の搬出に着手する日の 14 日前までに都道府県知事に届け出る必要がある。

(1)の前提条件の下における、記載の例を(2)に示す。

(1) 前提条件

要措置区域：〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇

届 出 者：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル 23F

環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎

搬出土量：トリクロロエチレン=1,000 m³、鉛=500 m³（TOTAL 1,500 m³）（複合汚染無し）

汚染濃度：表 2.1.1-1 を参照

運搬経路：表 2.1.1-2 を参照

搬出計画：50 m³/日×30 日=1,500 m³（搬出工期：30 日×1.5=45 日）

5 月 10 日 搬出着手日

6 月 24 日 搬出完了日

7 月 24 日 運搬完了日（搬出完了日から 30 日以内：規則第 65 条第 12 号）

9 月 22 日 処理完了日（運搬完了日から 60 日以内：処理業省令第 5 条第 14 号）

表 2.1.1-1 搬出汚染土壌の汚染濃度

特定有害物質		トリクロロエチレン	鉛
汚染濃度	溶出量 (mg/L)	0.031~0.4	0.011~0.03
	含有量 (mg/kg)	—	160
搬出土量 (m ³)		1,000	500
備考		第二溶出量基準不適合	土壌溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合

表 2.1.1-2 運搬経路

特定有害物質	トリクロロエチレン	鉛
運搬	(株)土壌運搬(自動車)	(株)土壌運搬(自動車)
積替え・保管	東京埠頭(株)(積替え)	なし
運搬	日本海運(株)(船舶)	なし
積替え・保管	青森埠頭倉庫(株)(保管)	なし
運搬	東北運送(株)(自動車)	なし
汚染土壌 処理施設	浄化リサイクル(株) 鶴岡工場 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))	土壌洗浄(株) 川崎事業所 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))

(2) 搬出届出書の記載例

様式第二十六（第六十一条第一項項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書	
令和3年4月10日	
東京都知事 〇〇 〇〇 殿	届出者 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23階 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎
土壌汚染対策法第18条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。	
汚染土壌の特定有害物質による 汚染状態	トリクロロエチレン(土壌溶出量基準及び第二溶出量基準不適合0.031~0.4mg/L) 鉛(土壌含有量基準不適合160mg/kg、土壌溶出量基準不適合0.011~0.03mg/L)
汚染土壌の体積	1,500m ³ (トリクロロエチレン:1,000m ³ 、鉛:500m ³)
汚染土壌の運搬の方法	トリクロロエチレン:陸運(自動車)→海運(船舶)→陸運(自動車) 鉛:陸運(自動車) ※ 詳細は添付書類「運搬計画書」P△の運搬フロー図を参照
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	㈱土壌運搬
汚染土壌の搬出の着手予定日	令和3年5月10日
汚染土壌の搬出の完了予定日	令和3年6月24日
汚染土壌の運搬の完了予定日	令和3年7月24日
運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先	㈱土壌運搬 〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル3階 Tel:03-0000-0000 日本海運㈱ 〒107-0000 東京都港区赤坂〇-〇-〇 Tel:03-0000-0000 東北運送㈱ 〒990-0000 山形県山形市×〇町0000-0 Tel:03-0000-000 ※ 詳細は添付書類「運搬計画書」のP〇を参照。
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先(運搬の際、積替えを行う場合に限る。)	東京埠頭㈱ 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 Tel:03-0000-0000 積替え場所の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P△を参照。
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先(保管施設を用いる場合に限る。)	青森埠頭倉庫㈱ 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 Tel:017-000-0000 保管施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P△を参照。
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	トリクロロエチレン:浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場 鉛:土壌洗浄㈱ 川崎事業所
汚染土壌を処理する施設の所在地	浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 土壌洗浄㈱ 川崎事業所 〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△〇-〇-〇
処理の完了予定日	令和3年9月22日
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

図 2.1.1-1 搬出届出書の記載例

(3) 記載内容の説明

汚染土壌の区域外搬出届出書に記載すべき記載内容及び注意事項について下記に示す。

1) 届出者（規則第 62 条第 1 号）

搬出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載する。

2) 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第 16 条第 1 項第 1 号）

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度を記載する。

3) 汚染土壌の体積（法第 16 条第 1 項第 2 号）

搬出する汚染土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された汚染土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出汚染土壌の体積を記載する。

なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン及び鉛）：150 m³」と記載する。

4) 汚染土壌の運搬の方法（法第 16 条第 1 項第 3 号）

搬出届出書には、要措置区域等から汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要（例えば、陸運（自動車）、海運（船舶）など）を記載する。

汚染土壌の運搬の方法の詳細については、以下のア．～ウ．に示す項目を記載した運搬計画書を作成し、添付する。

ア. 運搬フロー図

要措置区域等から汚染土壌処理施設までの汚染土壌の流れをフロー図で示す。再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、2次運搬を含めたフローを記載する。また、運搬受託者のみならず、運搬請負者についても記載する。運搬フロー図の記載例を図 2.1.1-2 に示す。

なお、1.5.3 に示したように、搬出に当たって搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合（図 1.5.3-1）にも、その土地を積替場所として記載する必要がある。

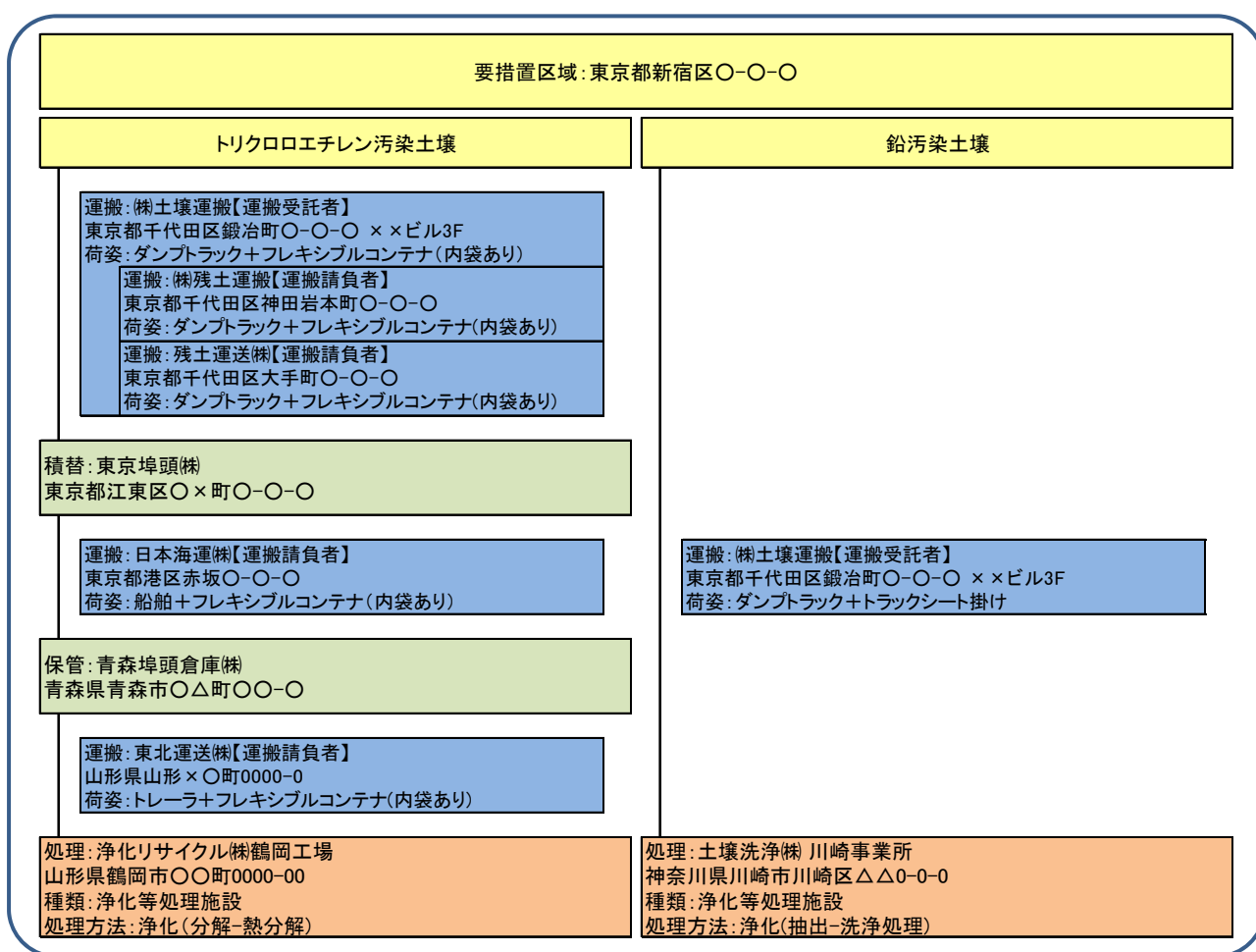


図 2.1.1-2 運搬フロー図の記載例

イ. 積替場所の図面及び写真

積替場所の構造図及び写真等を添付する。なお、複数の積替場所を経由する場合には各々添付する。

ウ. 緊急連絡体制表

規則第 65 条第 2 号には、「特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。」と規定されている。

運搬中に飛散等が発生した場合、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられる必要があることから、緊急時連絡体制表を整備し、添付する。

また、汚染土壌の積込み、荷卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止することが重要である。

そこで、下記に示す作業員への新規入場者研修などの教育に用いる資料及び指示方法等を示した資料を添付する。

- ① 事故等の対応について
- ② 作業員の暴露及び運搬中の汚染拡散防止について

5) 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称（法第 16 条第 1 項第 4 号）

運搬受託者及び運搬請負者の氏名又は名称を記載する。

6) 汚染土壌の搬出の着手予定日（法第 16 条第 1 項第 9 号）

汚染土壌の搬出に着手する予定日を記載する。搬出届出書は着手予定日の 14 日前までに都道府県知事に届け出ることになっていることに注意が必要である。

7) 汚染土壌の搬出完了予定日（規則第 62 条第 2 号）

汚染土壌の搬出が完了する予定日を記載する。

8) 汚染土壌の運搬完了予定日（規則第 62 条第 2 号）

汚染土壌の運搬が完了する予定日を記載する。規則第 65 条第 12 号には「汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から 30 日以内に終了すること。」と規定されている。よって、7) で記載した搬出完了予定日から 30 日以内の日付でなければならない。

9) 自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先（規則第 62 条第 3 号）

自動車等で搬出された汚染土壌の運搬を行う自動車等の使用者（運搬受託者及び運搬請負者）の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。また、別添として、搬出汚染土壌を運搬する自動車等を一覧表にし、その車体の形状、飛散等を防止する構造等を記載する。

表 2.1.1-3 自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表

自動車等の 使用者の名称等	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
(株)土壌運搬	03-0000-0000	フルトレラー	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
(株)残土運搬	03-1111-1111	フルトレラー	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
残土運送(株)	03-2222-2222	フルトレラー	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
(株)土壌運搬	03-0000-0000	ダンプ	鉛	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
(株)土壌運搬	03-0000-0000	ダンプ	鉛	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)

10) 積替場所の所在地・所有者名又は名称・連絡先（規則第 62 条第 4 号）

運搬の際に積替えを行う場合には、積替場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合（図 1.5.3-1 参照）は、この行為を積替えのための一時保管とみなすこととされているため、この行為を行う場所を積替場所として記載する必要がある（施行通知記の第 5 の 1(2)①）。

11) 保管施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先（規則第 62 条第 5 号）

積替えのために汚染土壌を一時的に保管する場合は、保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

12) 汚染土壌の処理（汚染土壌処理施設への搬出）をする場合の記載（法第 16 条第 1 項及び規則第 62 条第 6 号）

汚染土壌を汚染土壌処理施設へ搬出し、処理をする場合には、以下の記載が必要である。

a) 要措置区域等の所在地（規則第 62 条第 6 号イ）

汚染土壌を処理する場合、要措置区域等（搬出区域）の所在地を記載する。

b) 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称（法第 16 条第 1 項第 5 号）

汚染土壌を処理する場合、汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には汚染状態（特定有害物質の種類及び汚染の濃度）ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。

c) 汚染土壌を処理する施設の所在地（法第 16 条第 1 項第 6 号）

汚染土壌を処理する場合、汚染土壌処理施設の所在地を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には各々記載する。

d) 汚染土壌の処理完了予定日（規則第 62 条第 6 号ロ）

汚染土壌を処理する場合、汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日を記載する。処理業省令第 5 条第 14 号には、「汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から 60 日以内に終了すること。」と規定されている。よって、8) で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。

13) 区域間移動をする場合の記載（法第 16 条第 1 項第 7 号及び規則第 62 条第 7 号）

自然由来等土壌を区域間移動（法第 18 条第 1 項第 2 号）し、受入区域における嵩上げ等の土地の形質の変更に使用する場合には、以下の記載が必要である。

a) 自然由来等形質変更時要届出区域（搬出区域）の所在地（規則第 62 条第 7 号イ）

区域間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、搬出する自然由来等土壌のある自然由来等形質変更時要届出区域（搬出区域）の所在地を記載する。

b) 自然由来等形質変更時要届出区域（受入区域）の所在地（法第 16 条第 1 項第 7 号）

区域間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、当該土地の形質の変更をする自然由来等形質変更時要届出区域（受入区域）の所在地を記載する。

c) 形質の変更の完了予定日（規則第 62 条第 7 号ロ）

区域間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、土地の形質の変更（使用）が完了する予定日を記載する。施行規則第 53 条の 2 第 1 項には、「受入区域に搬入された日から 60 日以内に使用を終了すること。」と規定されている。よって、8) で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。ここで、使用には受入区域への仮置きは含まれず、搬出の届出に添付する土壌の使用場所の図面（規則第 61 条第 2 項第 7 号イ）のとおり汚染土壌を使用し終える予定日を記載する。

14) 飛び地間移動をする場合の記載（法第 16 条第 1 項第 8 号及び規則第 62 条第 8 号）

汚染土壌を飛び地間移動（法第 18 条第 1 項第 3 号）し、受入区域における嵩上げ等の土地の形質の変更に使用する場合には、以下の記載が必要である。

a) 要措置区域等（搬出区域）の所在地（規則第 62 条第 8 号イ）

飛び地間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、搬出する汚染土壌のある要措置区域等（搬出区域）の所在地を記載する。

b) 要措置区域等（受入区域）の所在地（法第 16 条第 1 項第 8 号）

飛び地間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、当該土地の形質の変更をする要措置区域等（受入区域）の所在地を記載する。

c) 形質の変更の完了予定日（規則第 62 条第 7 号ロ）

飛び地間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、当該土地の形質の変更（使用）が完了する予定日を記載する。施行規則第 53 条の 2 第 2 項には、「受入区域に搬入された日から 60 日以内に使用を終了すること。」と規定されている。よって、8) で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。ここで、使用には受入区域への仮置きは含まれず、搬出の届出に添付する土壌の使用場所の図面（規則第 61 条第 2 項第 8 号イ）のとおりに汚染土壌を使用し終える予定日を記載する。

(4) 搬出届出書等の伝達

汚染土壌の運搬にあつては、図 2.1.1-3 に示すとおり、搬出元自治体及び受入側自治体以外に、積替場所及び保管施設のある自治体（以下「経由地自治体」という。）を経由し、運搬されることも想定される。



図 2.1.1-3 積替場所及び保管施設を経由する運搬の例

この経由地自治体には当該施設に係る情報がない。積替場所及び保管施設における汚染土壌運搬状況の把握の観点から、法第 16 条に基づく搬出届出書又は搬出変更届出書の届出を受けた都道府県知事は、当該届出の情報について、当該届出書に記載されている積替場所及び保管施設のある都道府県知事に対して、搬出届出書又は搬出変更届出書の写しを郵送又は電子メールで送付する等の方法により速やかに伝達することが望ましい（施行通知記の第 5 の 1(2)③）。

なお、経由地自治体にあつては、搬出届出書又は搬出変更届出書の写しの伝達を受けた場合、法第 54 条第 3 項の規定に基づき、当該届出書に記載されている積替場所及び保管施設についても報告徴収及び立入検査を実施することが望ましい。さらに、これらを実施した場合には、その結果を伝達元の都道府県知事と共有することが望ましい（施行通知記の第 8 の 1(2)）。

2.1.2 搬出届出書の添付書類（規則第 61 条第 2 項）

搬出届出書に添付すべき書類及び図面並びにこれらに係る注意事項について下記に示す。

(1) 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面（規則第 61 条第 2 項第 1 号）

搬出汚染土壌の場所が分かる要措置区域等の図面を添付する。図面により、①要措置区域等内において搬出を伴う部分とその深度、②特定有害物質ごとの汚染濃度が分かる平面図及び断面図などを添付する。

図 2.1.2-1 に要措置区域等の平面図の例を示す。

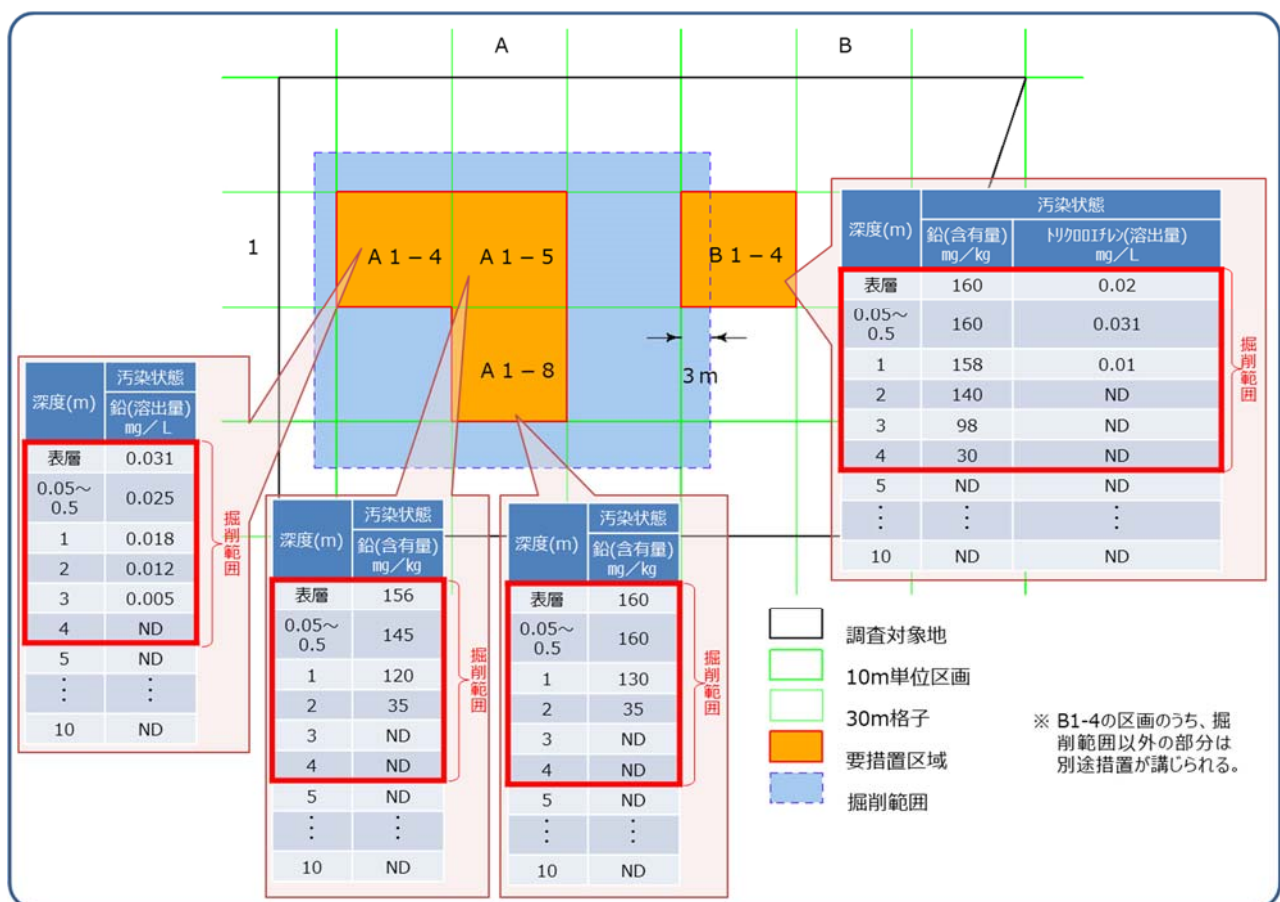


図 2.1.2-1 要措置区域等の平面図の例

(2) 第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合の調査の結果に関する事項（規則第 61 条第 2 項第 2 号）

土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を添付する（規則第 61 条第 2 項第 2 号）。

ここで、「土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項」とは、土壤汚染状況調査の結果、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた要措置区域等において、措置のためのボーリング調査や法第 16 条第 1 項括弧書の認定のための調査（認定調査）等により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合における、その調査の結果及び計量証明事業者の名称等のことである。なお、この場合の第二溶出量基準に適合することが明らかとなった汚染土壤を埋立処理施設において受け入れることは可能である（施行通知記の第 5 の 1 (2) ①）。

(3) 使用予定の管理票の写し（規則第 61 条第 2 項第 3 号）

使用予定の管理票のうち、下記に示す必要事項が記載されたものの写しを添付する。2.1.1(1) に示した前提条件のうち、トリクロロエチレンの汚染濃度が 0.4 mg/L のものを運搬する際の管理票の記載例を図 2.1.2-2 に示す。

- ① 管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 運搬受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ③ 処理受託者又は土壤使用者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ④ 法人にあっては、管理票の交付担当者の氏名
- ⑤ 汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- ⑥ 汚染土壤の荷姿
- ⑦ 要措置区域等の所在地
- ⑧ 積替え又は保管場所
- ⑨ 汚染土壤処理施設の名称及び所在地又は、受入区域（区域間移動又は飛び地間移動の場合）の所在地

管理票 (A票)

整理番号

様式第二十九 (第六十七条第二項関係)

氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名

① 環境建設株式会社
代表取締役社長 建設太郎

〒100-0000
東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇
〇ビル23F
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

住所及び連絡先

氏名又は名称

② 株式会社土壌運搬

〒100-0000
東京都千代田区鍛冶町
〇-〇 ×ビル3F
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

住所及び連絡先

氏名又は名称

③ 浄化リサイクル株式会社
鶴岡工場

〒997-0000
山形県鶴岡市〇〇町
0000-00
TEL 0235-00-0000
FAX 0235-00-0000

住所及び連絡先

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)

汚染物質	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	汚染物質	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	汚染物質	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	含有量基準 超過
☐ クロロエチレン			☐ 1,1,2-トリクロロエタン			☐ カドミウム及びその化合物			
☐ 四塩化炭素			☒ トリクロロエチレン		(0.4mg/L)	☐ 六価クロム化合物			
☐ 1,2-ジクロロエタン			☐ ベンゼン			☐ シアン化合物			
☐ 1,1-ジクロロエチレン			☐ シマジン			☐ 水銀及びその化合物			
☐ 1,2-ジクロロエチレン			☐ チオベンカルブ			☐ セレン及びその化合物			
☐ 1,3-ジクロロプロペン			☐ デウラム			☐ 鉛及びその化合物			
☐ ジクロロメタン			☐ PCB			☐ 砒素及びその化合物			
☐ テトラクロロエチレン			☐ 有機りん化合物			☐ 銅及びその化合物			
☐ 1,1,1-トリクロロエタン						☐ ほう素及びその化合物			

交付者用

交付担当者の氏名

④ 土木 一郎

交付年月日

年 月 日

交付番号

汚染土壌の荷姿

⑥ フレキシブルコンテナ (内袋あり)

汚染土壌の体積

m³

汚染土壌の重量

t・kg

要措置区域等の所在地 (自然由来汚染物質の汚染状態を調査した区域)

⑦ 〒163-0000
東京都新宿区〇-〇-〇 ▲工業 新宿事業所

⑧ 積替え場所

名称及び所在地
所有者の氏名又は名称
連絡先

〒100-0000
東京都江東区〇×町〇-〇-〇 東京埠頭㈱

TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000

積替え場所は保管場所

名称及び所在地
所有者の氏名又は名称
連絡先

〒030-0000
青森県青森市〇△町〇-〇-〇 青森埠頭倉庫㈱

TEL 017-000-0000 FAX 017-000-0000

汚染土壌処理施設の名称及び所在地 (搬出先の汚染土壌処理施設又は区域は要措置区域等の所在地)

⑨ 浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場

〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00

第 0581000003 号

自動車等の番号及び運搬担当者の氏名	運搬区間	引渡し年月日
自動車等の番号		
担当者氏名	↓	年 月 日
自動車等の番号		
担当者氏名	↓	年 月 日
自動車等の番号		
担当者氏名	↓	年 月 日

引渡しを受けた者の氏名

処理担当者の氏名
(上掲の汚染土壌の搬入をした者の氏名)

処理方法
(上掲の汚染土壌の搬入の方法)

処理終了年月日
(上掲の汚染土壌の搬入を終了した年月日)

年 月 日

運搬委託者からの返送確認日

年 月 日

処理委託者
(上掲の汚染土壌の搬入を行った者)からの返送確認日

年 月 日

備考

備考

図 2.1.2-2 搬出届出書に添付する管理票の記載例

(4) 自動車等の構造を記した書類 (規則第 61 条第 2 項第 4 号)

汚染土壌の運搬に使用する自動車等の種類ごとに構造を記した書類や写真を 2.1.1(3)4 ア. に示した段階ごとに添付する。

自動車等の構造については、運搬の過程において汚染土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できるものであること。

3.3 に記載しているように、運搬容器等により飛散等について対応する場合も考えられるが、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質を含む汚染土壌などの場合には、自動車等に直接汚染土壌を積載することが考えられ、例えば自動車の場合、自動車の荷台から汚染土壌が流出しない構造であることなどが確認できることが必要である。

例えば自動車の場合、車検証に記載されている「車体の形状 (ダンプ、コンテナ専用車など)」、を記載するとともに、飛散を防止する構造 (防じんカバーの使用及びその材質など) について、一覧表 (表 2.1.1-3 参照) にして添付することによりよい。

また、運搬容器 (内袋付きフレキシブルコンテナ、ドラム缶など) で対応する場合においては、各段階において、その仕様 (内袋の有無、素材、容量等) を記載するとともに、必要に応じて写真等を添付することが望ましい。

なお、運搬容器等の基準については、3.3 を参照のこと。

(5) 保管施設の構造を記した書類（規則第 61 条第 2 項第 5 号）

運搬の過程において保管を行う場合には、保管施設の配置図、構造図及び主要な設備の写真を添付する。なお、複数の保管施設を経由する場合には各々添付する。

また、汚染土壌の荷重が壁面等にかかる構造である場合には、荷重に対して構造耐力上十分に安全であることを示す構造計算書等を添付する。

配置図の例を図 2.1.2-3 に示す。

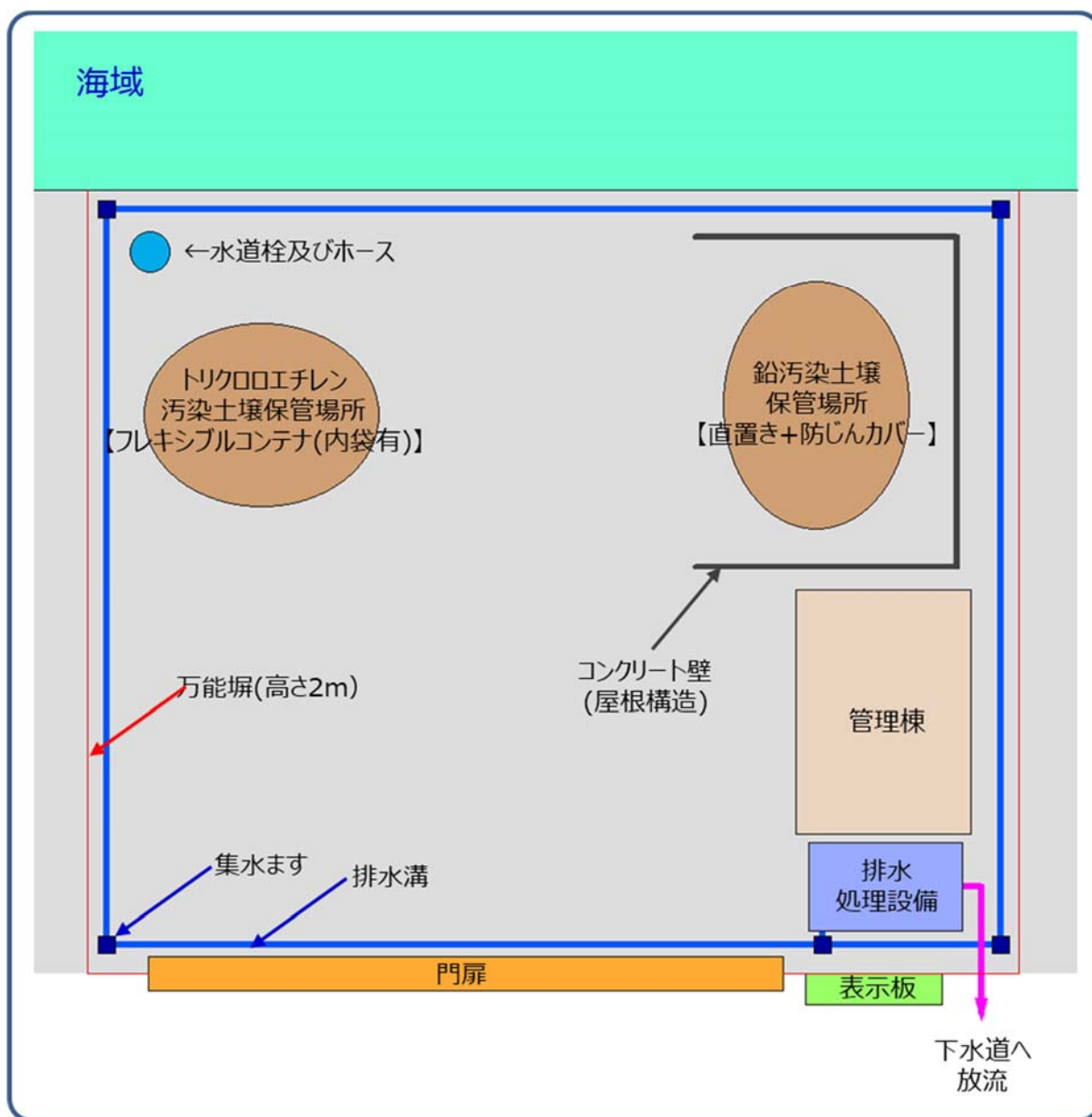


図 2.1.2-3 保管施設の配置図の例

(6) 汚染土壌の処理（汚染土壌処理施設への搬出）をする場合の添付書類等（規則第 61 条第 2 項第 6 号）

ア. 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 6 号イ）

汚染土壌処理施設に搬出する場合、汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理業者との間で交わした契約書、注文書又は受入同意書等の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付する。

なお、搬出届出者と汚染土壌処理業者が直接契約をせず、他の業者と汚染土壌処理業者とが契約を行い汚染土壌を処理する場合には、汚染土壌が適正に処理されることを確認するため、搬出届出者と他の業者の間で交わされた委任状などを添付することが望ましい。

イ. 汚染土壌処理施設の許可証の写し（規則第 61 条第 2 項第 6 号ロ）

汚染土壌処理施設に搬出する場合、ア. の処理を行う汚染土壌処理施設の許可証の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付する。

また、再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、再処理汚染土壌処理施設の許可証の写しも添付することが望ましい。

(7) 区域間移動する場合の添付書類等（規則第 61 条第 2 項第 7 号）

ア. 使用場所の図面（規則第 61 条第 2 項第 7 号イ）

区域間移動を行う場合、受入区域における使用場所を明らかにする書類として、平面図、断面図を添付する。なお、平面図及び断面図には当該要措置区域等の特定有害物質による汚染状態のみならず、使用する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態が解るものである必要がある。

イ. 汚染状況が同様であることを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号ロ）

区域間移動を行う場合、搬出区域と受入区域の汚染状況が同様であることを証する書類（具体的には搬出区域と受入区域の台帳の写し等）を添付する。なお、区域間移動が可能か否かについては、前述表 1.5.5-1 に示したとおりであり、具体例については、Appendix-2 を参照されたい。

ウ. 搬出区域と受入区域の土地の地質が同じであることを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号ハ）

自然由来特例区域間移動を行う場合、搬出区域と受入区域の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていることを証する書類として、搬出区域及び受入区域の土地に係る地質柱状図及び特定有害物質による汚染状態の分布を説明する書類等を添付する（施行通知記の第 5 の (2) ①）。

具体的には、Appendix-2 を参照し、地質的に同質な状態で広がっていることとして、「地層構成が同じ」であることが判断されることになる。

一方、埋立地特例区域間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合には、搬出区域と受入区域の土地の地質が同じであるとして、港湾（漁業の用に供する港湾を含む。）内の公有水面埋め立てに係る埋立地と、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の港湾内の公有水面の埋め立てに係る埋立地が同一の港湾であればよい。

そこで、同一港湾であることを証する書類として、公有水面埋立法に基づく免許書の写し等並びに搬出区域及び受入区域の土地の位置関係を示す図面等を添付する（施行通知記の第 5 の (2) ①）。

エ. 搬出区域の汚染が専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来であることを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号ニ）

区域間移動を行う場合、搬出時においても搬出区域の土壌が規則第 65 条の 4 の要件（汚染が専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来である土壌）を満たしている書類として、改めて実施した資料等調査の結果等を添付する。

規則第 65 条の 4 の具体的な要件を表 2.1.2-1 に示す。

表 2.1.2-1 汚染が専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来であることの要件

汚染が専ら自然由来のものであること (規則第 65 条の 4 第 1 号)	汚染が専ら水面埋立て土砂由来のものであること (規則第 65 条の 4 第 2 号)
・ 汚染物質がシアンを除く第二種特定有害物質であること(第 1 号イ) ・ 特定有害物質による汚染が地質的に同質な状態で分布していること(第 1 号ロ) ・ 汚染状態が第二溶出量基準適合であること(第 1 号ハ) ・ 以下のいずれかの土地であること(第 1 号ニ) ○ 汚染状態が水面埋立て土砂由来又は人為等由来による汚染のおそれがない土地 ○ 水面埋立て土砂由来又は人為等由来によるおそれがある土地であって、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌が存在するおそれがないと認められる土地 ○ 土壌汚染状況調査その他第 3 条～第 15 条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、水面埋立て土砂由来又は人為等由来の土地でないと認められる土地	・ 以下のいずれかの土地であること(第 2 号イ) ○ 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法に基づき埋立て又は干拓された土地 ○ 大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法に基づき埋立て又は干拓された土地であって、特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合する土地(シアンを除く第二種特定有害物質による汚染の土地、かつ廃棄物が埋め立てられていない場所に限る)。 ・ 以下のいずれかの土地であること(第 2 号ロ) ○ 汚染状態が人為等由来による汚染のおそれがない土地 ○ 人為等由来によるおそれがある土地であって、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌が存在するおそれがないと認められる土地 ○ 土壌汚染状況調査その他第 3 条～第 15 条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、人為等由来の土地でないと認められる土地

ここで、規則第 65 条の 4 第 1 号イ及びロであることを判断するために、搬出区域の汚染土壌の汚染状態を確認する必要がある。なお、搬出区域（自然由来特例区域又は埋立地特例区域）における汚染状態の確認方法については Appendix-2 を参照されたい。

オ. 汚染土壌の使用を他人に委託したことを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号ホ）

区域間移動を行い他人に汚染土壌を使用させる場合、搬出区域及び受入区域の土地の所有者等との間で交わした契約書、注文書又は受入同意書等の写しを添付する。

(8) 飛び地間移動する場合の添付書類等（規則第 61 条第 2 項第 8 号）

ア. 使用場所の図面（規則第 61 条第 2 項第 8 号イ）

飛び地間移動を行う場合、受入区域における使用場所を明らかにする書類として、平面図、断面図を添付する。なお、平面図及び断面図には当該自然由来等形質変更時要届出区域の特定有害物質による汚染状態のみならず、使用する自然由来等土壌の特定有害物質による汚染状態が解るものである必要がある。

イ. 同一の調査契機により区域指定されたことを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 12 号）

飛び地間移動を行う場合、搬出区域と受入区域が同一の土壌汚染状況調査の結果、区域指定されていることが必要であるため、区域指定された際の台帳の写しを添付する。なお、同一の自治体に届出を行う場合には、当該要措置区域等が特定できる指定の番号等を示す書類等でもよい（施行通知記の第 5 の 1(2)①）。

2.2 変更の届出（法第 16 条第 2 項）

法第 16 条第 2 項には、「法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されている（様式第 27）。

「その届出に係る行為」とは、同条第 1 項の届出に係る要措置区域等外への汚染土壌の搬出をいい、同条第 2 項の届出をしようとする時点で、当該搬出まで 14 日間を確保できない場合には、同項の届出をする際に、同条第 1 項第 6 号に定める搬出の着手予定日についても変更する必要があることに留意されたい。

この変更の届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合には、3 月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられることとなる（法第 66 条第 1 号）。

さらに、都道府県知事は、届出を受けた日から 14 日以内に限り、下記に示す事項について命令することができる（法第 16 条第 4 項）。

この命令に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることとなる（法第 65 条第 1 号）。

- ① 運搬の方法が運搬に関する基準に違反している場合、当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること（法第 16 条第 4 項第 1 号）
- ② 法第 18 条第 1 項の規定に違反して搬出する汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しない場合、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること（法第 16 条第 4 項第 2 号）

2.2.1 搬出変更届出書（規則第 63 条第 1 項）

搬出変更届出書に変更事項を記載し、その届出に係る行為に着手する 14 日前までに、都道府県知事に届け出る必要がある（法第 16 条第 2 項）。

図 2.2.1-1 に搬出変更届出書の記載例として、2.1.1(1)に示した前提条件のうち、下線で示した変更点を記載したものを示す。

(1) 前提条件

要措置区域：〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇

届 出 者：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル 23F

環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎

搬出土量：トリクロロエチレン=1,000 m³、鉛=500 m³ (TOTAL 1,500 m³) (複合汚染無し)

汚染濃度：表 2.2.1-1 を参照

運搬経路：表 2.2.1-2 を参照 (積替場所から保管施設への変更)

搬出計画：30 m³/日×50 日=1,500 m³ (搬出工期：50 日×1.5=75 日)

5 月 10 日 搬出着手日

7 月 24 日 搬出完了日

8 月 23 日 運搬完了日 (搬出完了日から 30 日以内：規則第 65 条第 12 号)

10 月 22 日 処理完了日 (運搬完了日から 60 日以内：処理業省令第 5 条第 14 号)

表 2.2.1-1 搬出汚染土壌の汚染濃度

特定有害物質		トリクロロエチレン	鉛
汚染濃度	溶出量 (mg/L)	0.031~0.4	0.011~0.03
	含有量 (mg/kg)	—	160
搬出土量 (m ³)		1,000	500
備考		第二溶出量基準不適合	土壌溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合

表 2.2.1-2 運搬経路

特定有害物質	トリクロロエチレン	鉛
運搬	(株)土壌運搬(自動車)	(株)土壌運搬(自動車)
積替え・保管	東京埠頭(株)(保管)	なし
運搬	日本海運(株)(船舶)	なし
積替え・保管	青森埠頭倉庫(株)(保管)	なし
運搬	東北運送(株)(自動車)	なし
汚染土壌 処理施設	浄化リサイクル(株) 鶴岡工場 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))	土壌洗浄(株) 川崎事業所 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))

(2) 搬出変更届出書の記載例

様式第二十七（第六十三条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出変更届出書	
令和3年4月15日	
東京都知事 〇〇 〇〇 殿	届出者 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23階 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎
土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出に係る事項について、その変更をするので同条第2項により、次のとおり届け出ます。	
変更しようとする事項	- 汚染土壌の搬出完了予定日 - 汚染土壌の運搬完了予定日 - 汚染土壌の処理完了予定日 - 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
変更の内容	変更前 汚染土壌の搬出完了予定日：令和3年6月24日 汚染土壌の運搬完了予定日：令和3年7月24日 汚染土壌の処理完了予定日：令和3年9月22日 積替え場所の所在地等：東京埠頭㈱ 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 Tel：03-0000-0000
	変更後 汚染土壌の搬出完了予定日：令和3年7月24日 汚染土壌の運搬完了予定日：令和3年8月23日 汚染土壌の処理完了予定日：令和3年10月22日 保管施設の所在地等：東京埠頭㈱ 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 Tel：03-0000-0000
変更の理由	区域において支障物等が発生し、掘削に要する日数が増加することになったため、搬出に要する日数も増加する。これにより、汚染土壌の搬出・運搬・処理完了予定日が変更となる。また、トリクロロエチレン汚染土壌の運搬における船舶への積み替え作業前に、保管が必要となったため、積替え場所から保管施設への変更となる。
内容に変更がないため、添付を省略する書類又は図面	- 要措置区域等の図面（規則第61条第1号） - 当該汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類（規則第61条第3号） - 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第61条第5号） - 当該汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し（規則第61条第1号）

図 2.2.1-1 搬出変更届出書の記載例

2.2.2 汚染土壌の区域外搬出変更届出書の添付書類（規則第 63 条第 2 項）

汚染土壌の区域外搬出変更届出書への添付書類は、次の①から⑭までに示した書類及び図面である。

なお、当該書類又は図面の内容に変更がない場合には、添付を省略することができる。

- ① 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面（規則第 61 条第 2 項第 1 号）
- ② 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかになった場合にあっては、土壌の採取を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項（規則第 61 条第 2 項第 2 号）
- ③ 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し（規則第 61 条第 2 項第 3 号）
- ④ 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類（規則第 61 条第 2 項第 4 号）
- ⑤ 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類（規則第 61 条第 2 項第 5 号）
- ⑥ 汚染土壌処理施設に搬出する場合、汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 6 号イ）
- ⑦ 汚染土壌処理施設に搬出する場合、汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し（規則第 61 条第 2 項第 6 号ロ）
- ⑧ 区域間移動を行う場合、受入区域における使用場所を明らかにする書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号イ）
- ⑨ 区域間移動を行う場合、搬出区域の土壌の特定有害物質による汚染の状況が規則第 65 条の 2 に規定する要件に該当することを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号ロ）
- ⑩ 区域間移動を行う場合、搬出区域内の土地の地質が規則第 65 条の 3 に規定する要件に該当することを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号ハ）
- ⑪ 区域間移動を行う場合、搬出時においても搬出区域の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、規則第 65 条の 4 に規定する要件に該当することを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号ニ）
- ⑫ 区域間移動を行う場合、搬出区域の土壌を受入区域の土地の形質の変更のために他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類（規則第 61 条第 2 項第 7 号ホ）
- ⑬ 飛び地間移動を行う場合、受入区域における土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面（規則第 61 条第 2 項第 8 号イ）
- ⑭ 飛び地間移動を行う場合、同一の契機により区域指定されたことを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 8 号ロ）

2.2.1(2)の搬出変更届出書の記載例のうち、内容に変更があり、添付をしなければならない書類又は図面は下記のとおりである。

- 積替場所から保管場所への変更のため、「使用予定の管理票の写し」
- 積替場所から保管場所への変更のため、「保管の用に供する施設の構造を記した書類」

2.3 非常災害による搬出の場合の届出（法第16条第3項）

法第16条第3項には、「非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。」と規定されている（様式第28）。

この場合において、いつの時点をもって「搬出する者」が「搬出した者」に該当するかどうかは一概に定まるものではないが、搬出に係る非常災害のための応急措置としての緊急性が継続しているか否かという観点から判断されるものであり、搬出された汚染土壌が一度仮置きされた場合等、非常災害のための応急措置としての緊急性が既に認められなくなっている場合には、「当該搬出した者」に該当するものと考えられる（施行通知記の第5の1(4)）。

2.3.1 非常災害時搬出届出書（規則第64条第1項）

非常災害時搬出届出書に必要事項を記載し、汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に都道府県知事に届け出る必要がある。

届出事項は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者に対し、法第19条第1号（運搬基準違反）又は第2号（汚染土壌処理業者への処理の委託義務違反）の措置命令を発出すべきか否かを事後的に検討するために必要な情報である。

具体的には、汚染土壌の搬出の事前届出に係る届出事項を中心に、汚染土壌の搬出先（規則第64条第1項第5号）、汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日（同項第8号）等を記載する。

これは届出があった時点において当該搬出は既に終了しているが、非常災害を避けるために一時的に汚染土壌が降ろされている場所がある場合に、その場所において運搬に関する基準に照らし汚染を拡散させていないか等を確認する必要があるための届出事項である。同様の観点から、添付書類については、「汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真」（同条第2項第1号）等を添付する必要がある（施行通知記の第5の1(4)）。

図 2.3.1-1 に記載の例として、下記に示す要措置区域から発生した汚染土壌を非常災害時に搬出する際のものを示す。

(1) 前提条件

要措置区域：〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇

届 出 者：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル 23F

環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎

搬出土量：150 m³

汚染濃度：表 2.3.1-1 を参照

運搬経路：表 2.3.1-2 を参照

搬 出 先：〒150-0000 東京都渋谷区〇-〇-〇 △▲工業(株) 渋谷事業所 倉庫内

搬出計画：50 m³/日×3 日=150 m³

5 月 31 日 搬出着手日

6 月 2 日 搬出完了日

6 月 19 日 再搬出着手予定日

7 月 18 日 運搬完了日（搬出完了日から 30 日以内：規則第 65 条第 12 号）

9 月 8 日 処理完了日（運搬完了日から 60 日以内：処理業省令第 5 条第 14 号）

表 2.3.1-1 搬出汚染土壌の汚染濃度

特定有害物質		トリクロロエチレン
汚染濃度	溶出量 (mg/L)	0.4
	含有量 (mg/kg)	—
搬出土量 (m ³)		150
備考		第二溶出量基準不適合

表 2.3.1-2 運搬経路

特定有害物質	トリクロロエチレン
運搬	(株)土壌運搬(自動車)
保管	△▲工業(株) 渋谷事業所 倉庫内
運搬	(株)土壌運輸(自動車)
積替え・保管	東京埠頭(株)(積替え)
運搬	日本海運(株)(船舶)
積替え・保管	青森埠頭倉庫(株)(保管)
運搬	東北運送(株)(自動車)
汚染土壌処理施設	浄化リサイクル(株) 鶴岡工場 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))

(2) 非常災害時搬出届出書の記載例

様式第二十八（第六十四条第一項関係）

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書		令和3年6月11日
東京都知事 ○○ ○○ 殿		
届出者 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23階 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎		
土壌汚染対策法第18条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	トリクロロエチレン(土壌溶出量基準及び第二溶出量基準不適合0.4mg/L)	
汚染土壌の体積	150m ³	
汚染土壌の搬出先	〒150-0000 東京都渋谷区〇-〇-〇 △▲工業㈱ 渋谷事業所倉庫内	
汚染土壌の搬出の着手日	令和3年5月31日	
汚染土壌の搬出完了日	令和3年6月2日	
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の搬出着手予定日	令和3年6月19日	
汚染土壌の運搬の方法	要措置区域からの搬出：陸運(自動車) 処理のための搬出：陸運(自動車)→海運(船舶)→陸運(自動車) ※ 詳細は添付書類「運搬計画書」P△の運搬フロー図を参照	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	㈱土壌運搬	
汚染土壌の運搬完了予定日	令和3年7月18日	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	㈱土壌運搬 〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル3階 Tel: 03-0000-0000 日本海運㈱ 〒107-0000 東京都港区赤坂〇-〇-〇 Tel: 03-0000-0000 東北運送㈱ 〒990-0000 山形県山形市×〇町0000-0 Tel: 03-0000-000 ※ 詳細は添付書類「運搬計画書」のP□を参照。	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先(運搬の際、積替えを行う場合に限る。)	東京埠頭㈱ 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 Tel: 03-0000-0000 積替え場所の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P△を参照。	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先(保管施設を用いる場合に限る。)	青森埠頭倉庫㈱ 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 Tel: 017-000-0000 保管施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P△を参照。	
汚染土壌を処理する場合		
要措置区域等の所在地	〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇	
汚染土壌を処理する施設の所在地	浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	トリクロロエチレン：浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場 鉛：土壌洗浄㈱ 川崎事業所	
汚染土壌の処理の完了予定日	令和3年9月8日	
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		
搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
要措置区域等の所在地		
搬出先の要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		

図 2.3.1-1 非常災害時搬出届出書の記載例

(3) 記載内容の説明

非常災害時搬出届出書に記載すべき記載内容及び注意事項について下記に示す。

1) 届出者（規則第 64 条第 1 号）

搬出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載する。

2) 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（規則第 64 条第 2 号）

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度を記載する。

3) 汚染土壌の体積（規則第 64 条第 3 号）

搬出汚染土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された搬出汚染土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出汚染土壌の体積を記載する。

なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン及び鉛）：150 m³」と記載する。

4) 汚染土壌の搬出先（規則第 64 条第 4 号）

非常災害のための応急措置として搬出した搬出先（非常災害時搬出先）の氏名又は名称及び住所並びに連絡先を記載する。

5) 汚染土壌の搬出の着手日（規則第 64 条第 5 号）

要措置区域等から汚染土壌の搬出に着手した日を記載する。非常災害時搬出届出書は搬出した日から 14 日以内に都道府県知事に届け出ることになっていることに注意が必要である。

6) 汚染土壌の搬出完了日（規則第 64 条第 6 号）

要措置区域等から汚染土壌の搬出を完了した日、又は完了予定日を記載する。

7) 搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の搬出着手予定日(規則第 64 条第 7 号)

非常災害時搬出場所から、汚染土壌の処理を行うために再度搬出を行う場合は、当該搬出の着手予定日を記載する。

8) 汚染土壌の運搬の方法(規則第 64 条第 8 号)

非常災害時搬出届出書には、要措置区域等から汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要(例えば、陸運(自動車)、海運(船舶)など)を記載する。なお、非常災害時搬出場所から再度搬出を行う場合には、要措置区域等から非常災害時搬出場所と、非常災害時搬出場所から汚染土壌処理施設への運搬を分けて記載する。

汚染土壌の運搬の方法の詳細については、以下に示すア. 及びイ. の項目を記載した運搬計画書を作成し、添付する。

ア. 運搬フロー図

要措置区域等から汚染土壌処理施設までの搬出汚染土壌の流れをフロー図で示す。再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、そこまでのフローを記載する。また、運搬受託者のみならず、運搬請負者についても記載する。運搬フロー図の記載例を図 2.3.1-2 に示す。

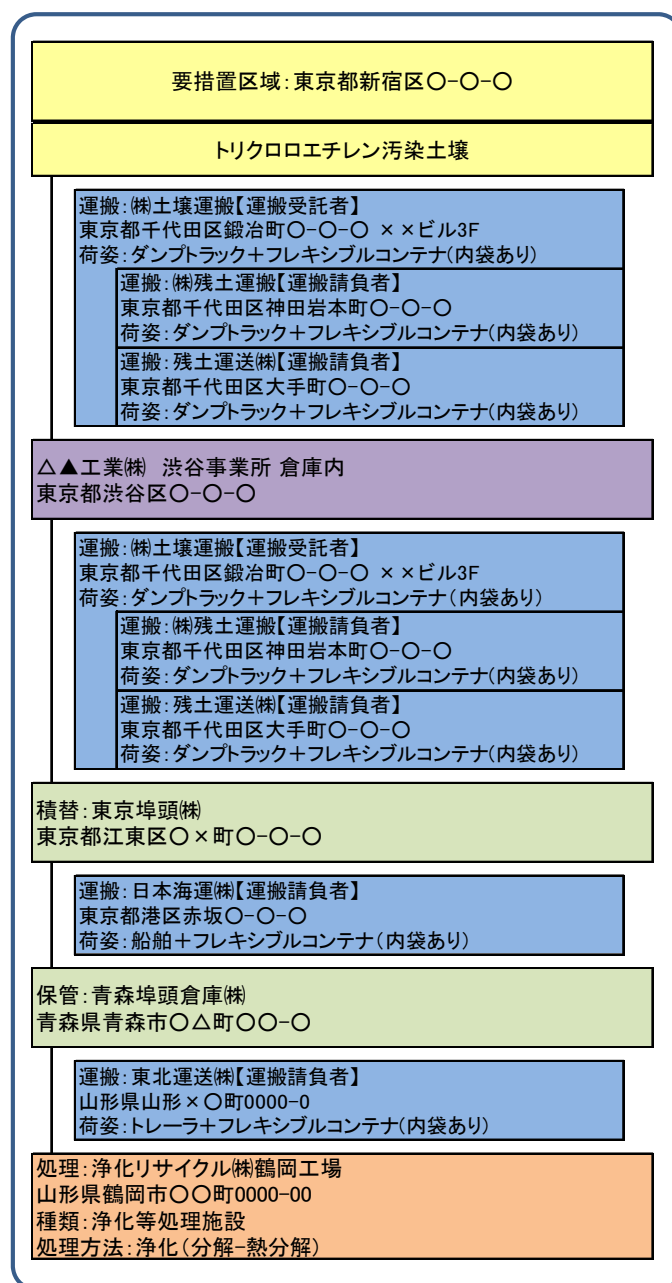


図 2.3.1-2 運搬フロー図の記載例

イ. 積替場所の図面及び写真

積替場所の構造図及び写真等を添付する。なお、複数の積替場所を経由した場合には各々添付する。

9) 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称（規則第 64 条第 9 号）

運搬受託者及び運搬請負者の氏名又は名称を記載する。

10) 汚染土壌の運搬完了予定日（規則第 64 条第 10 号）

汚染土壌の運搬が完了する予定日を記載する。規則第 65 条第 12 号には「汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から 30 日以内に終了すること。」と規定されている。よって、6) で記載した搬出完了予定日から 30 日以内の日付でなければならない。

11) 自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先（規則第 64 条第 11 号）

自動車等で搬出された汚染土壌の運搬を行う自動車等の使用者（運搬受託者及び運搬請負者）の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。ここでは、概略を記載すれば良いが、別添として、搬出汚染土壌を運搬した自動車等を一覧表にし、その使用者の氏名、連絡先を記載する。

12) 積替場所の所在地・所有者名又は名称・連絡先（規則第 64 条第 12 号）

運搬の際に積替えを行う場合には、積替場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

なお、搬出に当たって搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合（図 1.5.3-1 参照）は、この行為を積替えのための一時保管とみなされており、この行為を行う場所を積替場所として記載する必要がある（施行通知記の第 5 の 1(2)①）。

13) 保管施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先（規則第 64 条第 13 号）

積替えのための保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

14) 汚染土壌を処理する場合の記載事項（規則第 64 条第 14 号）

汚染土壌を汚染土壌処理施設へ搬出し、処理をする場合には、以下の記載が必要である。

a) 要措置区域等の所在地（規則第 64 条第 14 号イ）

汚染土壌を処理する場合、要措置区域等（搬出区域）の所在地を記載する。

b) 汚染土壌を処理する施設の所在地（規則第 64 条第 14 号ロ）

汚染土壌を処理する場合、汚染土壌を処理する施設の所在地を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には各々記載する。

c) 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称（規則第 64 条第 14 号ハ）

汚染土壌を処理する場合、汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。

d) 汚染土壌の処理完了予定日（規則第 64 条第 14 号ニ）

汚染土壌を処理する場合、汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日を記載する。処理業省令第 5 条第 14 号には、「汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から 60 日以内に終了すること。」と規定されている。よって、10) で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。

15) 汚染土壌を区域間移動する場合の記載事項（規則第 64 条第 15 号）

自然由来等土壌を区域間移動（法第 18 条第 1 項第 2 号）し、土地の形質の変更に使用する場合には、以下の記載が必要である。

a) 搬出区域の所在地（規則第 64 条第 15 号イ）

搬出した自然由来等土壌のある自然由来等形質変更時要届出区域（搬出区域）の所在地を記載する。

b) 受入区域の所在地（規則第 64 条第 15 号ロ）

土地の形質の変更をする自然由来等形質変更時要届出区域（受入区域）の所在地を記載する。

c) 汚染土壌の形質の変更の完了予定日（規則第 64 条第 15 号ハ）

土地の形質の変更（使用）が完了する予定日を記載する。規則第 53 条の 2 第 1 項には、「受入区域に搬入された日から 60 日以内に使用を終了すること。」と規定されている。よって、10) で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。

16) 汚染土壌を飛び地間移動する場合の記載事項（規則第 64 条第 16 号）

汚染土壌を飛び地間移動（法第 18 条第 1 項第 3 号）し、土地の形質の変更に使用する場合には、以下の記載が必要である。

a) 要措置区域等（搬出区域）の所在地（規則第 64 条第 16 号イ）

搬出した汚染土壌のある要措置区域等（搬出区域）の所在地を記載する。

b) 要措置区域等（受入区域）の所在地（規則第 64 条第 16 号ロ）

土地の形質の変更をする要措置区域等（受入区域）の所在地を記載する。

c) 形質の変更の完了予定日（規則第 64 条第 16 号ハ）

土地の形質の変更（使用）が完了する予定日を記載する。規則第 53 条の 2 第 2 項には、「受入区域に搬入された日から 60 日以内に使用を終了すること。」と規定されている。よって、10) で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。

2.3.2 非常災害時搬出届出書の添付書類（規則第 64 条第 2 項）

非常災害時搬出届出書に添付すべき書類及び図面並びにこれらに係る注意事項について下記に示す。

(1) 搬出先の場所の状況を示す図面及び写真（規則第 64 条第 2 項第 1 号）

非常災害時搬出場所の状況を示す図面及び写真を添付する。また、非常災害時搬出場所からの汚染拡散なども考えられることから、周辺の土地の利用状況、公共用水域との位置関係などが把握できる資料であることが望ましい。

(2) 使用予定の管理票の写し（規則第 64 条第 2 項第 2 号）

非常災害時搬出場所から汚染土壌処理施設へ運搬する際に使用予定の管理票の写しを添付する。2.2.1(3)に示したのと同様に、下記に示す必要事項が記載されたものの写しを添付する。

- ① 管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 運搬受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ③ 処理受託者又は土壌使用者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ④ 法人にあつては、管理票の交付担当者の氏名
- ⑤ 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- ⑥ 汚染土壌の荷姿
- ⑦ 要措置区域等の所在地
- ⑧ 積替え又は保管場所
- ⑨ 汚染土壌処理施設の名称及び所在地又は、受入区域（区域間移動又は飛び地間移動の場合）の所在地

(3) 自動車等の構造を記した書類（規則第 64 条第 2 項第 3 号）

汚染土壌の運搬に使用する自動車等の種類ごとに構造を記した書類や写真を 2.3.1(3)8 ア. に示した段階ごとに添付する。

ここで自動車等の構造については、運搬の過程において汚染土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できるものであれば良い。

ただし、3.3に記載しているように、運搬容器等により飛散等について対応する場合も考えられるが、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質を含む汚染土壌などの場合には、自動車等に直接汚染土壌を積載することが考えられることから、例えば自動車の場合、自動車の荷

台から汚染土壌が流出しない構造であることなどが確認できればよい。

例えば自動車の場合、車検証に記載されている「車体の形状（ダンプ、コンテナ専用車など）」、を記載するとともに、飛散を防止する構造（防じんカバーの使用及びその材質など）について、一覧表にして添付することで対応すれば良い。

また、運搬容器（内袋付きフレキシブルコンテナ、ドラム缶など）で対応する場合においては、各段階において、その仕様（内袋の有無、素材、容量等）を記載するとともに、必要に応じて図面等を添付すればよい。

運搬容器等の基準については、3.3 を参照のこと。

(4) 保管施設の構造を記した書類（規則第 64 条第 2 項第 4 号）

保管施設の配置図、構造図及び主要な設備の写真を添付する。また、汚染土壌の荷重が壁面等にかかる構造である場合には、荷重に対して構造耐力上十分に安全であることを示す構造計算書等を添付する。

(5) 汚染土壌の処理（汚染土壌処理施設への搬出）をする場合の添付書類等（規則第 64 条第 2 項第 5 号）

1) 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第 64 条第 2 項第 5 号イ）

汚染土壌の処理を行う場合、汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理業者との間で交わした契約書の写しを添付すればよい。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には、各々添付する。

2) 汚染土壌処理施設の許可証の写し（規則第 64 条第 2 項第 5 号ロ）

上記 2.3.2(6)の処理を行う汚染土壌処理施設の許可証の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には、各々添付する。

また、再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、再処理汚染土壌処理施設の許可証の写しも添付することが望ましい。

(6) 区域間移動する場合の添付書類等（規則第 64 条第 2 項第 6 号）

1) 使用場所の図面（規則第 64 条第 2 項第 6 号イ）

区域間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、受入区域における使用場所を明らかにする書類として、平面図、断面図を添付する。

2) 汚染状況が同様であることを証する書類（規則第 64 条第 2 項第 6 号ロ）

区域間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、搬出区域と受入区域の汚染状況が同様であることを証する書類（具体的には、搬出区域と受入区域の台帳の写し等）を添付する。なお、区域間移動が可能か否かについては、前述表 1.5.5-1 に示したとおりであり、具体例については、Appendix-2 を参照されたい。

3) 搬出区域と搬入区域の土地の地質が同じであることを証する書類（規則第 64 条第 2 項第 6 号ハ）

自然由来特例区域間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、搬出区域と受入区域の土地の地質が同じであることを証する書類として、「地層構成が同じ」であることを証する書類を添付する。具体的には、Appendix-2 を参照し、地層構成が同じであることが判断されることになる。

一方、埋立地特例区域間移動を行う場合、搬出区域と受入区域の土地の地質が同じであるとして、港湾（漁業の用に供する港湾を含む。）内の公有水面埋め立てに係る埋立地と、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の港湾内の公有水面の埋め立てに係る埋立地が同一の港湾であればよい。そこで、同一港湾であることを証する書類として、公有水面埋立法に基づく免許書の写し等並びに搬出区域及び受入区域の土地の位置関係を示す図面等を添付する。

4) 搬出区域の汚染が専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来であることを証する書類（規則第 64 条第 2 項第 6 号ニ）

区域間移動を行い土地の形質の変更に使用する場合、搬出時においても搬出区域の土壌が規則第 65 条の 4 の要件（汚染が専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来である土壌）を満たしている書類として、改めて実施した資料等調査の結果等を添付する。

規則第 65 条の 4 の具体的な要件は前述表 2.1.2-1 のとおりである。

(7) 飛び地間移動する場合の添付書類等（規則第 64 条第 2 項第 7 号）

1) 使用場所の図面（規則第 64 条第 2 項第 7 号イ）

飛び地間移動を行う場合、受入区域における使用場所を明らかにする書類として、平面図、断面図を添付する。

2) 同一の調査契機により区域指定されたことを証する書類（規則第 64 条第 2 項第 7 号ロ）

飛び地間移動を行う場合、搬出区域と受入区域が同一の土壌汚染状況調査の結果、区域指定されていることが必要であるため、区域指定された際の台帳の写し等を添付する。

第3章 運搬に関する基準（法第17条）

要措置区域等外において、汚染土壌を運搬する者は、運搬に関する基準に従い、汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として運搬を行う場合は、対象外となっている（法第17条）。

なお、運搬に関する基準の規定に違反した場合には、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとなる（法第66条第4号）。

3.1 運搬全般（規則第65条第1号）

運搬においては、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずる必要がある（規則第65条第1号イ）。

また、運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずることも必要である（規則第65条第1号ロ）。

前述したとおり、自動車等による移動や、保管施設での搬出汚染土壌の保管においても、汚染土壌の飛散や汚染土壌に含まれる特定有害物質が溶出した液体による地下浸透防止の措置をとる必要があり、汚染土壌の運搬においては、周辺環境の保全に配慮し、下記の対応等を行うことが必要となる（運搬通知記の第1の2(1)）。

- ・ 運搬中は、汚染土壌を耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、汚染土壌を密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶、フレキシブルコンテナ及びコンテナ等の容器に入れて運搬する。
- ・ 自動車等のタイヤ・車体に付着した汚染土壌を要措置区域等から持ち出さないよう、搬出前に洗浄を行う。
- ・ 作業員の長靴等に付着した汚染土壌を要措置区域等外へ持ち出さないよう、搬出前に洗浄等を行う。
- ・ 住宅街、商店街、通学路、狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するように努める。
- ・ 混雑した時間帯や通学通園時間を避ける。
- ・ 運搬にあたっては、低騒音型の運搬車両や重機等を選択し、騒音を低減する。

なお、飛び地間移動であって、公道を通行しない場合は、運搬距離が短いこと及び一般公衆との接触がないことを考慮し、運搬経路に鉄板や舗装を敷く等の浸透防止対策を行うことで、上記の搬出前の自動車洗浄等の対策を省略することができる。この場合、特定有害物質の飛散等及び地下への浸透を防止した運搬経路については、新たな調査契機が生じても、その運搬行為をもって「汚染のおそれがある土地」に分類する必要は無い。ただし、事故等により汚染の拡散が確認された場合には、運搬経路について法第14条の申請を行い対応することが望ましい。

3.2 緊急時の対応（規則第 65 条第 2 号）

汚染土壌の運搬中に、特定有害物質等が飛散等、地下浸透、悪臭が発散した場合には、直ちに運搬を中止し、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収を図るなど、周辺環境への汚染の拡散防止のための必要な措置を講ずる必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(2)）。

3.2.1 緊急連絡体制

運搬を行う際、汚染土壌の運搬中の事故等の緊急時に、関係者に対して速やかに連絡し、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられるよう、予め緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

また、事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定めるとともに、運搬作業員等に当該マニュアルを携行させることが必要である。

緊急連絡体制の例を図 3.2.1-1 に、緊急時対応マニュアルの例を表 3.2.1-1 に示す。

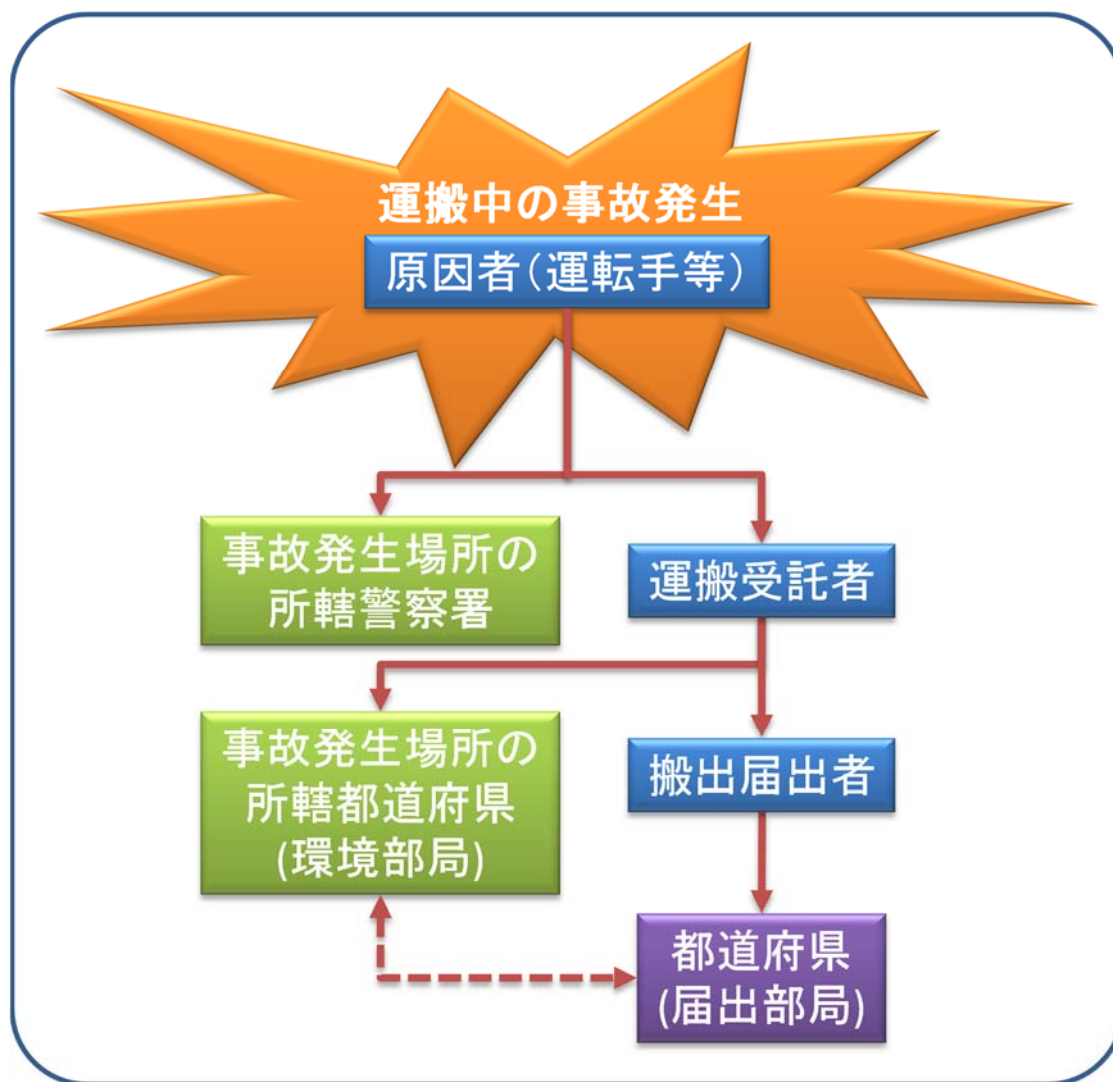


図 3.2.1-1 緊急連絡体制の例

表 3.2.1-1 緊急時対応マニュアルの例（自動車）

特定有害物質名		鉛
緊急措置		・ エンジンを停止する。 ・ 緊急通報・連絡を行い、その指示に従う。 ・ 漏洩時は危険でなければ安全を確認し、吸着材等で流出を防止する。
緊急通報		警察署（110） ・ いつ <u>〇〇時〇〇分頃</u> ・ どこで <u>〇〇市〇〇地区〇〇道、線〇〇付近で、</u> ・ 何が <u>鉛汚染土壌が…</u> ・ どうした <u>飛散した。／流出した。</u> ・ けが人は <u>けが人がいます／けが人はいません。</u> ・ 私の名前は <u>土壌運搬株式会社 △△ △△です。</u>
緊急連絡		連絡先：<u>土壌運搬株式会社</u> 担当者：<u>□□ □□</u> 住 所：<u>東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル 3F</u> 電 話：<u>03-0000-0000</u>
漏洩	固体	・ こぼれた土壌は飛散しないようにして回収する。 ・ シャベル等を用いて、容器等に回収する。
	泥状	・ 危険でなければ漏れを止める。 ・ せき止めて吸引等により回収し、残留物は吸収材で取り除き、漏洩場所から移動させる。 ・ 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
暴露・接触時の 応急処置	眼	直ちに多量の流水で15分間以上洗顔をし、その際眼瞼を指でよく開らいて、眼球・眼瞼の隅々まで水がよく行き渡るようにして洗う（コンタクトレンズをはずす）。速やかに眼科医の治療を受ける。医師の指示無しに点眼薬、塗り薬等を用いてはならない。
	皮膚	直ちに多量の水で石鹸を用いて十分に洗う。
	吸引	吸引した場所から新鮮な空気が得られる場所に移動し、速やかに医師の治療を受ける。
事後処置		緊急処置が終了した後は、関係都道府県等に状況報告を行う。

3.2.2 作業員等への教育

運搬を行う際には、汚染土壌の積込み・積卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止するための教育や事故等が発生した場合の対応についての教育も重要である。なお、これらの教育を行ったことを記録として残すとともに保存するべきである。

下記に教育内容の例を示す。

【未然防止】

- ・ 運搬に関する基準
- ・ 運搬基準違反に対する罰則
- ・ 他法令の遵守（過積載の禁止など）
- ・ 緊急連絡体制図及び緊急時対応マニュアルの携行
- ・ 計画に従った運搬経路の遵守
- ・ 特定有害物質による人への影響
- ・ 適切な保護具等の使用
- ・ 運搬時の揺れや振動が、飛散、こぼれ、漏洩につながることを
- ・ 飛び地間移動であって、公道を通行しない場合を除き、自動車等のタイヤ・車体に付着した汚染土壌を要措置区域等から持ち出さないよう、搬出前に洗浄等を行うこと
- ・ 作業員の長靴等に付着した汚染土壌を要措置区域等から持ち出さないよう、搬出前に洗浄等を行うこと
- ・ 飛散等により汚染が拡散した場合には、浄化等の対策が必要となること

【事故時等の対応】

- ・ 緊急連絡体制図及び緊急時対応マニュアルに従った対応をとること（関係機関への連絡、流出・拡散等の防止、環境モニタリング調査）
- ・ 回収に必要な器具（スコップ、保護具、容器など）を備え置くこと

3.2.3 緊急の措置

事故等による緊急時には、緊急時対応マニュアルに基づき、必要な応急措置、防災対策を取る必要がある。

(1) 関係機関への連絡

作業員等は、自動車等を安全な場所に止め、又は、作業を中止し、直ちに応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、緊急連絡先に連絡し、その指示に従う。

(2) 流出・拡散等の防止

作業員等は、必要に応じて、適切な保護具を着用し、飛散・流出した汚染土壌を回収する。

(3) 環境モニタリング調査等

汚染土壌が公共用水域又は土壌に飛散・流出し、又は大気に揮散された場合には、原因者（運搬者等）が都道府県等と協議し、環境モニタリング調査等、必要な措置を講ずる。

3.3 自動車等及び運搬容器（規則第 65 条第 3 号）

運搬容器等は、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものである必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(3)）。

このため、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、性状等を考慮して適切な運搬容器等を選択する必要がある。

なお、運搬容器を再利用する際や、自動車等の荷台を用いて運搬する際など、汚染土壌を再度運搬することもある。特に高濃度の汚染土壌を運搬した際には、当該運搬容器等の洗浄等を行い、二次汚染の防止に努める必要がある。

3.3.1 汚染状態を考慮した運搬容器等

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮した適切な運搬容器の例を表 3.3.1-1 に示す。

なお、車両（ダンプ、トレーラー、ウィング車、ガット船、コンテナなど）の荷台等は特定有害物質等が浸透・流出しない構造である必要がある。

また、飛び地間移動であって、公道を通行せず、運搬経路に鉄板や舗装を敷く等の浸透防止対策を行った場合にあっては、①運搬距離が短いこと、②一般公衆との接触がないことを考慮し、揮発性特定有害物質の移動であっても、飛散を防止する対応をすれば十分である。

表 3.3.1-1 汚染状態を考慮した適切な運搬容器等の例

特定有害物質		運搬容器等
第一種		フレキシブルコンテナ(内袋有)
第二種	構造等による対応	バラ積み＋浸透防止シート等
	容器による対応	フレキシブルコンテナ＋浸透防止シート等
	水銀及びその他の化合物	フレキシブルコンテナ(内袋有)
第三種	構造等による対応	バラ積み＋浸透防止シート等
	容器による対応	フレキシブルコンテナ＋浸透防止シート等
	PCB 第二溶出量基準適合	フレキシブルコンテナ(内袋有) 又は ドラム缶
	PCB 第二溶出量基準不適合	ドラム缶

3.3.2 運搬容器を選択する際の留意事項

汚染土壌の性状等を考慮した運搬容器を選択する際の留意事項を下記に列挙する。

- ・ 含水率の高い汚染土壌の場合には、運搬中の振動により水分が分離する可能性があるため、防水性のある運搬容器を用いること
- ・ 先端が鋭利な異物が混入した汚染土壌の場合には、破損しない運搬容器を用いること
- ・ 腐食性の汚染土壌の場合には、運搬容器を損傷するおそれがあるため、耐腐食性の運搬容器を用いること
- ・ 悪臭のある汚染土壌の場合には、悪臭による生活環境へ影響を及ぼさないような運搬容器を用いること

3.4 自動車等への表示等（規則第 65 条第 4 号）

3.4.1 自動車等への表示

汚染土壌の運搬においては、自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨の表示（JIS Z 8305 に規定する 140 ポイント以上（約 5 cm）の大きさの文字）が必要である。両側面とは、自動車等の進行方向に対し、車体の左右の面を指し、左右の面に表示することができれば、特に場所を限定しているわけではない。また、自動車等の本体ではなく、荷台や牽引される車両の両側面に表示してもよい。なお、自動車等への表示は運搬時のみ必要であることから脱着可能なものでもよい。汚染土壌を運搬している旨の表示とは、一般の人が一見して汚染土壌を運搬している旨が読み取ることができる表示でなければならないことから、「汚染土壌運搬車」、「汚染土壌運搬船」といった表示とする（運搬通知記の第 1 の 2(4)①）。

自動車等への表示例を図 3.4.1-1 及び図 3.4.1-2 に示す。

船舶により汚染土壌を運搬する場合にあつては、汚染土壌を船舶輸送していることが容易に把握できるよう、船橋の両面（船橋のない船舶にあつては、両げん）に表示する。表示の大きさは、読み取りやすいよう、図 3.4.1-2 に示す大きさとするのが望ましい。

フェリー輸送を行う際には、積載する自動車等自体への表示があれば、汚染土壌を運搬している旨を読み取ることができることから、フェリーそのものへの表示はしなくてもよい。

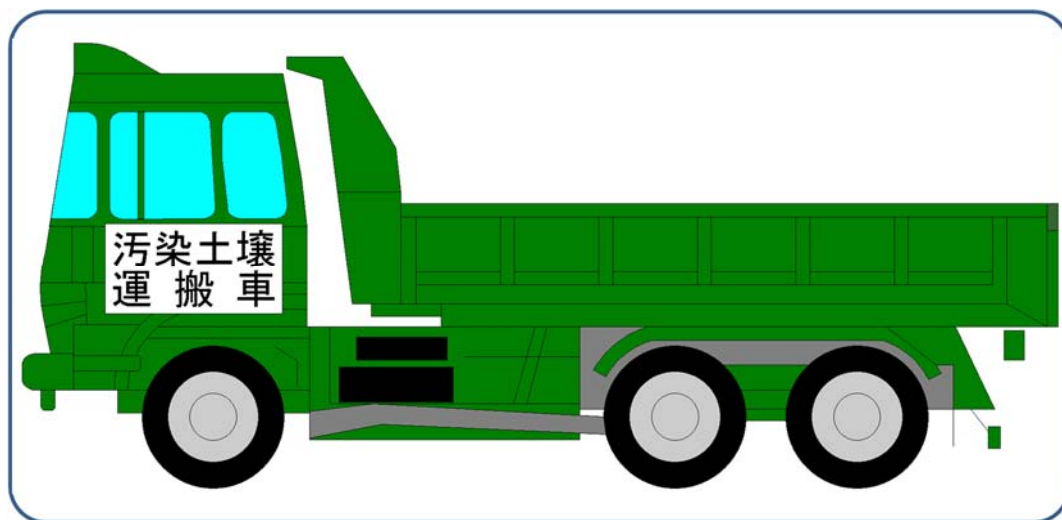


図 3.4.1-1 自動車への表示の例

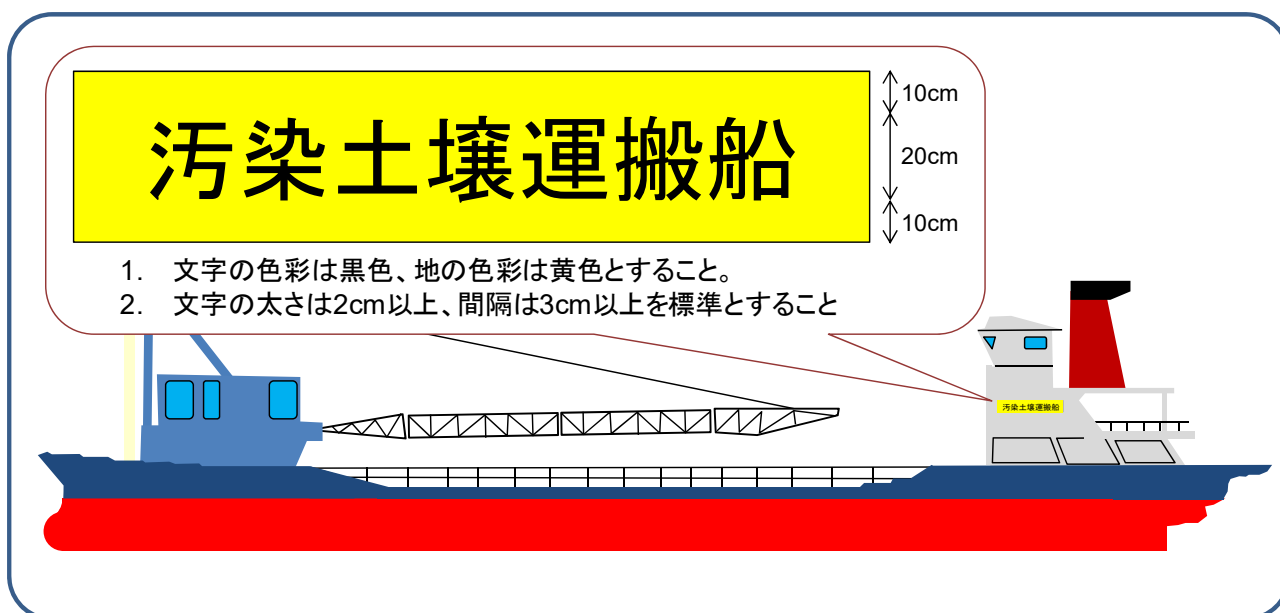


図 3.4.1-2 船舶への表示の例

また、鉄道貨物輸送や船舶貨物輸送において、汚染土壌を特定有害物質、特定有害物質を含む固体又は液体の飛散等や地下浸透のおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナ（JIS Z 1618 若しくは JIS Z 1627 に定める構造・性能等に係る基準を満たしたもの又は ISO1496-1 に定める構造・性能等に係る基準を満たしており、かつ、屋根を開放できない構造のもの（屋根を開放できる構造のものであって、屋根をゴムパッキン及びボルト等を用いて密閉しており、かつ、当該規格に定める屋根試験に適合しているものを含む。）（以下「JIS 等密閉型コンテナ」という。）に封入したまま運搬を行う場合には、自動車等及びコンテナへの表示は不要である。

なお、これらの規定は、要措置区域等から汚染土壌処理施設への運搬だけではなく、汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設への運搬（2次運搬）の場合にも適用される。

JIS 等密閉型コンテナの一例を図 3.4.1-3 及び図 3.4.1-4 に示す。



図 3.4.1-3 JIS 等密閉型コンテナの一例（JIS コンテナ）



図 3.4.1-4 JIS 等密閉型コンテナの一例（IS01496-1 の密閉型のコンテナ）

3.4.2 管理票の備付け

汚染土壌を運搬する者は、当該運搬の自動車等に、当該汚染土壌に係る管理票を備え付けなければならない。この規定は 3.4.1 と同様に、2 次運搬の場合にも適用され、その場合には 2 次管理票を備え付けなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(4)②）。

3.5 汚染土壌の混載等（規則第 65 条第 5 号）

3.5.1 異物等の混合及び除去

規則第 65 条第 5 号には、下記のように規定されている。

- ① 運搬の過程においては、汚染土壌とその他の物を混合してはならない（規則第 65 条第 5 号イ）
- ② 運搬の過程においては、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分離してはならない（規則第 65 条第 5 号ロ）
- ③ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬する。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該汚染土壌を法第 22 条第 2 項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでない（規則第 65 条第 5 号ハ）（詳細については、3.5.2 及び 3.5.3 参照）

上記により、運搬中は原則として、汚染土壌に他の物（基準適合土壌及び廃棄物）を加えたり、取り除いたりすることはできない。

なお、要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する際、当該要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において汚染土壌の含水率の調整を行う行為（異物の除去は認められていない）は認められている（1.5.3 参照）。これは、汚染土壌の処理の事業の許可の例外として規定されており、当該行為については、上記②に該当するものではない（運搬通知第 1 の 2(5)②）。また、要措置区域等内において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分離する行為を行うことも上記②に該当するものではない。

3.5.2 要措置区域等ごとに区分した運搬

規則第 65 条第 5 号ハには、「異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。」と規定されている。

一般的には、他の要措置区域等から発生する汚染土壌を同一の自動車等に積載して運搬することは少ないと考えられるが、船舶による運搬や、貨車による運搬の場合には、一度に大量の汚染土壌を運搬することも考えられる。このような場合には、要措置区域ごとに区分して下記に示すような方法により運搬する。なお、自動車においてフレキシブルコンテナにより区分して運搬する方法の例を図 3.5.2-1 に示す。

- ① 仕切りを設けて区分する
- ② 運搬容器等（フレキシブルコンテナ、ドラム缶など）に入れて区分する

なお、運搬容器に入れて区分する場合には、3.3 に示したとおり、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態や、性状等を考慮したものを選択する必要がある。

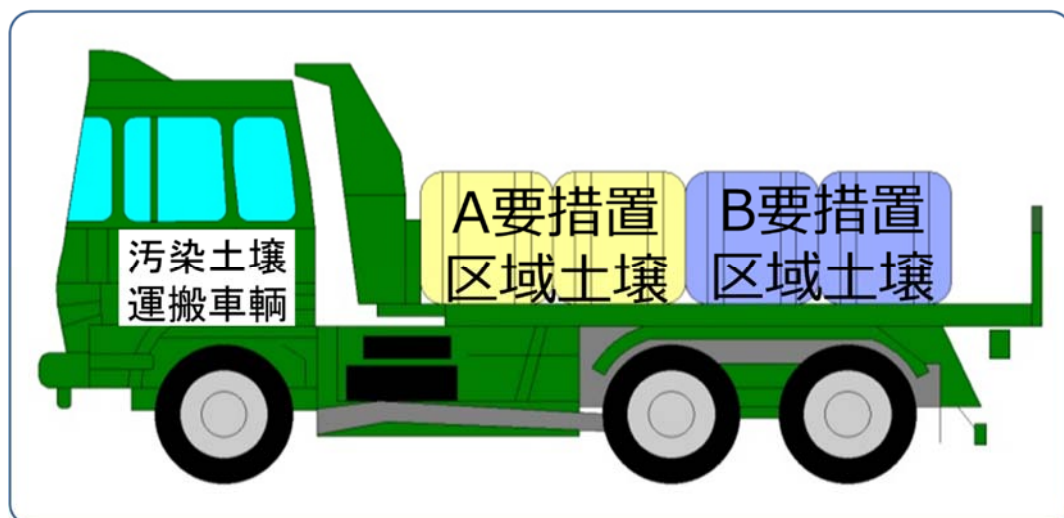


図 3.5.2-1 要措置区域等ごとに区分して運搬する方法の例（フレキシブルコンテナ）

3.5.3 汚染土壌の混合禁止の例外

規則第 65 条第 5 号ハには、ただし書として「当該汚染土壌を法第 22 条第 2 項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することができる一の汚染土壌処理施設において処理する場合はこの限りでない。」と規定されている。

汚染土壌の適正処理及びトレーサビリティの観点から、混載は行わない方が望ましい。しかしながら、上記の要件を満足した場合には、船舶などによる効率的な運搬も考えられる。

以下に、混載が許容される条件を満足すると考えられる場合を列挙する。

- ・ 同一の浄化等処理施設（不溶化を除く。）への運搬であり、当該汚染土壌処理施設にお

いて異なる要措置区域等の汚染土壌を単独でも受入れが可能な特定有害物質及び汚染濃度である場合

- ・ 同一の埋立処理施設への運搬であり、当該埋立処理施設において異なる要措置区域等の汚染土壌を単独でも受入れが可能な特定有害物質及び汚染濃度である場合
- ・ 同一のセメント製造施設への運搬であり、当該セメント製造施設において異なる要措置区域等の汚染土壌を単独でも受入れが可能な特定有害物質及び汚染濃度である場合

上述した条件を満足した場合においても、下記に示す現象が発生し、汚染土壌処理施設での処理を困難にする可能性もあることに注意が必要である。

また、混載することにより、運搬される汚染土壌の量が増減するおそれがあることから、できる限り混載は行わない方が望ましい。

- ・ 混載されることにより汚染土壌の pH が変化（溶出特定が変化）し、混載前には溶出量基準以下であった特定有害物質の溶出量に適合せず、汚染土壌処理施設では受入れができなくなる場合がある（汚染土壌処理施設における処理の基準違反に該当する）
- ・ 混載されることにより汚染土壌処理施設での処理条件が変化し（例えば洗浄処理において粒径分布が変化し、分級点が変わってしまう）、浄化等の工程に影響を及ぼす可能性がある

3.6 積替場所（規則第 65 条第 6 号）

積替場所とは、汚染土壌の運送効率を高めるため（例えば、自動車から船舶への積替えなど）、当該汚染土壌を一時的に積み卸しするための場所のことをいう。ここで、「一時的」とは、汚染土壌の積替えを行うために最低限必要な期間をいう（運搬通知記の第 1 の 2(7)）。

積替場所の要件は規則第 65 条第 6 号に、下記のように規定されている。

- ① 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替場所であることの表示がなされている場所で行うこと（規則第 65 条第 6 号イ）
- ② 積替場所から特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること（規則第 65 条第 6 号ロ）

なお、汚染土壌を封入したコンテナによる運搬を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次のア及びイに掲げる要件をいずれも満たす作業については、汚染土壌のコンテナ輸送による運搬過程にあるととらえ、積替えには該当しないと考えて良い。

- ア 汚染土壌を JIS 等密閉型コンテナに封入したまま作業を行うものであること。
- イ 当該作業の過程で、JIS 等密閉型コンテナが滞留しないものであること。

3.6.1 囲い

積替場所における囲いは、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な高さを備える必要がある。なお、積替場所が次のいずれかに該当する場合にあっては、その設備を囲いとみなして差し支えない（運搬通知記の第1の2(6)①）。

- ① 積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合（運搬通知記の第1の2(6)①ア。）
- ② 汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、特定有害物質等の飛散等及び耐久性等を確保した JIS 等密閉型コンテナを用いて行う場合（運搬通知記の第1の2(6)①イ。）
- ③ 埠頭において、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることが出来ない場合（運搬通知記の第1の2(6)①ウ。）

3.6.2 積替場所の表示

積替場所の表示は、後述する保管施設の表示の要件を参考に、積替場所であること、当該積替場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されているもの（大きさは、例えば縦 30 cm 以上、横 60 cm 以上）、とし、見やすい箇所に設置する。図 3.6.2-1 に積替場所の表示の例を示す。

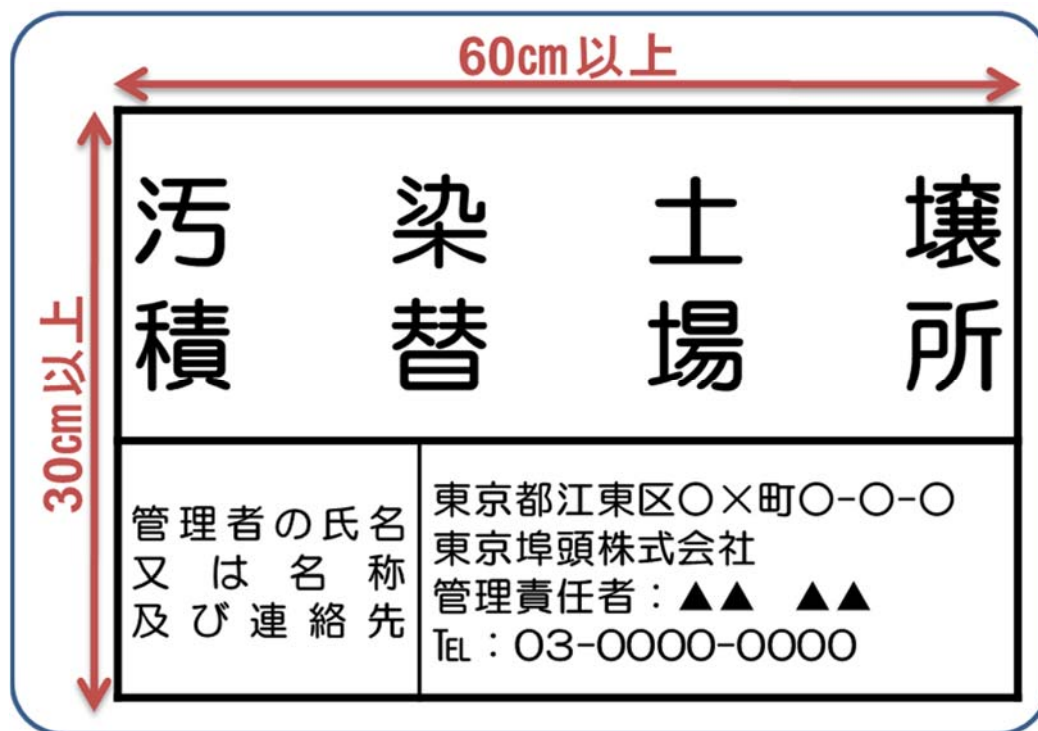


図 3.6.2-1 積替場所の表示例

3.6.3 飛散等及び悪臭の発散の防止措置

積替えを行う汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に応じて、積替場所の飛散等防止の措置を行う必要がある。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮した飛散等防止措置の例を表 3.6.3-1 に示す。

なお、悪臭のある汚染土壌の場合には、悪臭による生活環境へ影響を及ぼさないよう、バラ積みによる積替えではなく、運搬容器による積替えを行うことが望ましい。

表 3.6.3-1 汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置（埠頭以外の場合）

特定有害物質		飛散等防止措置
第一種		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造＋囲いのある設備内に置くこと
第二種	構造等による対応	屋根構造＋囲いのある設備内で汚染土壌を積替えること 仮置きをする場合は、防じんカバー（ブルーシート可）で覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
水銀及びその他の化合物		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造＋囲いのある設備内に置くこと
第三種	構造等による対応	屋根構造＋囲いのある設備内で汚染土壌を積替えること 仮置きをする場合は、防じんカバー（ブルーシート可）で覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
	第二溶出量基準適合	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造＋囲いのある設備内に置くこと
	第二溶出量基準不適合	ドラム缶に入れた汚染土壌を積替えること

3.6.4 地下浸透防止措置

積替場所の地下浸透防止措置として、下記に示す措置のいずれかを講ずる必要がある（運搬通知記の第1の2(6)②）。

- ① 床面を厚さ 10 cm以上のセメント・コンクリートの層とすること
- ② 床面を厚さ 5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層とすること
- ③ 床面を遮水シートで覆い、その上に鉄板（振れ止め有り）を敷設すること
- ④ 床面を上記①～③と同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するものにする

3.6.5 積替場所の例

積替場所の例を図 3.6.5-1 に示す。

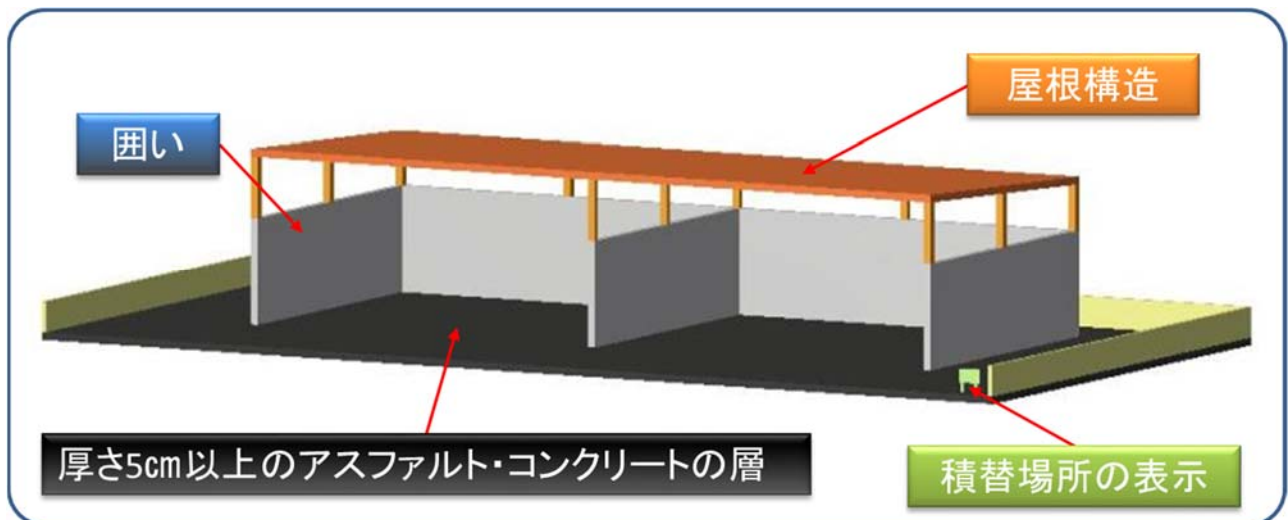


図 3.6.5-1 積替場所の例（第二種（水銀を除く。）の場合）

3.6.6 埠頭における積替え時の対応

埠頭における汚染土壌の積替えは、以下の措置を講ずることで、積替場所として必要な条件を補完し、特定有害物質等の飛散等及び悪臭の発散を防止できると考えられる。

図 3.6.6-1 に埠頭における積替え作業の例を示す。



図 3.6.6-1 埠頭における積替え作業の例

(1) 囲い

3.6.1 に示したように、埠頭においては、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることが出来ないように対応すれば良い(運搬通知記の第1の2(6)①ウ.)。

(2) 積替場所の表示

埠頭における積替え作業は、その場所が積替施設となることから、積替場所の表示を必要とする。表示は埠頭においても、積替場所であること、当該積替場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されているもの（大きさは、例えば縦 30 cm以上、横 60 cm以上）とし、見やすい箇所に設置する。

(3) 飛散等及び悪臭の発散の防止措置

埠頭においては、表 3.6.6-1 に示す措置を講ずること、特定有害物質等の飛散等及び悪臭の発散を防止できると考えられる。

表 3.6.6-1 汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置（埠頭の場合）

特定有害物質		飛散等防止措置
第一種		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造＋囲いのある設備内に置くこと
第二種	構造等による対応	散水等により飛散を防止するとともに、海域への落下防止措置を講ずること。仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
	水銀及びその他の化合物	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造＋囲いのある設備内に置くこと
第三種	構造等による対応	散水等により飛散を防止するとともに、海域への落下防止措置を講ずること。仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
	PCB	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造＋囲いのある設備内に置くこと
		ドラム缶に入れた汚染土壌を積替えること

なお、バラ積みによる積替えを行う場合（第二種特定有害物質（水銀及びその化合物を除く。）、第三種特定有害物質（PCBを除く。）を含む汚染土壌の場合に限る。）には、汚染土壌の飛散等の点から、下記に示す事項に留意する必要がある。

- ・ 積替え時に散水や薬剤散布で対応する場合には、汚染土壌や薬液成分の流出がないように、過剰な施用を避けること

- ・ 飛散を防止するために汚染土壌の調湿後、積替えを行う場合には、汚染土壌の流出がないように、過剰な調湿を避けること
- ・ 汚染土壌の流出がないように、雨天時の荷卸しや移動等を避け、また、作業終了後の清掃等を行うこと
- ・ 汚染土壌の飛散等がないように、強風時の荷卸しや移動等を避けること

また、積替え作業中に海域等に汚染土壌を落下させ、底質汚染を発生させないように、シート等による養生を行い、汚染土壌の落下防止を行う必要がある。図 3.6.6-2 に埠頭における汚染土壌の落下防止措置の例を示す。



図 3.6.6-2 落下防止措置の例

(4) 地下浸透の防止措置

埠頭においても積替場所の下記に示す地下浸透の防止措置のいずれかを講ずる必要がある（運搬通知記の第1の2(6)②）。

- ① 床面を厚さ 10 cm以上のセメント・コンクリートの層とすること
- ② 床面を厚さ 5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層とすること
- ③ 床面を遮水シートで覆い、その上に鉄板（振れ止め有り）を敷設すること
- ④ 床面を上記①から③と同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するものにする

(5) 排水管理

汚染土壌の積替えに伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共用水域の汚

染を防止するために必要な排水溝や排水処理設備など必要な設備を設けることが望ましい。

表 3.6.6-1 に示したように、容器による対応をする場合には、汚水が生じるおそれは少ないと考えられるが、第二種特定有害物質（水銀及びその化合物を除く。）、第三種特定有害物質（PCB を除く。）を含む汚染土壌を直置きにより積替えを行う場合には、下記に示すいずれかの対応をとることが望ましい。

- ① 集水設備を設けるとともに、集めた汚水を適切に処分する
- ② 排水処理設備を設け、排水基準（下水道に排出水を排除する場合には排除基準）に適合させる
- ③ ①、②と同等以上の措置を講ずる

3.7 保管施設（規則第 65 条第 7 号及び第 8 号）

3.7.1 保管の禁止（規則第 65 条第 7 号）

汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合にのみ可能であり、それ以外の場合には行ってはならない。

これは、保管期間が長引くことにより、運搬がいつになっても終了せず、ひいては汚染土壌の不適正な処理を誘発することになる可能性がある。よって汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えのために一時的に行う場合を除き、行ってはならない。この「一時的」とは、汚染土壌の積替えを行うために最低限必要な期間をいい、汚染土壌の積替先となる自動車等がいつ到着するかも不明なまま、漫然と汚染土壌を保管することは認められない（運搬通知記の第 1 の 2(7)）。

なお、汚染土壌を封入したコンテナによる運搬を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次のア及びイに掲げる要件をいずれも満たす作業については、汚染土壌のコンテナ輸送による運搬過程にあるととらえ、積替えと同様に、保管には該当しないと考えて良い。

ア 汚染土壌を JIS 等密閉型コンテナに封入したまま作業を行うものであること。

イ 当該作業の過程で、JIS 等密閉型コンテナが滞留しないものであること。

3.7.2 保管施設の要件（規則第 65 条第 8 号イ）

保管施設の要件を下記に示す。

- ① 特定有害物質等の飛散等及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲いが設けられていること
- ② 見やすい位置に掲示板が設けられていること

(1) 囲い

保管施設における囲いは、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な高さを備える必要がある。なお、保管する汚染土壌の荷重が囲いにかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要がある。

また、3.6.1 に示した積替場所における囲いと同様、保管施設が次のいずれかに該当する場合にあっては、その設備を囲いとみなして差し支えない。

- ① 積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合
- ② 汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、特定有害物質等の飛散等及び耐久性等を確保した JIS 等密閉型コンテナを用いて行う場合

- ③ 埠頭において、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることが出来ない場合

(2) 保管施設の表示

保管施設の掲示板は、大きさが縦・横各 60 cm 以上であり、保管施設であること、当該保管施設の管理者の氏名又は名称、連絡先が表示されているものである必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(8)①イ.）。

図 3.7.2-1 に保管施設の掲示板の例を示す。

The diagram shows a rectangular sign with a blue border. Red arrows indicate dimensions: '60cm 以上' (60cm or more) for both width and height. The sign is divided into sections. The top section contains the title '汚染土壌保管施設' (Polluted Soil Storage Facility). Below this is a table with three rows. The first row contains the manager's name and contact information. The second row contains the maximum storage height. The third row contains the maximum storage volume.

汚 染 土 壌 保 管 施 設	
管理者の氏名 又は名称 及び連絡先	青森県青森市〇△町〇〇-〇 青森埠頭倉庫株式会社 管理責任者：■■■■ Tel：017-000-0000
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	360m ³

図 3.7.2-1 保管施設の表示例

3.7.3 保管施設における措置（規則第 65 条第 8 号ロ）

保管施設からの特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずる必要がある。

(1) 飛散等及び悪臭の防止のための構造（規則第 65 条第 8 号ロ(1)）

保管する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に応じて、保管施設の飛散等防止の措置を行う必要がある。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮した飛散等防止措置の例を表 3.7.3-1 に示す。

なお、悪臭のある汚染土壌の場合には、悪臭による生活環境へ影響を及ぼさないような運搬容器を用いることが望ましい。

表 3.7.3-1 汚染状態を考慮した保管施設の飛散等防止措置（埠頭以外の場合）

特定有害物質		飛散等防止措置
第一種		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
第二種	構造等による対応	屋根構造+囲いのある設備内に汚染土壌を保管し、防じんカバー（ブルーシート可）で覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
	水銀及びその他の化合物	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
第三種	構造等による対応	屋根構造+囲いのある設備内に汚染土壌を保管し、防じんカバー（ブルーシート可）で覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
	PCB	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
		ドラム缶に入れた汚染土壌を保管すること

(2) 地下浸透防止措置（規則第 65 条第 8 号口(1)）

保管施設の地下浸透防止措置として、下記に示す措置のいずれかを講ずる必要がある。

- ① 床面を厚さ 10 cm 以上のセメント・コンクリートの層とすること
- ② 床面を厚さ 5 cm 以上のアスファルト・コンクリートの層とすること
- ③ 床面を遮水シートで覆い、その上に鉄板（振れ止め有り）を敷設すること
- ④ 床面を上記①～③と同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するものにすること

(3) 排水管理（規則第 65 条第 8 号口(2)）

汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝や排水処理設備など必要な設備を設けなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(8)②イ.）。

表 3.7.3-1 に示したように、容器による対応をする場合には、汚水が生じるおそれは少ないと考えられるが、第二種特定有害物質（水銀及びその化合物を除く。）、第三種特定有害物質（PCB を除く。）を含む汚染土壌を直置きにより保管する場合には、下記に示すいずれかの対応をとることが望ましい。

- ① 集水設備を設けるとともに、集めた汚水を適切に処分する
- ② 排水処理設備を設け、排水基準（下水道に排水を排除する場合には排除基準）に適合させる
- ③ ①、②と同等以上の措置を講ずる

(4) 排ガス管理（規則第 65 条第 8 号口(3)）

屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合には、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために排ガス処理設備などの必要な設備を設けなければならない。

3.7.3(1) に記載したように、第一種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌など、揮散のおそれのあるものを保管する場合は、大気中への拡散が懸念されるため、屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルを外部に拡散させないような配慮（例えば、揮発した物質を捕集するため吸引ブローア及び活性炭吸着等の捕集又は分解装置等）がなされている必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(8)②ウ）。ただし、表 3.7.3-1 に示したとおり、フレキシブルコンテナ（内袋有）などの容器に入れて保管する場合はこの限りではない。

3.7.4 埠頭における保管時の飛散等防止のための対応について

埠頭における汚染土壌の保管は、表 3.7.4-1 に示す措置を講ずることによって、特定有害物質等の飛散等及び悪臭の発散を防止できると考えられる。

表 3.7.4-1 汚染状態を考慮した保管時の飛散等防止措置（埠頭の場合）

特定有害物質		飛散等防止措置
第一種		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
第二種	構造等による対応	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管すること ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い+防じんカバー(ブルーシート可) ③ 上記①、②と同等以上のもの
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
水銀及びその他の化合物		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
第三種	構造等による対応	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管すること ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い+防じんカバー(ブルーシート可) ③ 上記①、②と同等以上のもの
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
PCB	第二溶出量基準適合	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
	第二溶出量基準不適合	ドラム缶に入れた汚染土壌を保管すること

3.8 積替場所及び保管施設における荷卸し等に伴う飛散の防止（規則第 65 条第 9 号）

積替場所及び保管施設内において、汚染土壌の荷卸し、施設内移動を行う場合には、汚染土壌の飛散を防止するため、下記に示す措置のいずれかを講ずる必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(9)）。

- ① 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において移動を行うこと
- ② 移動を行う場所において、散水装置等による散水を行うこと
- ③ 移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと
- ④ 移動させる汚染土壌への薬液散布や、締固めを行うことにより、その表層を固化すること
- ⑤ 上記①～④の措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること

これらの措置については、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮し、適切に対応する必要がある。なお、汚染土壌の荷卸しや移動等を行う場合の注意事項を下記に列挙する。

- ・ 散水や薬剤散布により対応する場合には、汚染土壌や薬液成分の流出がないように、過剰な施用を避けること
- ・ 屋根等を設けない設備の場合には、汚染土壌の流出がないように、雨天時の荷卸しや移動等を避け、また、作業終了後の清掃等を行うこと
- ・ 屋根等を設けない設備の場合には、汚染土壌の飛散等がないように、強風時の荷卸しや移動等を避けること

3.9 運搬過程における飛散等の防止措置

上述したように汚染土壌の特定有害物質による汚染状態により、運搬容器等、積替場所又は保管施設における飛散等の防止措置は異なる。

運搬過程における飛散等の防止措置を表 3.9.1-1 に示す。

表 3.9.1-1 運搬過程における飛散等の防止措置

特定有害物質	汚染状態を考慮した適切な運搬容器等の例	汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置 (埠頭の場外)	汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置 (埠頭の場内)	汚染状態を考慮した保管施設の飛散等防止措置 (埠頭の場外)	汚染状態を考慮した保管施設の飛散等防止措置 (埠頭の場内)
第一種	フレキシブルコンテナ (内袋有)	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
	構造等による対応	バラスト積み + 浸透防止シート等	屋根構造+囲いのある設備内で汚染土壌を積み替え 散水等により飛散を防止するとともに、海域への落下 防止措置を講ずること。仮置きをする場合は、浸透防 止シートで覆うこと。	屋根構造+囲いのある設備内に汚染土壌を保管し、 防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと。	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管するこ と。 ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い ③ 防じんカバー(ブルーシート可) ④ 上記①、②と同等以上のもの
第二種	容器による 対応	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート等	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シート等で覆うこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管するこ と。 ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
	水銀及び その他の化合物	フレキシブルコンテナ (内袋有)	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこ と。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管するこ と。 ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い ③ 防じんカバー(ブルーシート可) ④ 上記①、②と同等以上のもの
第三種	構造等による 対応	バラスト積み + 浸透防止シート等	屋根構造+囲いのある設備内で汚染土壌を積み替え 散水等により飛散を防止するとともに、海域への落下 防止措置を講ずること。仮置きをする場合は、浸透防 止シートで覆うこと。	屋根構造+囲いのある設備内に汚染土壌を保管し、 防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと。	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管するこ と。 ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い ③ 防じんカバー(ブルーシート可) ④ 上記①、②と同等以上のもの
	容器による 対応	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート等	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管するこ と。 ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
PCB	第二溶出量 基準適合	フレキシブルコンテナ (内袋有) 又は ドラム缶	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこ と。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管するこ と。 ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
	第二溶出量 基準不適合	ドラム缶	ドラム缶に入れた汚染土壌を積替えること。	ドラム缶に入れた汚染土壌を保管すること。	ドラム缶に入れた汚染土壌を保管すること。

3.10 汚染土壌の荷卸し・引渡し（規則第 65 条第 10 号及び第 11 号）

3.10.1 汚染土壌の荷卸し（規則第 65 条第 10 号）

汚染土壌の荷卸しは、汚染土壌の区域外搬出届出書、汚染土壌の区域外搬出変更届出書、非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書に記載された場所以外では行ってはならない（規則第 65 条第 10 号）。

ここで、記載された場所とは、上記届出書に記載された積替場所又は保管施設のことをいう。なお、汚染土壌を試験研究のために運搬を行う場合には、積替場所や保管施設を届け出る必要がないことから、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設において汚染土壌の荷卸しをすることが可能である（運搬通知第 1 の 2(10)）。

汚染土壌を試験研究のために運搬する場合とは、下記に示すものが考えられる。

① 研究開発のために運搬する場合

- ・ 実証実験を行うために汚染土壌を運搬
- ・ 施設の性能試験を行うために汚染土壌を運搬
- ・ 分析を行うために汚染土壌を運搬

② 対策のために運搬する場合

- ・ 調査により得られたボーリングコアなどを運搬
- ・ トリータビリティ試験のために汚染土壌を運搬
- ・ 汚染土壌処理施設での処理の可否を確認するために汚染土壌を運搬
- ・ 分析を行うために汚染土壌を運搬

なお、試験研究のために汚染土壌を密閉性を有する運搬容器に入れた状態で、集荷場所等において積替えをし、又は積替えのために一時的に保管することは、当該汚染土壌又は特定有害物質が運搬容器外へ飛散等するおそれがないことから、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設における荷卸しとみなしてもよいとされている（運搬通知記の第 1 の 2(10)）。

3.10.2 汚染土壌の引渡し（規則第 65 条第 11 号）

汚染土壌の引渡しは、汚染土壌の区域外搬出届出書、汚染土壌の区域外搬出変更届出書、非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書に記載された者以外に行ってはならない。

ここで、記載された者とは、上記届出書に記載された処理受託者や土地の形質の変更に使用する者をいう。ただし、3.10.1 に示したのと同様に、汚染土壌を試験研究のために運搬を行う場合には、積替場所や保管施設を届け出る必要がないことから、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌の引渡しが可能である（運搬通知記の第 1 の 2(11)）。

なお、下記に示す場合はこの規定の対象外となる（処理業省令第 5 条第 22 号ロ）。

- ① 汚染土壌処理業者が、その汚染土壌処理施設において処理したものを再処理汚染土壌処理施設に引渡すためにその運搬を他人に委託し、当該再処理汚染土壌処理業者に引渡す場合
- ② 汚染土壌の処理の事業を廃止し又は、許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を他の汚染土壌処理業者に引渡すためにその運搬を他人に委託し、当該他の汚染土壌処理業者に引渡す場合

なお、都道府県知事は、管理票交付者（搬出届出書の届出者）に対し、適正に汚染土壌が汚染土壌処理施設へ運搬・引渡し及び適正な処理がなされたことを確認するため、運搬及び処理の終了に関する報告をさせることが望ましい。

この報告については、搬出届出者に送付された管理票の写しを提出させることや、表 3.10.2-1 に示す管理票の記載内容を一覧表にしたもので対応すればよい。

表 3.10.2-1 管理票記載内容一覧表

交付番号	汚染土壌 の体積	交付 年月日	積替場所又は 保管施設への引き渡し年月日	汚染土壌処理施 設への引き渡し 年月日	汚染土壌 の重量	処理 終了日

3.11 汚染土壌の運搬期限（規則第 65 条第 12 号）

運搬行為がいつになっても終了しなければ、搬出された汚染土壌の所在が不明になり、汚染が拡散されるリスクが高まることを踏まえ、汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から、運搬、積替え及び保管を含めて 30 日以内に終了しなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(12)）。

ここで、搬出とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいい、「運搬の終了」とは、処理を受託した汚染土壌処理業者や、土地の形質の変更に使用する者に運搬に係る汚染土壌を引き渡したことをいう。

なお、再処理汚染土壌処理施設への 2 次運搬である場合（処理業省令第 5 条第 22 号ロ）には、汚染土壌処理施設の外へ搬出した日から 30 日以内に運搬を終了しなければならない。

また、処理業省令第 13 条第 1 項第 1 号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を汚染土壌処理業者に引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、当該汚染土壌処理施設の外へ搬出した日から 30 日以内に運搬を終了しなければならない。

3.12 管理票の交付又は回付（規則第 65 条第 13 号及び第 14 号）

管理票の交付を受けた運搬受託者（法第 20 条第 1 項又は第 2 項）又は管理票の回付を受けた汚染土壌を運搬する者（規則第 65 条第 14 号）は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に自動車等の番号（ナンバーなど）及び運搬者の氏名（実際に運搬を担当した者の氏名）を記載しなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(13)）。

この規定は、管理票交付者（法第 20 条第 3 項前段）への管理票の送付義務の履行を確実なものとするために、運搬受託者とは別に、当該運搬受託者の被用者並びに当該運搬受託者から運搬を請け負った者及びその被用者（以下「被用者等」という。）を「管理票の回付を受けた者」に位置付け、汚染土壌を運搬する者としての義務を課すものである。

なお、運搬受託者は、被用者等が本規定による義務を履行するよう指導監督する必要がある。

また、管理票の交付を受けた運搬受託者（法第 20 条第 1 項又は第 2 項）又は当該運搬受託者から汚染土壌の引渡しに伴い管理票の回付を受けた汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌を引き渡す際に、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。この規定は、処理受託者（法第 20 条第 3 項後段）又は土壌使用者（法第 20 条第 9 項）への管理票の回付義務の履行を確実なものとするために、運搬受託者とは別に、被用者等を「管理票の回付を受けた者」に位置付け、汚染土壌を運搬する者としての義務を課すものである（運搬通知記の第 1 の 2(14)）。

なお、運搬受託者は、被用者等が本規定による義務を履行するよう指導監督する必要がある。

また管理票については、飛び地間移動及び区域間移動にあっても準用される（法第 20 条第 9 項）。

3.13 運搬の委託禁止（規則第 65 条第 15 号）

汚染土壌の運搬については、運搬に関する基準を遵守して行う必要があり、搬出者は、運搬受託者の能力が当該運搬に関する基準を遵守するに足りるものであることを見込んでその運搬を委託する必要がある。

また、法第 20 条の管理票に係る規定の義務履行者の責任が不明確になることを防止することから、運搬受託者が当該運搬について他人に委託してはならない。

なお、運搬受託者が自己の名義と責任をもって、他人に汚染土壌の運搬を行わせることについては認められる（運搬請負者）（運搬通知記の第 1 の 2(15)）。

ここで、運搬受託者が自己の名義と責任をもって、他人に汚染土壌の運搬を行わせる行為に対しては、図 2.1.1-2 に示した運搬フロー図の記載例と表 2.1.1-3 に示した自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表とを照らし合わせ、運搬受託者と運搬請負者の関係が示されていればよい。

第4章 汚染土壌の処理の委託義務（法第18条）

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない（法第18条第1項）。

なお、次に示す場合は対象外となる。

- ① 汚染土壌を要措置区域外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であり、当該汚染土壌を自ら処理する場合（法第18条第1項第1号）
- ② 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合【区域間移動】（法第18条第1項第2号）
- ③ 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域内から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合【飛び地間移動】（法第18条第1項第3号）
- ④ 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合（法第18条第1項第4号）
- ⑤ 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合（法第18条第1項第5号）

また、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合は、処理の委託義務はないものの、当該搬出した後は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者として、汚染土壌処理業者に当該汚染土壌の処理の委託をしなければならない（法第18条第3項）。

この場合において、いつの時点をもって「搬出する者」が「搬出した者」に該当するかどうかは一概に定まるものではないが、当該搬出に係る非常災害のための応急措置としての緊急性が継続しているか否かという観点から判断されるものとし、当該搬出された汚染土壌が一度仮置きされた場合等、非常災害のための応急措置としての緊急性が既に認められなくなっている場合には、「当該搬出した者」に該当するものとされる（施行通知第5の1(4)）。

これらの規定に違反した場合には、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとなる（法第66条第5号）。

なお、試験研究の用に供するために搬出された汚染土壌については、実証試験や分析等の実施後、法対象外の基準不適合土壌とみなし、第6章の規定を遵守することが望ましい。

第5章 措置命令（法第19条）

都道府県知事は、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときには、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

この命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなる（法第65条第1号）。

5.1 運搬に関する基準違反

都道府県知事は、運搬に関する基準（法第17条）に違反して当該汚染土壌を運搬した場合、運搬を行った者に対し、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときには、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5.2 汚染土壌の処理の委託義務違反

都道府県知事は、汚染土壌の処理の委託義務（法第18条）に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）に対し、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときには、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第6章 法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について

施行通知第10の記の1には、要措置区域等外の土地の基準不適合土壌の取扱いが示されており、「要措置区域等外の土地の土壌であっても、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであるか、又はそのおそれがある土壌については、運搬及び処理に当たり、法第4章の規定に準じ適切に取り扱うよう、関係者を指導することとされたい。」と記載されている。

法対象外の基準不適合土壌の運搬・処理に係る関係者は、以下に示す事項を遵守することが望ましい。

6.1 発注者・土地所有者

- ・ 土地の売買等により法に基づく契機ではない自主的な調査を行った結果において基準不適合土壌の存在が発覚した場合や、工事に伴い基準不適合土壌の存在が発覚した場合には、発注者又は土地所有者の負担と責任のもと、基準不適合土壌を適正に措置すること。
- ・ 法に準じて「管理票の使用など運搬の基準を遵守する」、「許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出する」ことなどを条件とした契約を工事請負業者と締結し、適正な運搬・処理の確保に努めること。

6.2 工事請負業者

- ・ 管理票の交付など運搬の基準を遵守すること。
- ・ 処理については委託契約を締結した上で、許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出すること（無許可業者による安価な処理は、不適正な処理がなされるおそれがあるため）。
- ・ 搬出した汚染土壌処理施設における処理状況の確認を行うとともに、処理後の土壌の搬出先について委託契約書どおりの適正な搬出先となっていることを確認すること。

6.3 汚染土壌運搬業者

- ・ 法に準じて、飛散等及び地下への浸透の防止、また、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないように運搬に関して必要な措置を講ずること。
- ・ 管理票の回付や運搬の基準を遵守するとともに、許可を受けた汚染土壌処理施設に運搬すること。

6.4 汚染土壌処理業者

- ・ 法に準じて、飛散等及び地下への浸透の防止、また、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないように処理に関して必要な措置を講ずること。
- ・ 委託契約の締結など処理の基準を遵守するとともに、法対象の汚染土壌と同様の処理工程で処理を行い、浄化確認調査や、記録の保管等も法対象の汚染土壌と同様に行うこと。

6.5 汚染土壌処理業者を管轄する自治体

- ・ 汚染土壌処理業者に記録の保管、処理状況の報告を求めること。
- ・ 自治体の判断により必要に応じて抜き打ちによる立入検査を実施し、法対象外を含む基準不適合土壌が適正に処理されていることを管理票との整合などにより確認すること。

Appendix-1 管理票のしくみ

はじめに

平成22年4月1日に施行された改正土壤汚染対策法によって、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)から汚染土壤を搬出する者は、その汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票を交付しなければならないこととされました。

また、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、新たに飛び地間移動や区域間移動などの制度が追加され、平成31年4月1日より全面施行されました。

2 土壤汚染対策法の概要

(1) 土壤汚染対策法の概要

調 査

- ①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(第3条)
 - 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能(第3条第1項ただし書)
 - 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと(第3条第7項・第8項)
- ②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
 - 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
 - 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能(第4条第2項)
- ③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)
- ④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる(第14条)

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

- 要措置区域(第6条)
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 - 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと(第7条)
 - 土地の形質の変更の原則禁止(第9条)
- 形質変更時要届出区域(第11条)
汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)
 - 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制(第16条、第17条)
(事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守)
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務(第20条)
- 汚染土壤の処理業の許可制度(第22条)

そ の 他

- 指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者^{*}の設置等)(第32条、第33条)
 - 土壤汚染対策基金による助成(汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成)(第45条)
- (※) 指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要

(2) 土壌汚染や区域の指定に係る基準

1) 土壌汚染とは

土壌汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられます。

土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。土壌汚染による影響としては、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどのリスクと、汚染された土壌に直接接触したり、口にしたりする直接摂取によるリスクが考えられます。

2) 区域の指定に係る基準とは

「土壌溶出量基準」は、地下水経由の摂取による健康影響の観点から、「土壌含有量基準」は、汚染された土壌の直接摂取による健康影響の観点から定められたものです。

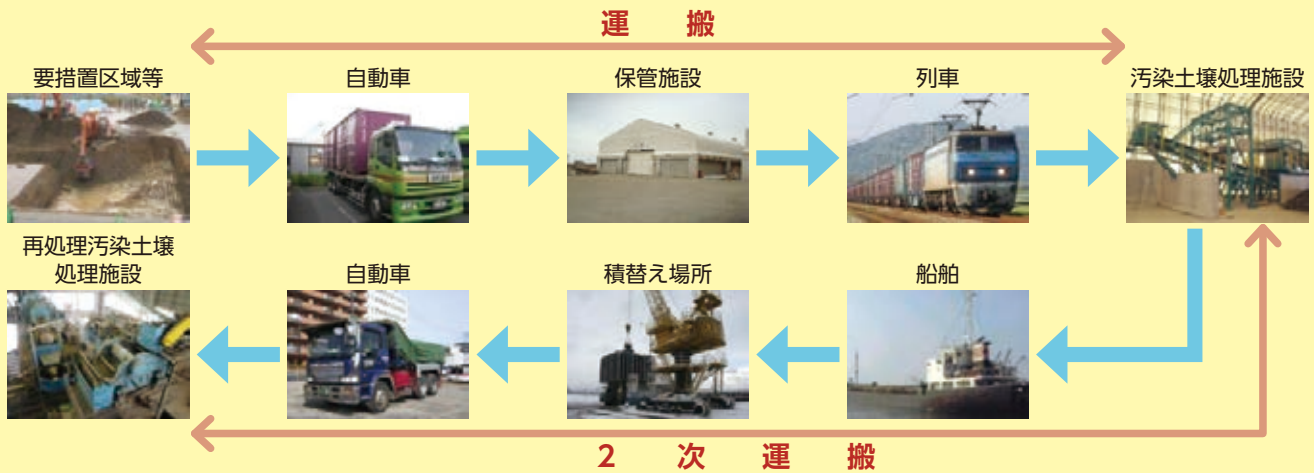
特定有害物質の種類 (法第2条)		区域の指定に係る基準(法第6条第1項第1号)		第二溶出量 基準※ (mg/L)
		<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準(mg/L)	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準(mg/kg)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.09以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	1.5以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	1以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15以下	水銀が0.005以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	24以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	30以下
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	シマジン	0.003以下	—	0.03以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	0.003以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1以下

※土壌汚染対策法施行規則 別表第三(第九条第一項第二号関係)

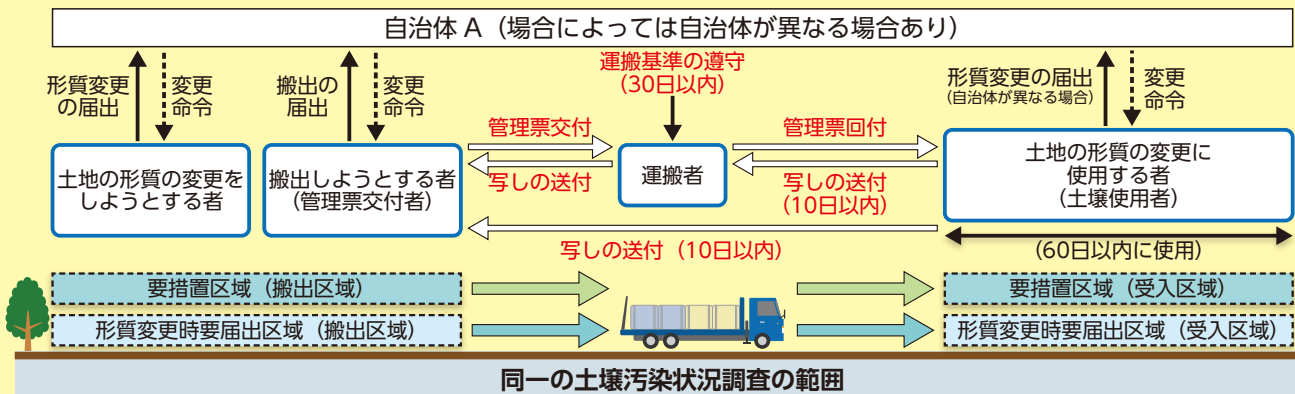
(3) 汚染土壌の運搬

汚染土壌の不適切な運搬により、汚染土壌の所在が不明になるおそれがあることや、汚染を拡散させるおそれがあることから、環境リスクの管理・低減の観点から運搬に関する基準が定められており、当該運搬をする者に対し、運搬に関する基準を守ることで、汚染土壌の適正な運搬の確保を図ることとしています。

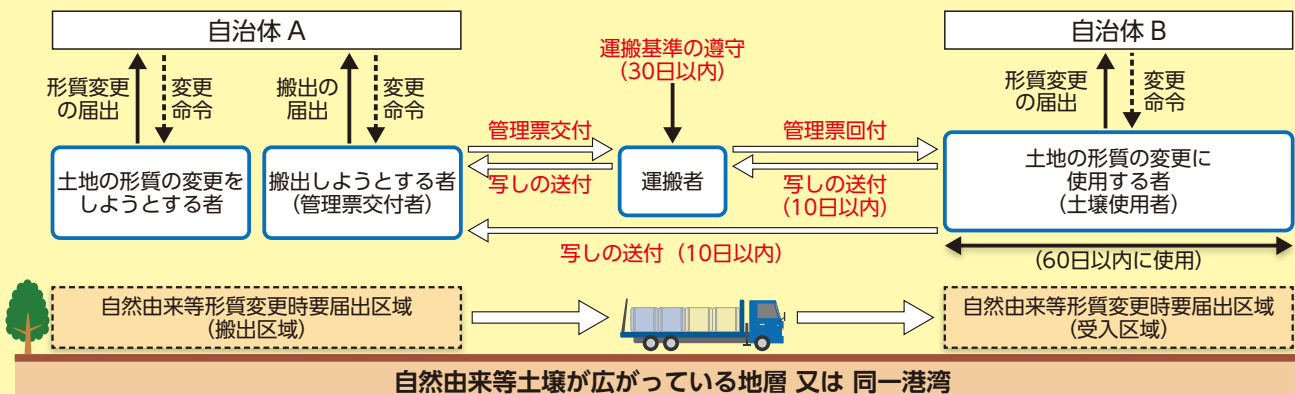
1) 要措置区域等から再処理汚染土壌処理施設までの運搬の例



2) 飛び地間移動



3) 区域間移動



管理票とは

(1) 管理票の目的

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者(管理票交付者)は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定める基準に従って、管理票を交付しなければならないこととし、当該汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壌の搬出に伴う汚染の拡散の防止を図ることを目的としています。

(2) 管理票に関する規定と罰則

1) 法第16条(規則第61条第2項及び第64条第2項)

汚染土壌の搬出の届出時に、当該搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写しを添付

2) 法第17条(規則第65条)

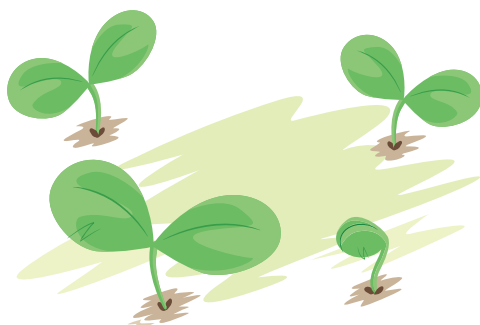
- ① 運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備付け
- ② 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認し、管理票に自動車等の番号及び運転者の氏名を記載
- ③ 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは管理票に引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付

罰則

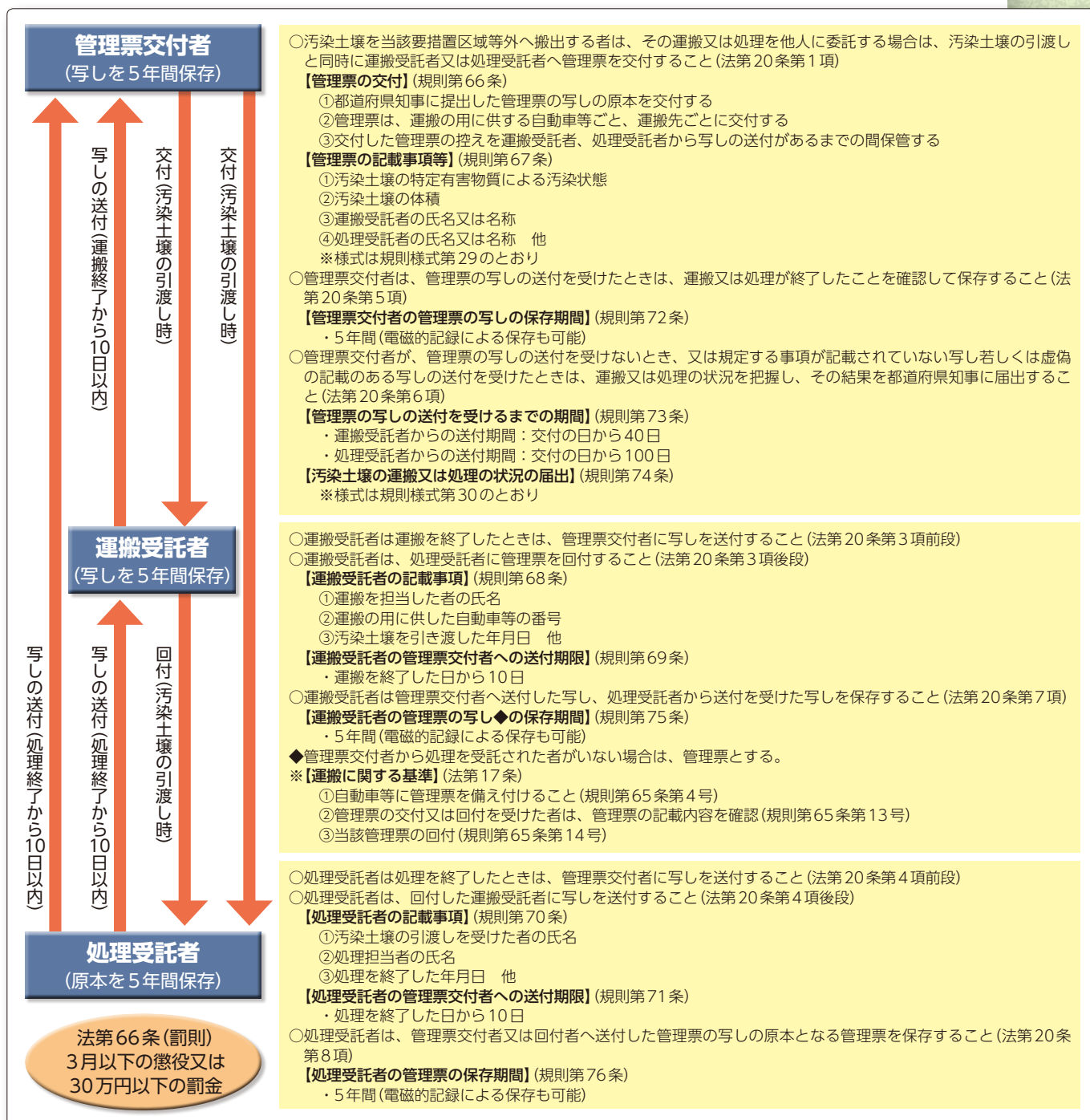
管理票の不交付、管理票への虚偽記載は、法により3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科せられます(法第66条)。

以下のような場合には罰則の対象となります。

- 管理票交付者が管理票を交付しなかった
- 必要事項を記載せず、又は、管理票に虚偽の記載をした
- 運搬受託者が管理票を回付しなかった
- 運搬が終了していないのに管理票を管理票交付者に返送した
- 処理が終了していないのに管理票を管理票交付者、運搬受託者に返送した



3) 法第20条

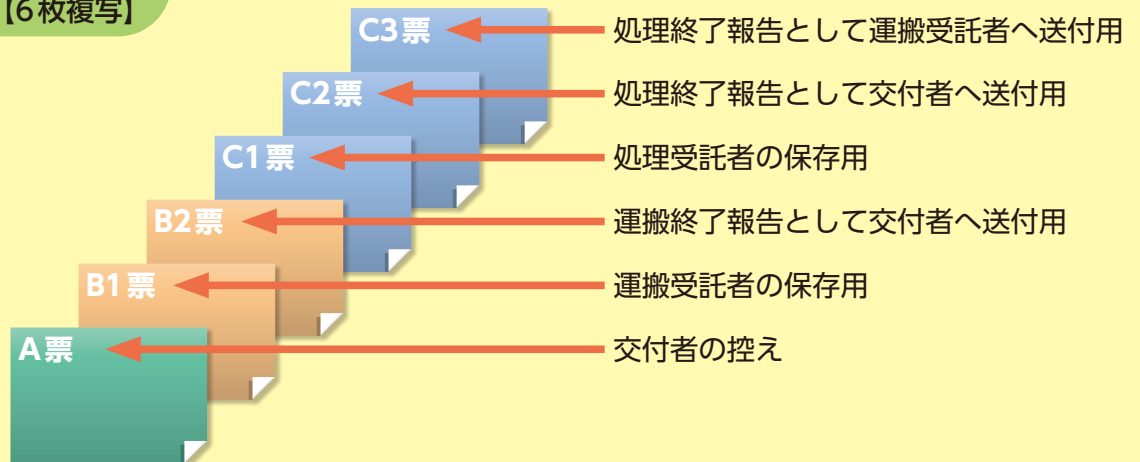


4) 法第21条(虚偽の管理票の交付等の禁止)

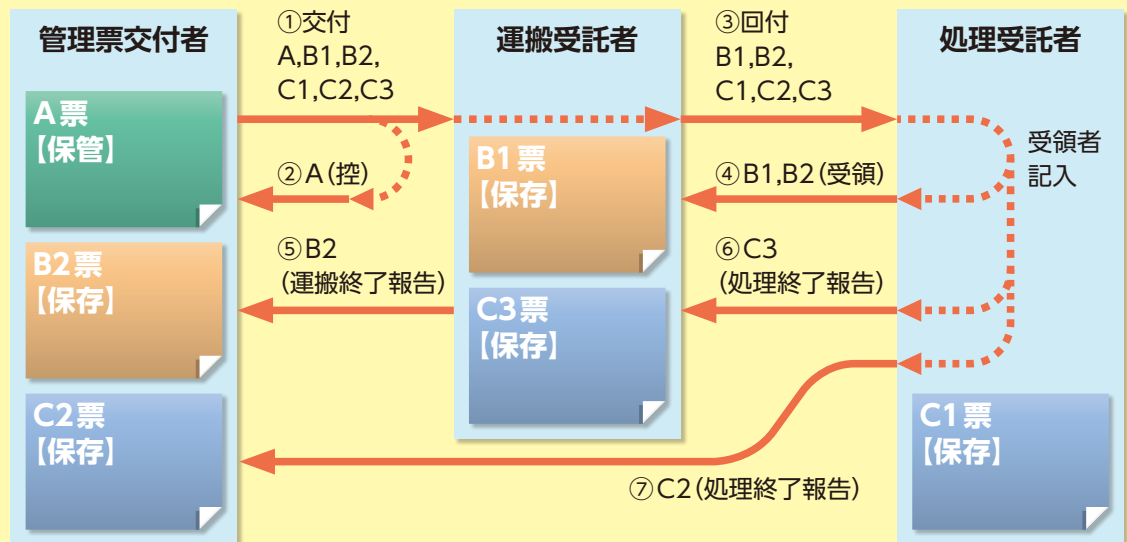
- ・汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。(法第21条第1項)
- ・汚染土壌の処理を受託していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用しないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。(法第21条第2項)
- ・運搬受託者、処理受託者又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者は、受託した汚染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、管理票の写しを送付してはならない。(法第21条第3項)

(3) 管理票の流れ(例)

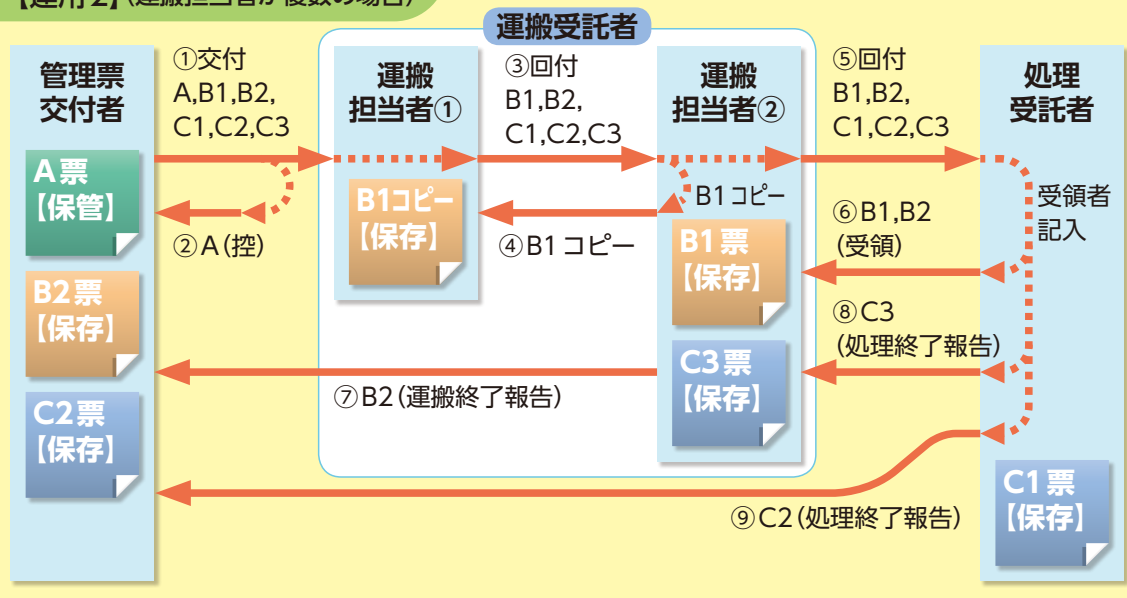
【6枚複写】



【運用 1】(運搬担当者が1者の場合)



【運用 2】(運搬担当者が複数の場合)



(4) 管理票の様式(例)

[illegible]

(5) 飛び地間移動及び区域間移動に係る管理票項目名の読み替え

飛び地間移動及び区域間移動する場合の管理票の様式は汚染土壌を汚染土壌処理業者へ搬出する場合の様式と同一です。飛び地間移動、区域間移動で使用する場合は、下表のとおり管理票の項目名の括弧書きに読み替えて運用します。

NO	汚染土壌処理業者へ搬出		飛び地間移動／区域間移動	
	管理票項目		略称	
1	管理票交付者 ・氏名又は名称、法人にあっては代表者氏名 ・住所及び連絡先		同左	
2	運搬受託者 ・氏名又は名称 ・住所及び連絡先		同左	
3	処理受託者 ・氏名又は名称 ・住所及び連絡先		土壌使用者 ・氏名又は名称 ・住所及び連絡先	土壌使用者
4	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又は✓点を記入)		同左	
5	交付担当者の氏名		同左	
6	交付年月日		同左	
7	交付番号		同左	
8	汚染土壌の荷姿		同左	
9	汚染土壌の体積 (m ³)		同左	
10	汚染土壌の重量 (t・kg)		同左	
11	要措置区域等の所在地		自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地	搬出区域の所在地
12	積替え又は保管場所	☐ 積替え場所 ☐ 保管場所	同左	
13		・名称及び所在地 ・所有者の氏名又は名称 ・連絡先	同左	
14		☐ 積替え場所 ☐ 保管場所	同左	
15		・名称及び所在地 ・所有者の氏名又は名称 ・連絡先	同左	
16	汚染土壌処理施設の名称及び所在地 ・名称 ・所在地 ・許可番号		搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地	受入区域の所在地
17	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 運搬区間、引き渡し年月日		同左	
18	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 運搬区間、引き渡し年月日		同左	
19	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 運搬区間、引き渡し年月日		同左	
20	引渡しを受けた者の氏名		同左	
21	処理担当者の氏名		土地の形質の変更をした者の氏名	土壌使用担当者
22	処理方法		土地の形質の変更の方法	
23	処理終了年月日		土地の形質を終了した年月日	土壌使用終了年月日
24	運搬受託者からの返送確認日		同左	
25	処理受託者からの返送確認日		土地の形質の変更を行った者からの返送確認日	
26	備 考		同左	



管理票の記入と運用例 1

【汚染土壌処理施設へ搬出する場合】

(1) 運搬及び処理を他人に委託する場合の運用

① 管理票交付者

管理票交付者は、管理票に以下の事項を記入し、運搬担当者に管理票を手渡し、運搬担当者に「自動車等の番号及び運搬担当者の氏名」欄に記入してもらいます。6枚複写式の管理票を使用する場合、1枚目(A票)を管理票交付者の控えとして切り離します。2枚目(B1票)以降は運搬担当者が携帯します。なお、管理票は運搬の用に供する自動車等ごとに交付しなければなりません。ただし、一台の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が複数である場合には、運搬先ごとに交付しなければなりません。

後日、運搬受託者から運搬終了報告(B2票)、処理受託者から処理終了報告(C2票)の管理票が返送されてきます。交付時の控えと内容をチェックし、5年間大切に保存します(電磁的記録による保存も可能)。

② 運搬受託者

運搬受託者は、実際に運搬を担当する人(ドライバー等)に管理票の仕組みを理解させておかねばなりません。

運搬受託者は、搬出当日に運搬を実施する車両の登録ナンバーや運搬担当者の氏名を管理票交付者に事前に知らせておきます。これは、搬出現場では多くの車両が出入りし、汚染土壌運搬車両のみでなく、廃棄物運搬車両や一般残土運搬車両等があることも考えられ、積荷を誤ることがないようにし、委託を受けていない者を除外するためです。

運搬担当者は、管理票交付者から交付を受けた管理票を携帯して運搬を開始し、汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に計量した時点で記入します。

搬入先に到着したら、管理票に引渡し年月日、車両ナンバー、氏名等を記入した上で搬入先の担当者に渡します。運搬受託者の控え用(B1票)と管理票交付者への返送用(B2票)を持ち帰ります。

管理票交付者への返送用(B2票)は、事務所等へ戻った後に管理票交付者に返送します。返送は、運搬終了から10日以内に行わなければなりません。控え用(B1票)は5年間大切に保存します(電磁的記録による保存も可能)。

なお、運搬先が汚染土壌処理施設ではなく、積替え場所や保管場所の場合は、引渡し年月日を記入して、管理票は積替え場所や保管場所の担当者に渡します。控え用(B1票)や管理票交付者への返送用(B2票)は、運搬受託者が控えの保存、返送をします。もし、控えが必要な場合は、コピー等をもらえるようにしておくといでしょう。

③ 処理受託者

処理受託者は、汚染土壌を受け取ったら、引き渡しを受けた者の氏名を記載し、B1票とB2票を運搬受託者に渡します。B1票は運搬受託者の控え、B2票は管理票交付者への運搬受託者からの運搬終了報告となります。

処理受託者は、処理が終了したら、処理担当者の氏名、処理方法と処理の終了年月日を記入して、C2票を管理票交付者に返送し、C3票を運搬受託者に返送します。返送は、処理終了から10日以内に行わなければなりません。C1票は5年間大切に保存します(電磁的記録による保存も可能)。

(2) 運搬を他人に委託し、処理は自ら行う場合の運用

運搬を他人に委託して処理は自ら行う場合も管理票を交付する必要があります。管理票交付者と処理受託者が同一となるため、運搬受託者から送付されるB2票により運搬の終了を確認し、処理が終了したときに、C3票を運搬受託者に送付します。

(3) 運搬を自ら行い、処理は他人に委託する場合の運用

運搬を自ら行い、処理を他人に委託して行う場合も管理票を交付する必要があります。管理票交付者と運搬受託者が同一となるため、汚染土壌の引渡しとともに、C1票からC3票までを処理受託者に渡します。

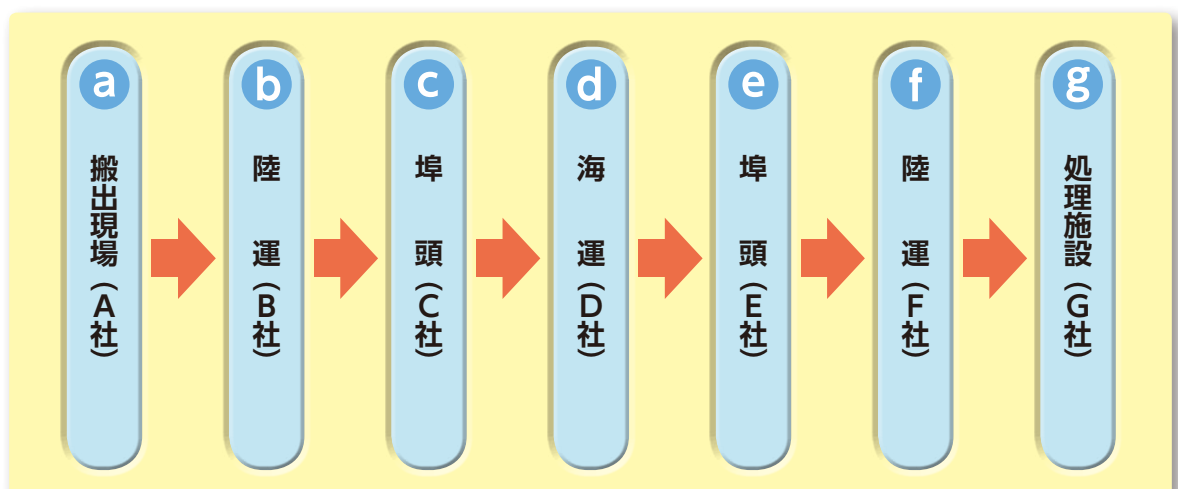
処理受託者が処理を終了したときに、C3票が送付されてきますので、処理の終了を確認します。

(4) 運搬担当者が複数いる場合の運用

例えば、下記のような運搬経路をとるケースでは、搬出側陸運担当者、海運担当者、施設側陸運担当者と、それぞれ異なる運搬担当者が存在する可能性があります。つまり複数の運搬担当者が存在します。

そのような場合、最後の運搬担当者が管理票の運搬受託者控え(B1票)を保存するとともに運搬終了報告の管理票(B2票)を管理票交付者に送付します。下記の例では「f 陸運」実施者が該当します。そのほかの「b 陸運」～「e 埠頭」までは、運搬経路と引渡し日の記入だけで、控えはありません。つまり、すべての運搬が終了し、処理施設に汚染土壌が搬入された時点が運搬終了となります。途中の「b 陸運」～「e 埠頭」までの担当者には控えが残らないことになります。もし、控えが必要な場合は、コピーなどで対応してください。

なお、それぞれの運搬に別々の運搬受託者が存在する場合、上記の例では、「b 陸運」はB社に、「d 海運」はD社に運搬を委託するような場合は、管理票交付者はB社、D社それぞれに管理票を交付する必要があります。



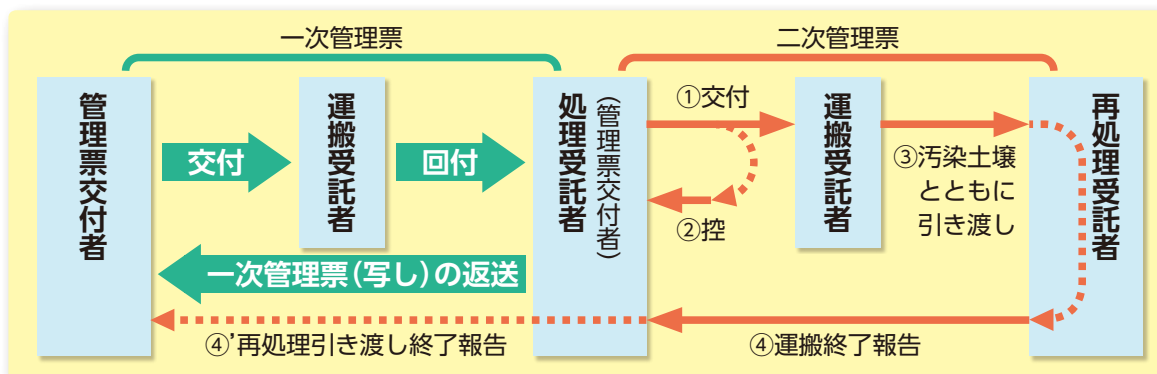
(5) 処理受託者が処理後の汚染土壌の処理を委託する場合の運用

処理後の汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設へ搬出する場合は、処理受託者である汚染土壌処理業者が管理票交付者となって、新たに管理票を交付する必要があります。これを二次管理票といいます。二次管理票の記入方法については、(6)のとおりです。

(6) 二次管理票の運用について

処理を受託している汚染土壌処理施設が、例えば、汚染土壌の分別や含水率調整などを行う施設で、浄化等は別の汚染土壌処理施設に搬出して行う場合があります。分別等処理施設が異物除去や含水率調整を行った後、セメント製造施設へ汚染土壌を搬出するケースが該当します。このような場合は、分別や含水率調整などを行った汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者が、新たに汚染土壌の搬出者となって、運搬を他人に委託するときには管理票(二次管理票)を交付しなければなりません。なお、再処理汚染土壌処理施設として汚染土壌を搬出できる施設は、汚染土壌処理業の許可申請時に申請書に記載してある汚染土壌処理施設に限られます。

二次管理票の交付者は、一次管理票における処理受託者となりますので、管理票への記載事項は、基本的に「(1)運搬又は処理を他人に委託する場合の運用 ①管理票交付者」の項(P.9)を参照してください。ただし、「汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」については、施設で測定をした場合はその測定結果を記載しますが、測定を行わなかった場合は、搬出者の測定結果(一次管理票の記載事項)を記載します。また、搬出者(一次管理票の管理票交付者)への二次管理票の返送は、再処理汚染土壌処理施設における処理の終了報告時点ではなく、再処理汚染土壌処理施設が汚染土壌を受け入れた時点(二次管理票における運搬受託者から運搬終了の報告が届いた時点)で行います。管理票の「備考欄」などを利用して、搬出者(一次管理票の交付者)が交付した管理票と二次管理票とが照合できるようにしておくことも必要です。



(7) 管理票の記入要領と記入例【汚染土壌処理施設への搬出】

【管理票交付者が記載】

ア. 管理票交付者

管理票を交付する者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人の場合にあっては代表者の氏名を記入する。

イ. 運搬受託者

運搬受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

ウ. 処理受託者(土壌使用者)

処理受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

エ. 交付担当者の氏名

実際に管理票の交付を担当した者の氏名を記入する。

オ. 交付年月日

交付担当者が実際に管理票を交付した年月日を記入する。

カ. 交付番号

管理票交付者が管理票を管理するための、任意の番号を記入する。

キ. 汚染土壌の荷姿

バラ積み、ドラム缶、フレキシブルコンテナ等、搬出する汚染土壌の荷姿を記入する。

ク. 汚染土壌の体積

汚染土壌を運搬する自動車等に積載する汚染土壌の体積を記入する。

ケ. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

まず、汚染土壌に含まれる特定有害物質の欄ごとに✓(チェック)をし、次に土壌汚染状況調査で濃度が判明している場合には当該濃度を記入するか、不明な場合には該当する濃度欄に✓(チェック)をする。

コ. 要措置区域等の所在地

(自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地)

搬出する汚染土壌に係る要措置区域等の所在地を記入する。

サ. 積替え又は保管場所

運搬途中で積替え又は保管をする場合は、積替え場所か保管場所かの✓(チェック)をした上で、積替え又は保管を行う場所の名称、所在地、所有者の氏名又は名称、連絡先を記入する。

シ. 汚染土壌処理施設の名称及び所在地

(搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地)

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称、所在地、許可番号を記入する。

【運搬担当者が記載】

ス. 汚染土壌の重量

汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に把握した時点で記入する。

セ. 自動車等の番号及び運搬担当者の氏名

車両や船舶等の登録番号、運搬を担当した者の氏名を記入する。

ソ. 運搬区間

運搬担当者が実際に汚染土壌を運搬した区間を記入する。

タ. 引渡し年月日

汚染土壌を目的地まで運搬した際に引渡しを行った年月日を記入する。

【処理担当者が記載】

チ. 引渡しを受けた者の氏名

汚染土壌処理施設で、搬入された汚染土壌の引渡しを受けた者が、氏名を記入する。

ツ. 処理担当者の氏名(土地の形質の変更をした者の氏名)

汚染土壌処理施設において、実際に汚染土壌の処理を担当した者の氏名を記入する。

テ. 処理方法(土地の形質の変更の方法)

汚染土壌処理施設における当該汚染土壌の処理方法を記入する。

ト. 処理終了年月日(土地の形質の変更を終了した年月日)

当該汚染土壌の処理が終了した年月日を記入する。

処理受託者から管理票が返送された年月日を記入する。

(管理票交付者・運搬受託者・処理受託者が記入：処理完了時の管理票)

- Appendix 13 -

管理票の記入と運用例 2

【飛び地間移動・区域間移動を行う場合】

1 飛び地間の土壌の移動

汚染土壌を要措置区域等から他の要素措置区域等の土地の形質変更のために搬出する場合の運用です。

※要措置区域から形質変更時要届出区域、形質変更時要届出区域から要措置区域への汚染土壌の移動はできません。

(1) 運搬及び土壌使用を他人に委託する場合の運用

4. 管理票の記入と運用例 1 の(1)運搬及び処理を他人に委託する場合の運用における「処理受託者」を「土壌使用者」に、「処理」を「土壌使用」に、「処理担当者」を「土壌使用担当者」と読み替えて運用します。

(2) 運搬を他人に委託し土壌使用は自ら行う場合

4. 管理票の記入と運用例 1 の(2)運搬を他人に委託し処理は自ら行う場合の運用と同様に運用します。

(3) 運搬を自ら行い土壌使用は他人に委託する場合の運用

4. 管理票の記入と運用例 1 の(3)運搬を自ら行い処理は他人に委託する場合の運用と同様に運用します。

(4) 運搬担当者が複数いる場合の運用

4. 管理票の記入と運用例 1 の(4)運搬担当者が複数いる場合の運用と同様に運用します。「処理施設」は「受入区域」に読み替えて運用します。

(参考) 土壌汚染対策法施行通知(平成 31 年 3 月 1 日)より抜粋

一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に使用するために搬出を行う場合の運用。

一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地であっても、飛び地になって区域指定されている間の土壌の移動は認められていなかったところ、このことは、迅速なオンサイトでの処理の妨げや工事の支障となり、掘削除去による処理施設への搬出を増加させる要因となる可能性があったため、そのような土地において、同一契機で行われた土壌汚染状況調査の対象地内であれば、飛び地になって区域指定された区域間の土壌の移動を可能としたものである。

搬出先の要措置区域等における土地の形質の変更は、当該区域に搬入された日から 60 日以内に終了することを規定した(規則第 43 条の 2、第 53 条の 2 第 2 項)。

なお、「自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出」の考え方は、当該区域における工事等に使用するために搬出することのほか、当該区域内の汚染土壌と合わせて汚染土壌処理施設等に搬出するために、いったん当該区域内へ搬出することも含まれると解して差し支えない。

2 区域間の土壌の移動

汚染土壌を自然由来等形質変更時要届出区域から他の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に使用するために搬出する場合の運用です。

(1) 運搬及び土壌使用を他人に委託する場合の運用

4. 管理票の記入と運用例1の(1)運搬及び処理を他人に委託する場合の運用における「処理受託者」を「土壌使用者」に、「処理」を「土壌使用」に、「処理担当者」を「土壌使用担当者」と読み替えて運用します。

(2) 運搬を他人に委託し土壌使用は自ら行う場合

4. 管理票の記入と運用例1の(2)運搬を他人に委託し処理は自ら行う場合の運用と同様に運用します。

(3) 運搬を自ら行い土壌使用は他人に委託する場合の運用

4. 管理票の記入と運用例1の(3)運搬を自ら行い処理は他人に委託する場合の運用と同様に運用します。

(4) 運搬担当者が複数いる場合の運用

4. 管理票の記入と運用例1の(4)運搬担当者が複数いる場合の運用と同様に運用します。「処理施設」は「受入区域」に読み替えて運用します。

(参考) 土壌汚染対策法の施行通知(平成31年3月1日)より抜粋

自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令に定める基準に該当し、かつ、当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域における土地の形質の変更に使用するための搬出を行う場合。

自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられるが、旧法では、近隣の同様の区域への搬出が制限されており、活用が難しいだけでなく、近隣での仮置きができず、工事の利便性が悪かったため、自然由来特例区域及び埋立地特例区域の間の土壌の移動であって一定の要件を満たすものを届出の上、可能としたものである。

また、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域における土地の形質の変更は、当該区域に搬入された日から60日以内に終了することを規定した(規則第53条の2第1項)。

なお、「他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出」とは、当該区域における工事等に使用するために搬出することのほか、当該区域内の汚染土壌と合わせて汚染土壌処理施設等に搬出するために、いったん当該区域内へ搬出することも含まれると解して差し支えない。

3 管理票の記入要領と記入例【飛び地間移動・区域間移動用】

【管理票交付者が記載】

ア.管理票交付者

管理票を交付する者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人の場合にあっては代表者の氏名を記入する。

イ.運搬受託者

運搬受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

ウ.処理受託者(土壤使用者)

土壤使用者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

エ.交付担当者の氏名

実際に管理票の交付を担当した者の氏名を記入する。

オ.交付年月日

交付担当者が実際に管理票を交付した年月日を記入する。

カ.交付番号

管理票交付者が管理票を管理するための、任意の番号を記入する。

キ.汚染土壤の荷姿

バラ積み、ドラム缶、フレキシブルコンテナ等、搬出する汚染土壤の荷姿を記入する。

ク.汚染土壤の体積

汚染土壤を運搬する自動車等に積載する汚染土壤の体積を記入する。

ケ.汚染土壤の特定有害物質による汚染状態

まず、汚染土壤に含まれる特定有害物質の欄ごとに✓(チェック)をし、次に土壤汚染状況調査で濃度が判明している場合には当該濃度を記入するか、不明な場合には該当する濃度欄に✓(チェック)をする。

コ.要措置区域等の所在地

(自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地)

搬出する汚染土壤に係る自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地を記入する。

サ.積替え又は保管場所

運搬途中で積替え又は保管をする場合は、積替え場所か保管場所かの✓(チェック)をした上で、積替え又は保管を行う場所の名称、所在地、所有者の氏名又は名称、連絡先を記入する。

シ.汚染土壤処理施設の名称及び所在地

(搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等(受入区域)の所在地)

搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等(受入区域)の所在地を記入する。

【運搬担当者が記載】

ス.汚染土壤の重量

汚染土壤の自動車等への積載量について重量を最初に把握した時点で記入する。

セ.自動車等の番号及び運搬担当者の氏名

車両や船舶等の登録番号、運搬を担当した者の氏名を記入する。

ソ.運搬区間

運搬担当者が実際に汚染土壤を運搬した区間を記入する。

タ.引渡し年月日

汚染土壤を目的地まで運搬した際に引渡しを行った年月日を記入する。

【土壤使用者が記載】

チ.引渡しを受けた者の氏名

受入区域で、搬入された汚染土壤の引渡しを受けた者が、氏名を記入する。

ツ.処理担当者の氏名(土地の形質の変更をした者の氏名)

受入区域において、実際に土地の形質の変更を担当した者の氏名を記入する。

テ.処理方法(土地の形質の変更の方法)

受入区域における土地の形質の変更の方法を記入する。

ト.処理終了年月日(土地の形質の変更を終了した年月日)

当該汚染土壤による土地の形質の変更を終了した年月日を記入する。

ナ.運搬受託者からの返送確認日

二. 処理受託者(土地の形質の変更を行った者)からの返送確認日

土壌使用者から管理票が返送された年月日を記入する。

記入例

(管理票交付者・運搬受託者・土壌使用者が記入：処理完了時の管理票)

管理票

様式第二十九 (第六十七条第二項関係)

0000001

整理番号

氏名又は
名称、法
人にあっ
ては代表
者の氏名

住所及び
連絡先

建設土木株式会社
代表取締役社長 建設太郎

〒100-0000
東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇
〇×ビル23F
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

株式会社土壌運輸

〒100-0000
東京都千代田区銀座町
〇-〇-〇 xビル3F
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

環境電気株式会社

〒105-0000
東京都港区〇〇町
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はし点を記入)

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐クロロエチレン

☐四塩化炭素

☐1,2-ジクロロエタン

☐1,1-ジクロロエチレン

☐1,2-ジクロロエチレン

☐1,3-ジクロロプロペン

☐ジクロロメタン

☐テトラクロロエチレン

☐1,1,1-トリクロロエタン

☐1,1,2-トリクロロエタン

☐トリクロロエチレン

☐ペンゼン

☐シマジン

☐チオベンカルブ

☐チウラム

☐PCB

☐有機りん化合物

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐カドミウム及びその化合物

☐六価クロム化合物

☐シアン化合物

☐水銀及びその化合物

☐セレン及びその化合物

☒鉛及びその化合物

☐砒素及びその化合物

☐ほう素及びその化合物

☐ほろ素及びその化合物

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

環境電気株式会社

〒105-0000
東京都港区〇〇町
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

土木 一郎

2019 年 5 月 1 日

第 01-0001

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はし点を記入)

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐クロロエチレン

☐四塩化炭素

☐1,2-ジクロロエタン

☐1,1-ジクロロエチレン

☐1,2-ジクロロエチレン

☐1,3-ジクロロプロペン

☐ジクロロメタン

☐テトラクロロエチレン

☐1,1,1-トリクロロエタン

☐1,1,2-トリクロロエタン

☐トリクロロエチレン

☐ペンゼン

☐シマジン

☐チオベンカルブ

☐チウラム

☐PCB

☐有機りん化合物

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐カドミウム及びその化合物

☐六価クロム化合物

☐シアン化合物

☐水銀及びその化合物

☐セレン及びその化合物

☒鉛及びその化合物

☐砒素及びその化合物

☐ほう素及びその化合物

☐ほろ素及びその化合物

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

環境電気株式会社

〒105-0000
東京都港区〇〇町
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

土木 一郎

2019 年 5 月 1 日

第 01-0001

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はし点を記入)

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐クロロエチレン

☐四塩化炭素

☐1,2-ジクロロエタン

☐1,1-ジクロロエチレン

☐1,2-ジクロロエチレン

☐1,3-ジクロロプロペン

☐ジクロロメタン

☐テトラクロロエチレン

☐1,1,1-トリクロロエタン

☐1,1,2-トリクロロエタン

☐トリクロロエチレン

☐ペンゼン

☐シマジン

☐チオベンカルブ

☐チウラム

☐PCB

☐有機りん化合物

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐カドミウム及びその化合物

☐六価クロム化合物

☐シアン化合物

☐水銀及びその化合物

☐セレン及びその化合物

☒鉛及びその化合物

☐砒素及びその化合物

☐ほう素及びその化合物

☐ほろ素及びその化合物

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

環境電気株式会社

〒105-0000
東京都港区〇〇町
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

土木 一郎

2019 年 5 月 1 日

第 01-0001

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はし点を記入)

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐クロロエチレン

☐四塩化炭素

☐1,2-ジクロロエタン

☐1,1-ジクロロエチレン

☐1,2-ジクロロエチレン

☐1,3-ジクロロプロペン

☐ジクロロメタン

☐テトラクロロエチレン

☐1,1,1-トリクロロエタン

☐1,1,2-トリクロロエタン

☐トリクロロエチレン

☐ペンゼン

☐シマジン

☐チオベンカルブ

☐チウラム

☐PCB

☐有機りん化合物

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐カドミウム及びその化合物

☐六価クロム化合物

☐シアン化合物

☐水銀及びその化合物

☐セレン及びその化合物

☒鉛及びその化合物

☐砒素及びその化合物

☐ほう素及びその化合物

☐ほろ素及びその化合物

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

環境電気株式会社

〒105-0000
東京都港区〇〇町
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

氏名又は
名称

住所及び
連絡先

土木 一郎

2019 年 5 月 1 日

第 01-0001

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はし点を記入)

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐クロロエチレン

☐四塩化炭素

☐1,2-ジクロロエタン

☐1,1-ジクロロエチレン

☐1,2-ジクロロエチレン

☐1,3-ジクロロプロペン

☐ジクロロメタン

☐テトラクロロエチレン

☐1,1,1-トリクロロエタン

☐1,1,2-トリクロロエタン

☐トリクロロエチレン

☐ペンゼン

☐シマジン

☐チオベンカルブ

☐チウラム

☐PCB

☐有機りん化合物

溶出量基準
超過

第二溶出量
基準超過

溶出量基準
超過

含有量基準
超過

☐カドミウム及びその化合物

☐六価クロム化合物

☐シアン化合物

☐水銀及びその化合物

☐セレン及びその化合物

☒鉛及びその化合物

☐砒素及びその化合物

☐ほう素及びその化合物

☐ほろ素及びその化合物

氏名又は
名称

Q&A

Q1 管理票の交付者は誰か？

➡汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令に従って、管理票を交付しなければならないこととしています。また、「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者」とは、その搬出に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。ただし、受注者がその搬出に関する計画内容を決定する責任を有している場合には受注者が該当すると考えられます。

Q2 管理票の記入・交付を他人に代行してもらえるか？

➡管理票の交付者は、自ら管理票の記入、交付をしなければなりません。

Q3 運搬・処理を自ら行う場合は管理票が必要か？

➡汚染土壌の運搬・処理ともに自ら行い、他人に委託することがない場合には、管理票を交付する必要はありません。

Q4 産業廃棄物管理票等の他のものを使ってよいか？

➡要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外に搬出する場合で、運搬又は処理を他人に委託する場合は、規定された様式(土壌汚染対策法施行規則様式第29)の管理票を用いなければなりません。要措置区域等外の土地の汚染された土壌を運搬する場合(法対象外の場合)であっても、規定された管理票を使用するようにしてください。

Q5 管理票が戻って来ない場合の対処は？

➡期日までに管理票の写しが送付されない場合は、管理票交付者は、委託した運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければなりません。管理票の写しを送付されるまでの期間は、運搬受託者からは交付日から40日以内、処理受託者からは交付日から100日以内と定められています。

Q6 管理票を使わないと罰則はあるか？

➡管理票の不交付や、管理票への虚偽記載には罰則があります。3月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

Q7 管理票の写しの電磁的記録による保存とは？

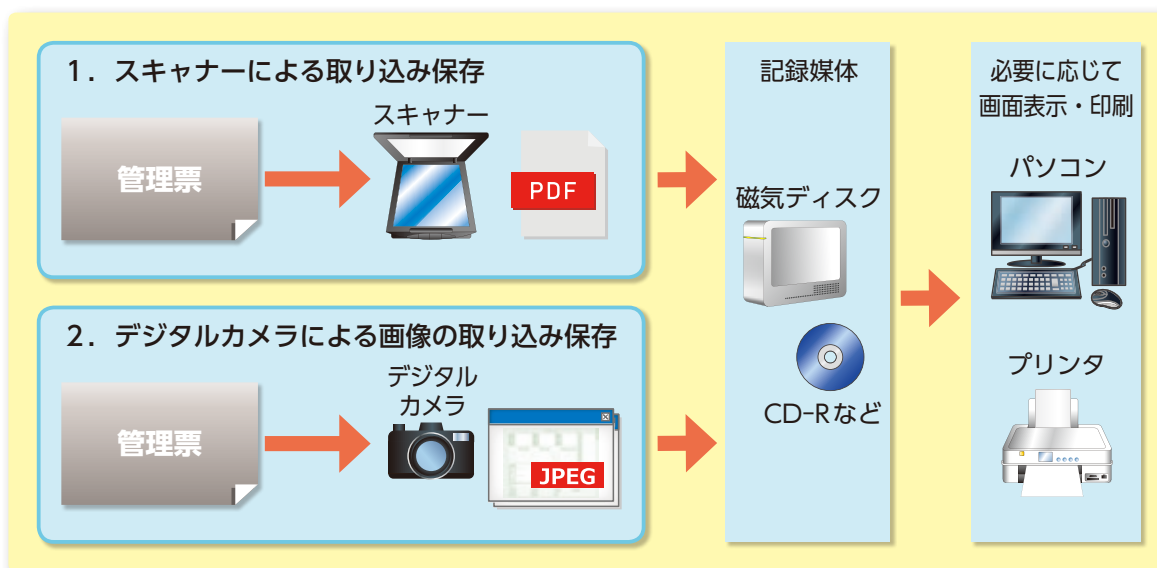
➡電磁的記録による保存とは、管理票の記載事項を電子データとして磁気ディスクやシー・ディー・ロム等の電子記録媒体に保存し、必要に応じて当該管理票を画面表示、印刷できる保存方法です。管理票は、都道府県知事が汚染土壌が適正に引き渡されているかを事後的な立入検査等で確認できるようにするため、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者は、それぞれの管理票又は管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならないとされています。この保存については、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」に基づき、書面に代えて、電磁的記録による保存を可能としています。

【電磁的記録による保存の要件について】

1) 保存に係る要件

- ① 管理票のすべての記載事項が電子データ(原本記録)として保存されること。
- ② 電子データを記録し保存するための媒体(記録媒体)は、適宣記録媒体を使用するなどにより、法令の要求する保存期間(5年間)の原本記録の適正な保存が確保されること。
- ③ 管理票に修正が加えられた場合は、修正が加えられた原本記録が新たな原本記録として保存されること。
- ④ 原本記録は保存期間の満了時点までにおいて、改ざん及び消去できない形で保存され、又は防止するための措置が講じられていること。
- ⑤ 原本記録は必要に応じて明瞭な状態で画面表示、印刷ができること。
- ⑥ 自治体の求めに応じてCD-R等により報告・提示ができること

2) 保存方法の例



(参考) 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
(平成17年環境省令第9号) [平成30年4月1日改正] (抜粋)

(電磁的記録による保存)

第4条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記録されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

(以下略)

Appendix-2 区域間移動が可能な要件の確認方法

区域間移動における確認方法

区域間移動とは、ある一定の要件を満たした場合、自然由来等形質変更時要届出区域間での移動を認めるものである。

区域間移動には、汚染が専ら自然に由来する土壌の移動（主に自然由来特例区域間の移動（以下「自然由来特例区域間移動」））と、汚染が専ら埋立材に由来する土壌の移動（主に埋立地特例区域間の移動（以下「埋立地特例区域間移動」という。））がある。

区域間移動が可能な一定の要件とは以下のとおりである。

- ① 自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であること（法第18条第1項第2号イ）
 - ② 自然由来等土壌があった土地の地質と同質であること（法第18条第1項第2号ロ）
- ①の確認方法を1. に、②の確認方法を2. に示す。

1. 汚染の状況の確認

汚染の状況が同様であることについては、受入区域における区域指定物質が搬出区域における区域指定物質の全部を含んでいることに加え、搬出区域、受入区域の区域指定物質ごとに、表-1 に示す要件に適合していることを確認する必要がある。

図-1 に汚染の状況が同様であると判断される要件の例を示す。

表-1 汚染の状況が同様であると判断される要件

搬出区域の土壌の汚染状態		受入区域の土壌の汚染状態		汚染の状況
溶出量基準	含有量基準	溶出量基準	含有量基準	
適合	不適合	適合	不適合	同様
		不適合	適合	同様でない
		不適合	不適合	同様
不適合	適合	適合	不適合	同様でない
		不適合	適合	同様
		不適合	不適合	同様
不適合	不適合	適合	不適合	同様でない
		不適合	適合	同様でない
		不適合	不適合	同様

搬出区域	Pb:溶出○含有×	搬出区域の土壌は鉛(Pb)は溶出量基準を満たしているが、含有量基準を満たしていない。 受入区域の土壌はPbは溶出量基準を満たしているが、含有量基準を満たしていない。 この場合、受入区域における区域指定物質が搬出区域の区域指定物質の全部を含んでおり、かつ、表-1の要件を満たしているため、区域間移動が可能である。
受入区域	Pb:溶出○含有×	
汚染の状況	同様	
搬出区域	Pb:溶出○含有×	搬出区域の土壌はPbは溶出量基準を満たしているが、含有量基準を満たしていない。 受入区域の土壌は砒素(As)は溶出量基準、含有量基準を満たしているが、Pbは溶出量基準、含有量基準を満たしていない。 この場合、受入区域における区域指定物質が搬出区域の区域指定物質の全部を含んでおり、かつ、表-1の要件を満たしているため、区域間移動が可能である。
受入区域	As:溶出○含有○ Pb:溶出×含有×	
汚染の状況	同様	
搬出区域	As:溶出○含有× Pb:溶出○含有○	搬出区域の土壌はAsは溶出量基準を満たしているが、含有量基準を満たしていない。Pbは溶出量基準、含有量基準を満たしている。 受入区域の土壌はAsは溶出量基準を満たしているが、含有量基準を満たしていない。Pbは溶出量基準、含有量基準を満たしていない。 この場合、受入区域における区域指定物質が搬出区域の区域指定物質の全部を含んでおり、かつ、表-1の要件を満たしているため、区域間移動が可能である。
受入区域	As:溶出○含有× Pb:溶出×含有×	
汚染の状況	同様	
搬出区域	Pb:溶出×含有○ (0.05mg/L)	搬出区域の土壌はPbが0.05mg/Lであり、溶出量基準を満たしていないが、含有量基準を満たしている。 受入区域の土壌はPbが0.03mg/Lであり、溶出量基準を満たしていないが、含有量基準を満たしている。 この場合、受入区域の土壌より搬出区域の土壌の方がPbの濃度は高いが、受入区域における区域指定物質が搬出区域の区域指定物質の全部を含んでおり、かつ、表-1の要件を満たしているため、区域間移動が可能である。
受入区域	Pb:溶出×含有○ (0.03mg/L)	
汚染の状況	同様	
搬出区域	As:溶出○含有○ Pb:溶出×含有×	搬出区域の土壌はAsは溶出量基準、含有量基準を満たしている。Pbは溶出量基準、含有量基準を満たしていない。 受入区域の土壌はAsは溶出量基準、含有量基準を満たしていない。Pbは溶出量基準、含有量基準を満たしている。 この場合、受入区域における区域指定物質が搬出区域の区域指定物質の全部を含んでいるが、Pbについて表-1の要件を満たしていないため、区域間移動は認められない。
受入区域	As:溶出×含有× Pb:溶出○含有○	
汚染の状況	同様でない	
搬出区域	As:溶出×含有× Pb:溶出×含有×	搬出区域の土壌はAsは溶出量基準、含有量基準を満たしていない。Pbは溶出量基準、含有量基準を満たしていない。 受入区域の土壌はAsは溶出量基準を満たしているが、含有量基準を満たしていない。Pbは溶出量基準、含有量基準を満たしていない。 この場合、受入区域における区域指定物質が搬出区域の区域指定物質の全部を含んでいるが、Asについて表-1の要件を満たしていないため、区域間移動は認められない。
受入区域	As:溶出○含有× Pb:溶出×含有×	
汚染の状況	同様でない	
搬出区域	As:溶出○含有○ Pb:溶出○含有×	搬出区域の土壌はAsは溶出量基準、含有量基準を満たしている。Pbは溶出量基準を満たしているが、含有量基準を満たしていない。 受入区域の土壌はAsは溶出量基準、含有量基準を満たしていない。Pbは溶出量基準を満たしているが、含有量基準を満たしていない。 この場合、受入区域における区域指定物質が搬出区域の区域指定物質の全部を含んでいるが、Pbについて表-1の要件を満たしていないため、区域間移動は認められない。
受入区域	As:溶出×含有× Pb:溶出×含有○	
汚染の状況	同様でない	

図-1 区域間移動の可否の例

2. 搬出区域と受入区域の土地の地質が同質であるかの確認

2.1 埋立地特例区域間移動

埋立地特例区域間移動では、搬出区域と受入区域の土地の地質が同質であることとして、受入区域の公有水面の埋立てに係る埋立地と、搬出区域の公有水面の埋立てに係る埋立地が同一の港湾（漁港を含む。）でなければならない。

2.2 自然由来特例区域間移動

自然由来特例区域間移動では、搬出区域と受入区域の土地の地質が同質であることとして、地層構成が同じでなければならない。地層構成が同じであることの具体的な判断方法について、2.2.1以降に示す。

2.2.1 基本的な考え方

地層構成が同じか否かの判断においては、各々の自然由来調査時に入手した地質資料（ボーリングデータ（地質柱状図）、地質断面図等）を活用し、同じ標高で見た際に単層レベルの地層構成が同じであることとする。具体的には、

① 層序（単層又は層の名称が同じかつ基盤から上部に並ぶ順番）が同じ

② 標高を合わせた際の各単層の深さ方向の位置が概ね同じ

とする。①、②のどちらかに該当しない場合は、地層構成が同じとみなさない。なお、具体的な判断例については、2.2.3に示す。

2.2.2 用語について

(1) 地層単位と単層

「地層単位」とは、「単層」を最小とする地層の区分方法である（図-2）。複数の「単層」をまとめたものを「部層」、複数の「部層」をまとめたものを「層」といったように区分される。

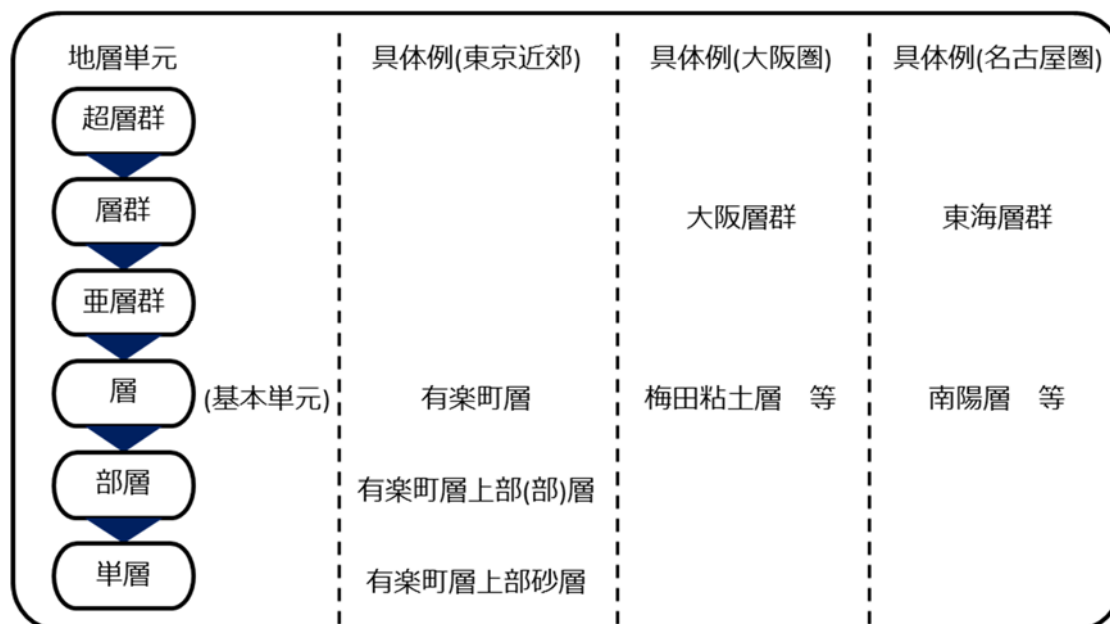


図-2 地層単位の概念

「単層」とは、地層単元のひとつ。「単層」の命名方法は、「八戸凝灰岩単層」(Hachinohe Tuff Bed) などのように「地名＋岩相名＋単元名」の形が基本である（日本地質学会）。しかし、実態としては、定義・分類・命名されていない単層や層は多く、すべてが図-2 のような地層単元に沿って系統的に整理されているわけではないことに注意が必要である。

(2) 単層の土質区分

ここでいう「単層の土質区分」とは、「砂層」や「粘土層」のように、その単層を構成する粒分を粒径によって分類し、命名したものであり、(一社)日本建設情報総合センターから、「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説（平成 27 年 6 月）」が公開されており、それに基づいて決定することが望ましい。

(3) 層序

「層序」とは、「層」や「単層」といった地層単元が、基盤から上部にどのような順番で堆積しているかを表すものである。

また、ここでの「層序が同じである」とことは、名称が同じである「単層」または「層」が同じの順番で対象とする区間において堆積していることをいう。ただし、単層や層は、「(1) 地層単元と単層」でも記述したように、定義・分類・命名されていないものが多く、すべてが系統的に整理されているわけではない。このため、命名されていない単層や層であっても、国、自治体、研究機関等が保有・公開している地質に関するデータ、自治体における土木部局等が独自に保有する地質に関するデータ、追加的なボーリングデータなどの補完情報の活用や、地質学等の学識経験者へヒアリング、さらには堆積環境についても確認すること等によって、同じ名称の単層または層であると判断することも可能である。

2.2.3 地層構成が同じかどうかの判断例

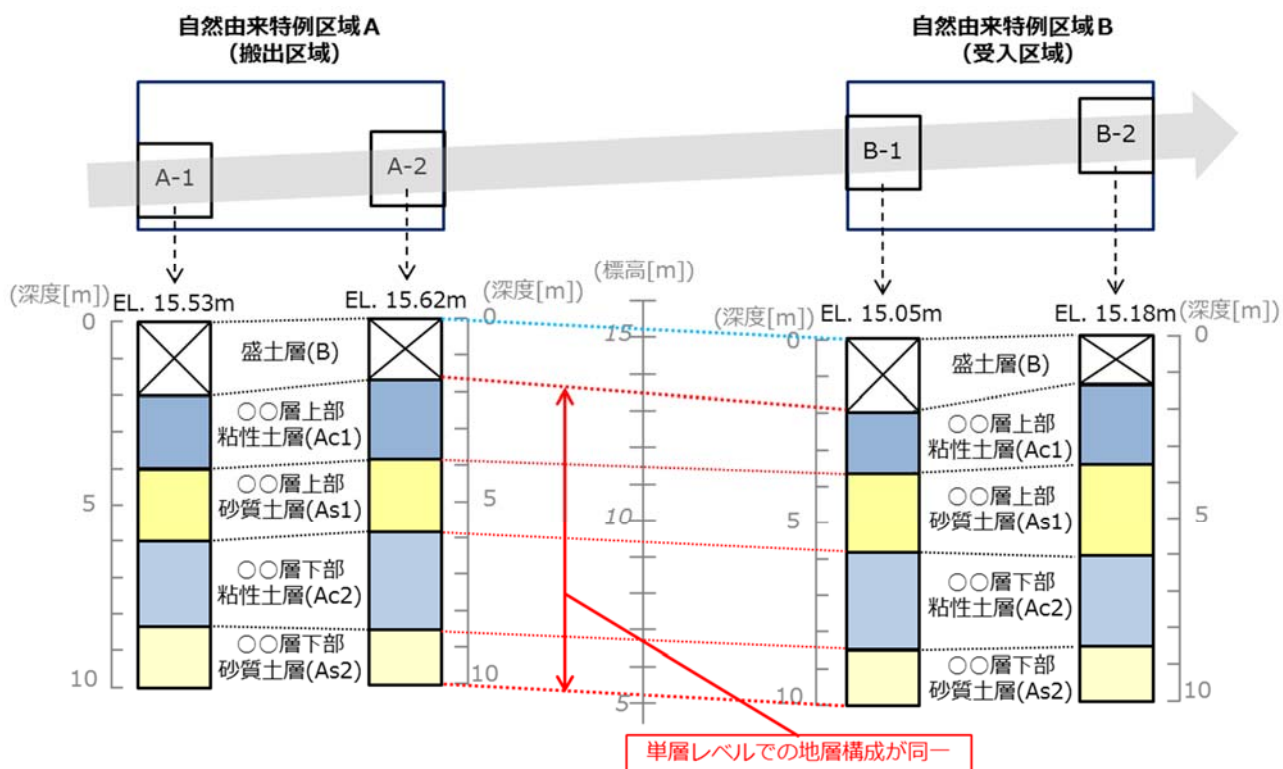
以下にケースごとの判定例、図-3～図-8 に具体的な判定例を示す。

(1) 標高(EL)が同程度であり、かつ、単層レベルでの地層構成が同じの場合（図-3）

当該地は平野部（低地）で、かつ、両区域の浅部は未固結の堆積物（第四紀沖積層）で構成されることから、当該地の地層は概ね水平に堆積していると推定される。

両区域の標高は同程度であることから、両区域の地層を構成する各単層の鉛直方向のずれは小さいと判断できる。また、両区域の地層を構成する単層の層序が同じ（単層の名称、地表面からの並び順が同じ）である。

これらを勘案し、両区域は、地層構成が同じであると判断される。



(2) 標高(EL)が同程度であり、かつ、層レベルでの地層構成が同じの場合 (図-4)

当該地は平野部(低地)で、かつ、両区域の浅部は未固結の堆積物(第四紀沖積層)で構成されることから、当該地の地層は概ね水平に堆積していると推定される。

両区域の標高は同程度であることから、両区域の地層を構成する各単層の鉛直方向のずれは小さいと判断できる。また、両区域の地層を構成する単層の名称は特定できなかったが、地質断面図等の補完情報の活用により、層レベルでの層序が同じ(層の名称、地表面からの並び順が同じ)である。

これらを勘案し、両区域は、地層構成が同じであると判断される。

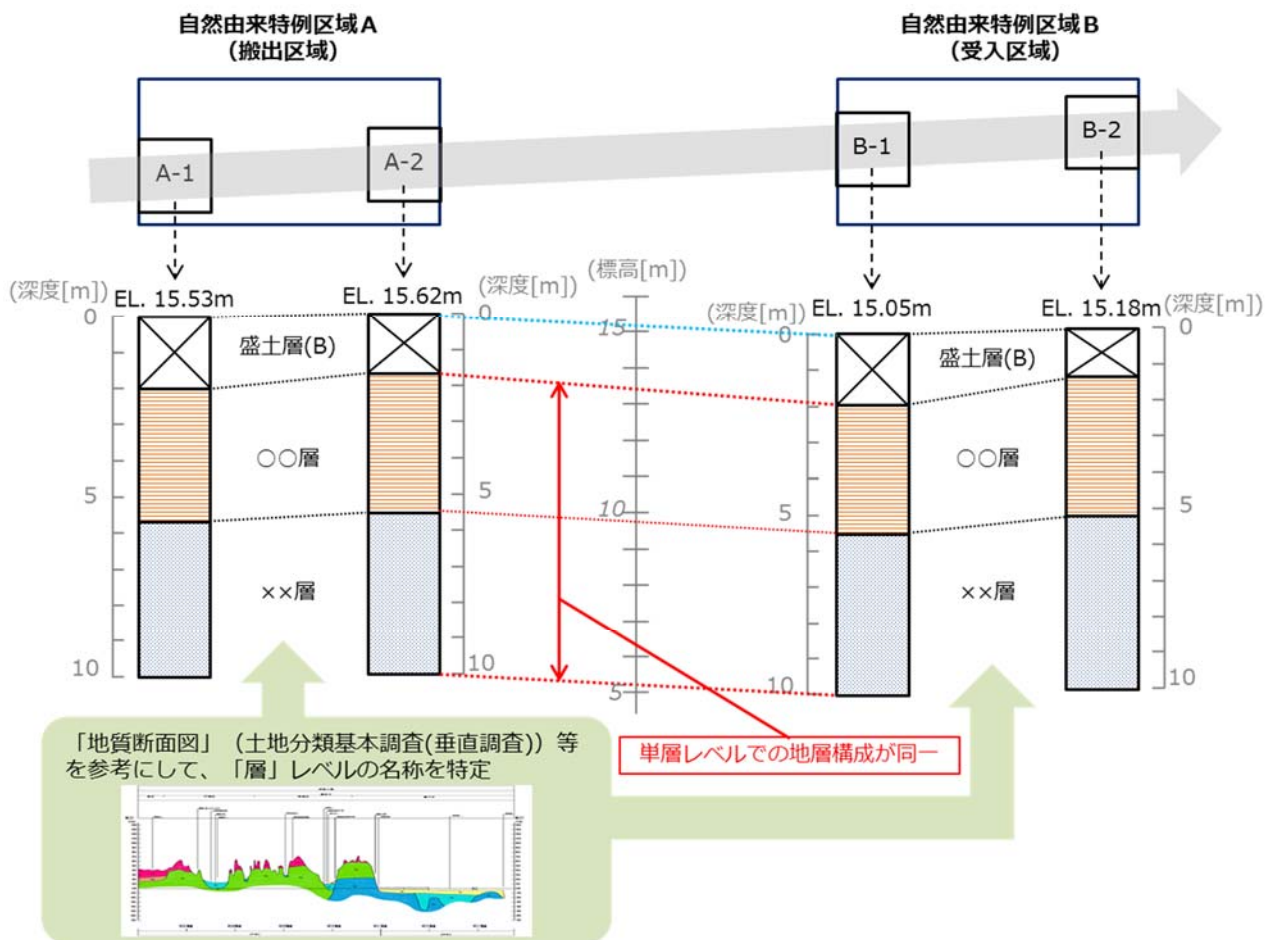


図-4 標高が同程度であり、かつ、層レベルでの地層構成が同じの場合

(3) 標高(EL)が同程度であり、かつ、単層レベルでの地層構成が概ね同じの場合① (図-5)

当該地は平野部(低地)で、かつ、両区域の浅部は未固結の堆積物(第四紀沖積層)で構成されることから、当該地の地層は概ね水平に堆積していると推定される。

両区域の標高は同程度であることから、両区域の地層を構成する各単層の鉛直方向のずれは小さいと判断できる。また、両区域の地層を構成する単層の層序は、ほぼ同じ(単層の名称、地表面からの並び順がほぼ同じ)である。一部の単層(※1)については不連続が認められるものの、これらは自然地層間で認められる不連続であることから「薄層の尖滅(せんめつ)」と考えられるため、両区域の単層の層序がほぼ同じであるという判断に影響はないと考えられる。

これらを勘案し、両区域は、地層構成が同じであると判断される。

※1: Ac2層 (B-2にのみ見られないため、B-2ではAs1・As2の区別が見られない)

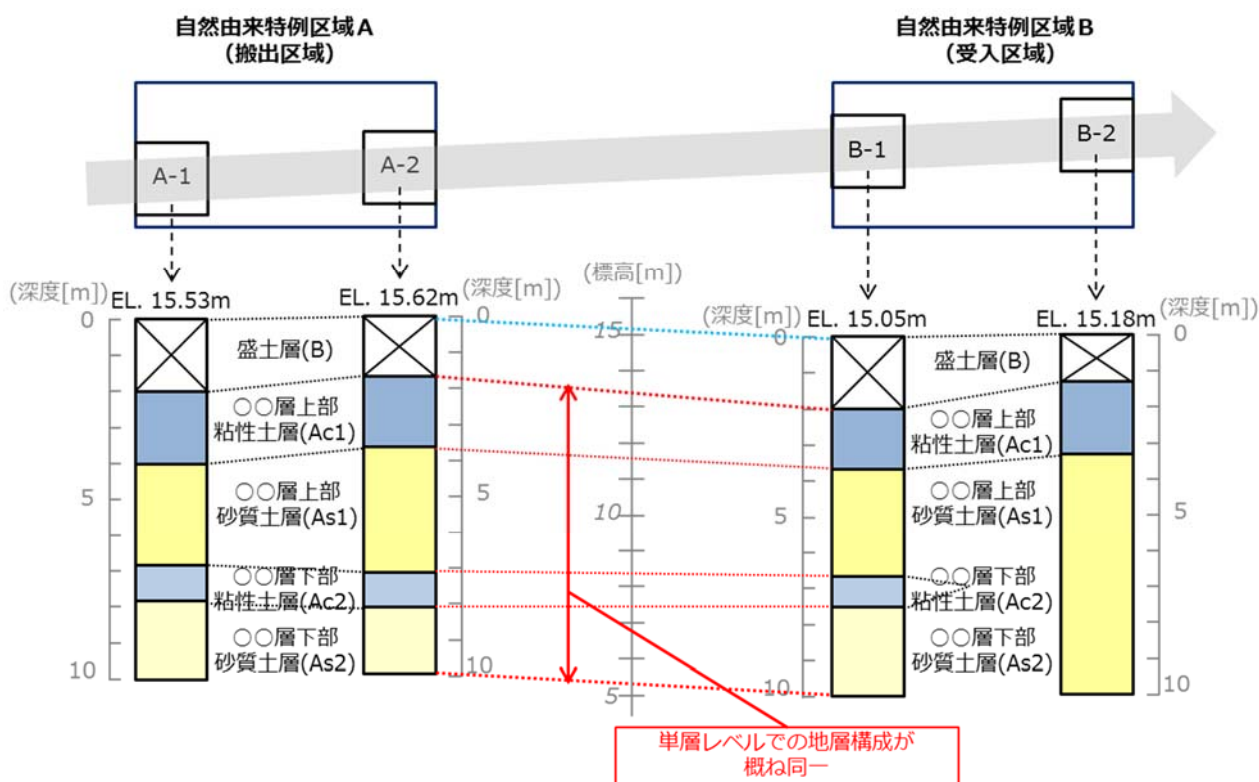


図-5 標高が同程度であり、かつ、単層レベルでの地層構成が概ね同じの場合①

(4) 標高(EL)が同程度であり、かつ、単層レベルでの地層構成が概ね同じの場合② (図-6)

②は人為的影響によって単層がないものが存在する場合である。

当該地は平野部(低地)で、かつ、両区域の浅部は未固結の堆積物(第四紀沖積層)で構成されることから、当該地の地層は概ね水平に堆積していると推定される。

両区域の標高は同程度であることから、両区域の地層を構成する各単層の鉛直方向のずれは小さいと判断できる。また、両区域の地層を構成する単層の層序は、ほぼ同じ(単層の名称、地表面からの並び順がほぼ同じ)である。区域Aで見られるAs1層については不連続が認められる(区域Bでは見られない)。As1層は、人工地盤であるB層の直下であることから、「薄層の尖滅」(＝自然地層間で認められる事象)とは考えられず、人為的な影響によって生じたものであると推定される(区域Bにおいて、As1層が取り除かれたものと考えられる)。

これらを勘案し、両区域は、地層構成が同じであると判断される。

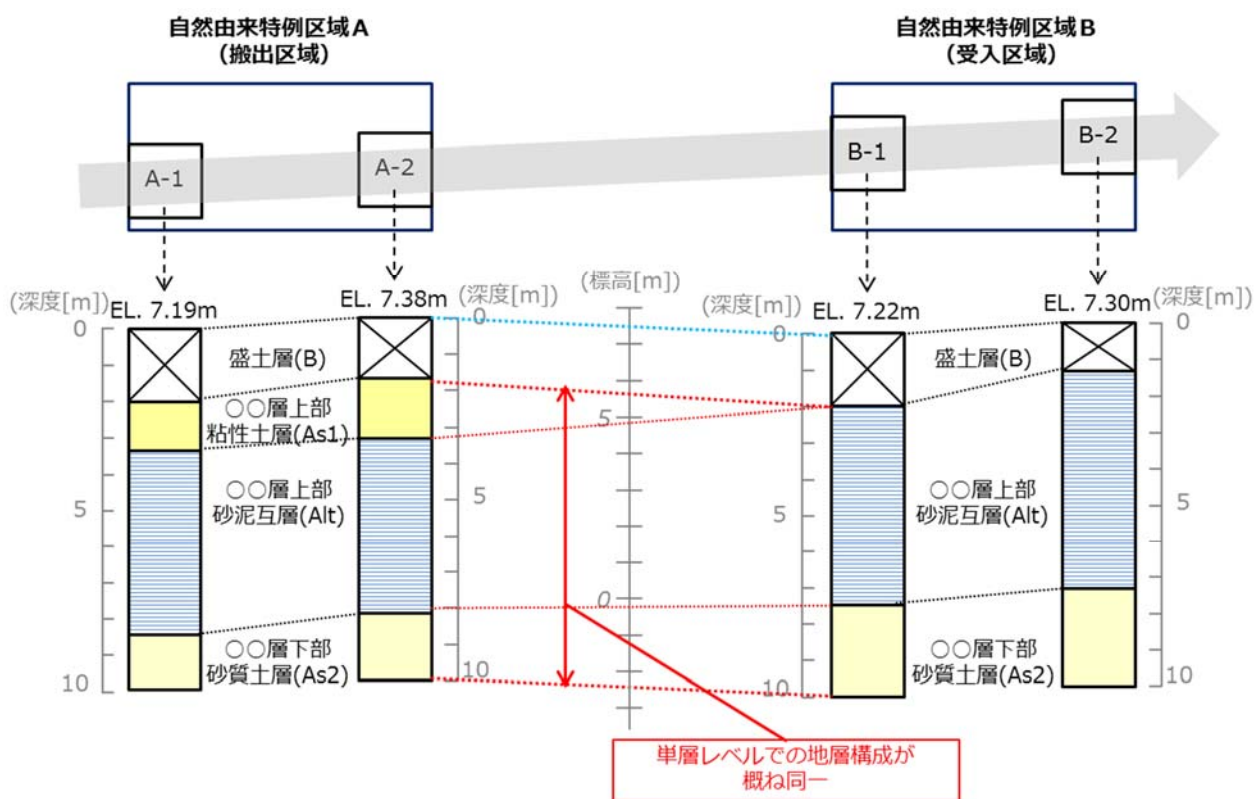


図-6 標高が同程度であり、かつ、単層レベルでの地層構成が概ね同じの場合②

(5) 標高(EL)が異なっており、地層構成が同じでないと確認された場合 (図-7)

当該地は平野部（低地）で、かつ、両区域の浅部は未固結の堆積物（第四紀沖積層）で構成されることから、当該地の地層は概ね水平に堆積していると推定される。

両区域の標高差は 8.5m 程度あることから、A-1～B-2 の 4 本のボーリング柱状図のみからは、層序対比ができず、両区域の地質構成が同じかは判断できない。

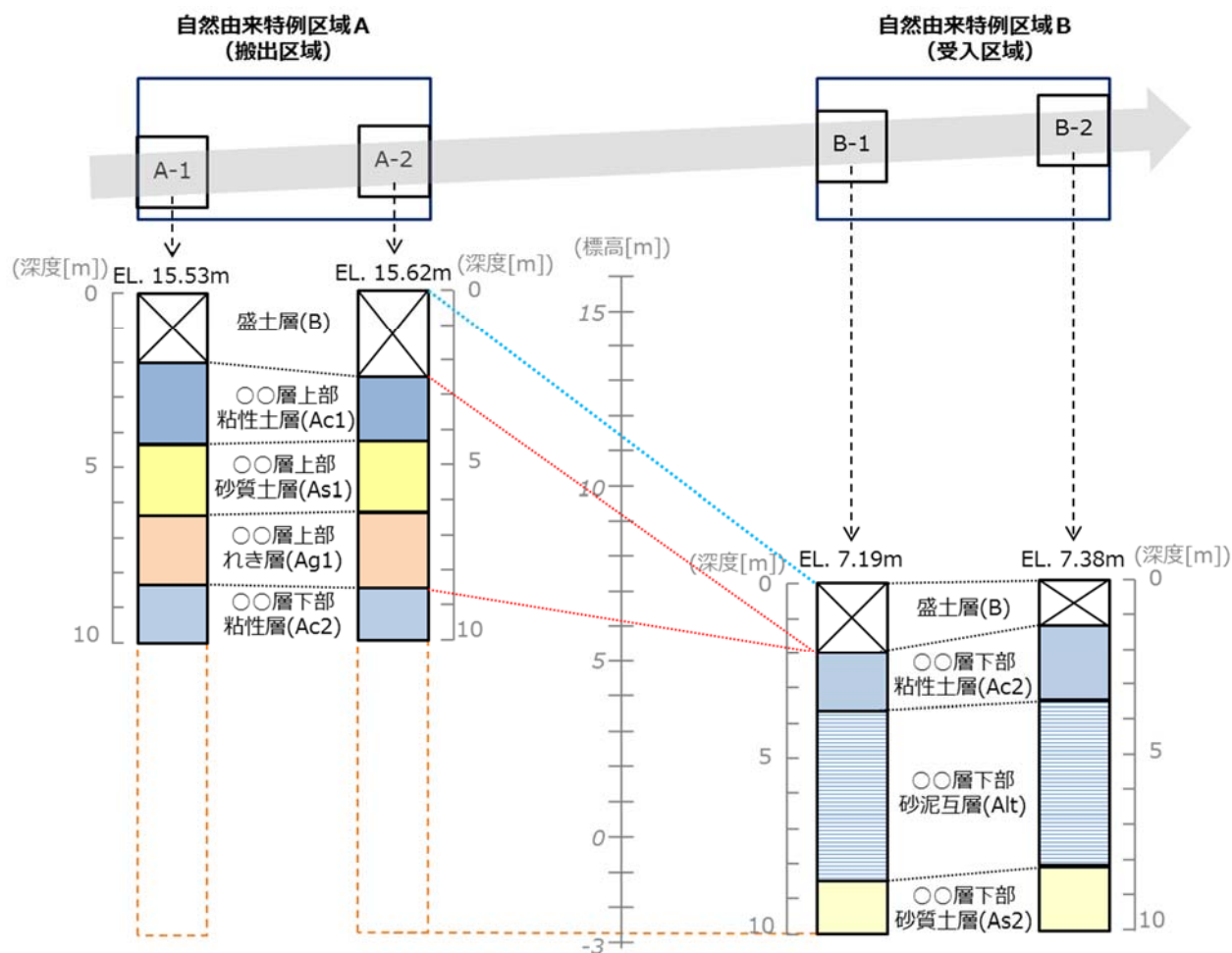


図-7 標高が異なっており、地層構成が同じでないと確認された場合

ただし、補完データ（10m 以深のボーリングデータ）がある場合には、その結果によって地層構成が同じと判断できる場合もある（図-8）。

補完データによって、区域 A における標高マイナス 3m～約 8m の範囲と、区域 B における標高マイナス 3m～約 5.5m の範囲が、「単層」レベルでの地層構成が同じであることが確認できたため、両区域は、地層構成が同じであると判断される。

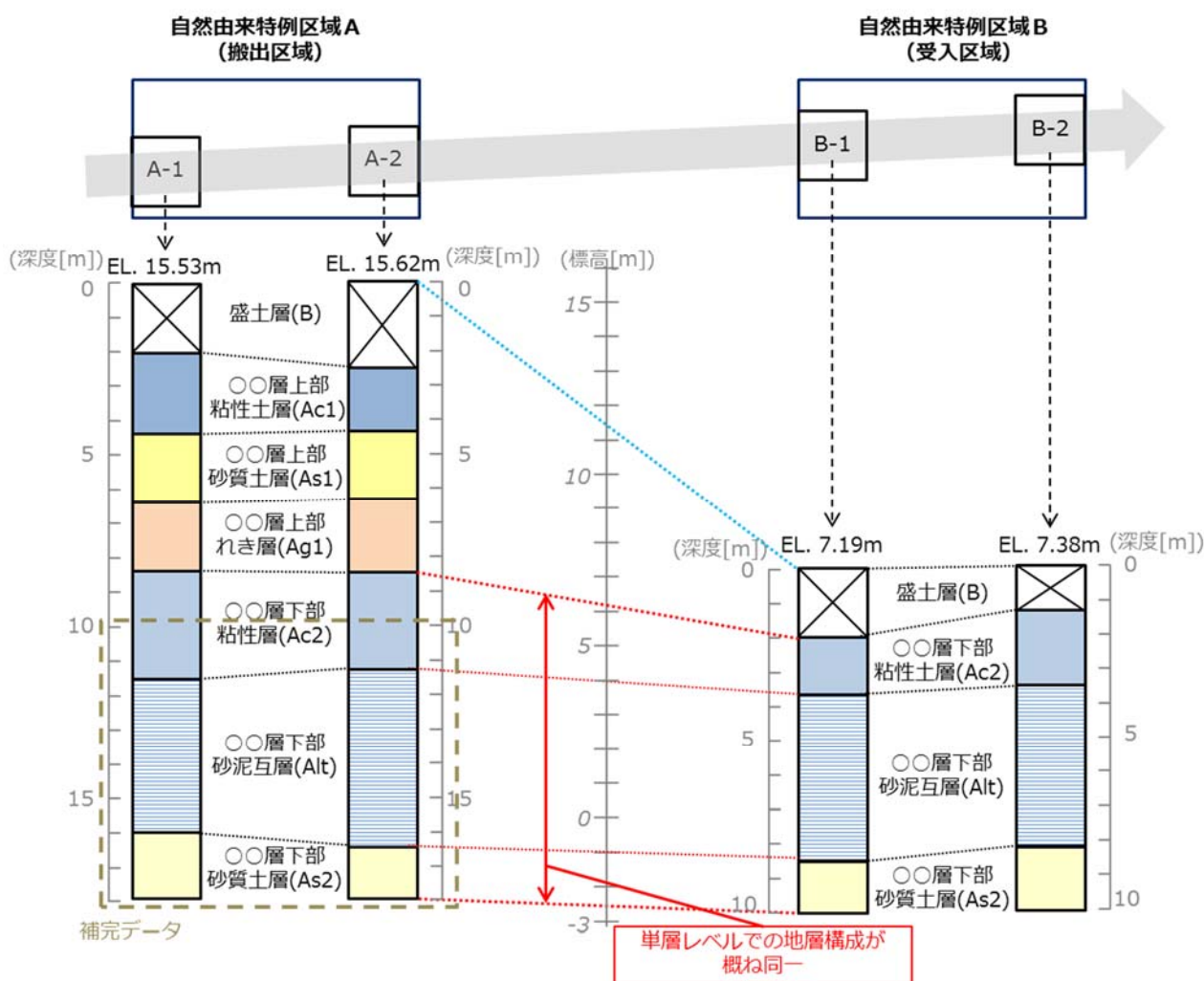


図-8 標高が異なっているが、補完データによって地層構成が概ね同じの場合

2.2.4 留意事項

地層構成が同じであるか否かの判断に用いるボーリングデータは、基本的には各々の自然由来特例時のデータを全て使用して判断する。ただし、それだけでは判断ができない場合は、国、自治体、研究機関等が保有・公開している地質に関するデータ、自治体における土木部局等が独自に保有する地質に関するデータ、追加的なボーリングデータなどで区域間の情報を補完する。なお、地質学等の学識経験者へヒアリングを行う等によって判断することも考えられる。

自然由来特例区域間移動の対象となる土壌は、概ね平地（低地）部の浅部に分布する堆積物（第四紀沖積層と呼ばれる）が想定されることから、概ね水平に堆積したものと考えられるが、薄層の場合には層が尖滅することがあること、丘陵地の境界付近などでは、構造運動（断層運動に代表される）により傾斜している場合があることに留意が必要である。

汚染に関連する条件については、「1. 汚染の状況の確認」で考慮しているため、地質的に同じかを判断するにあたっては考慮しない。

3. 地質関連情報を補完するための入手先例一覧

以下に地質関連情報を補完するための入手先例と、図-9～図-22 に入手可能な図のイメージ等を示す。

ただし、URL は 2018 年 8 月現在の有効な情報であり、URL で閲覧できない場合は名称で検索すると確認できることがある。

3.1 KuniJiban

国土交通省、土木研究所及び港湾空港技術研究所が運営し、土木研究所が管理しており、全国の測定地点の柱状図を閲覧できる。

<http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/service.html>

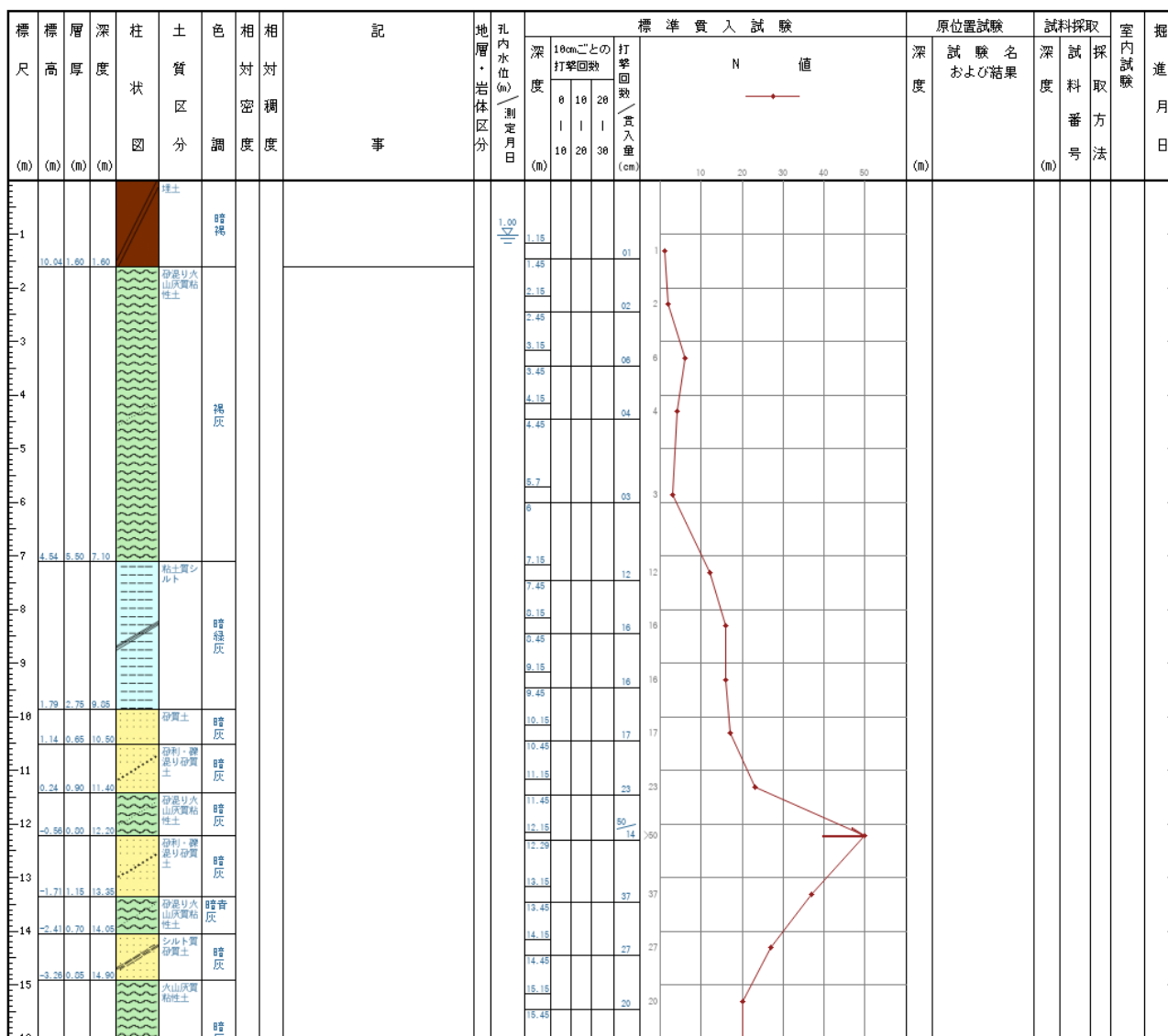


図-9 柱状図の一例

3.2 東京の地盤

東京都が提供しており、東西方向の地質断面図及び都内測定地点のボーリングデータを閲覧できる。

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/tech/start/03-jyouhou/geo-web/00-index.html>

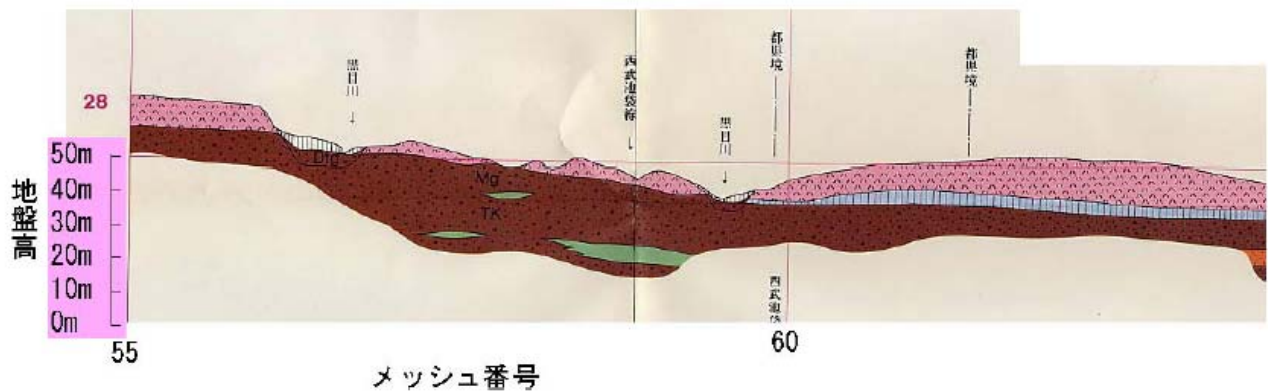


図-10 東西方向の地質断面図の一例

3.3 行政地図情報システム

横浜市が提供しており、市内測定地点のボーリングデータを閲覧できる。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/>



図-11 地質柱状図の一例

3.4 ちば情報マップ

千葉県が提供しており、県内測定地点のボーリングデータを閲覧できる。

<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>

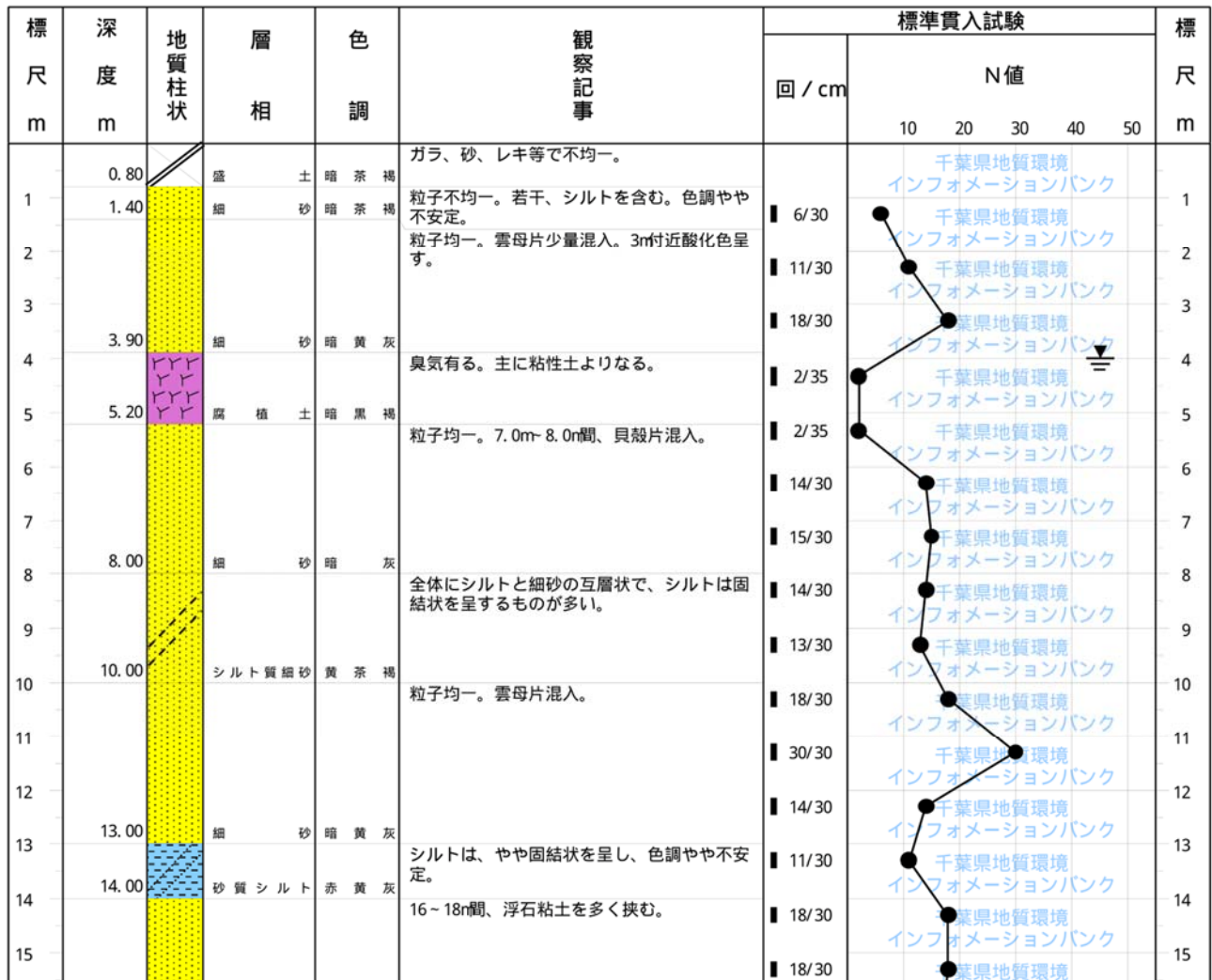


図-12 地質柱状図の一例

3.5 ジオ・ステーション

防災科学技術研究所が運営している、研究機関、自治体等の公開情報を集約するポータルサイトであり、ボーリングデータを閲覧できる。

<http://www.geo-stn.bosai.go.jp/jps/index.html>

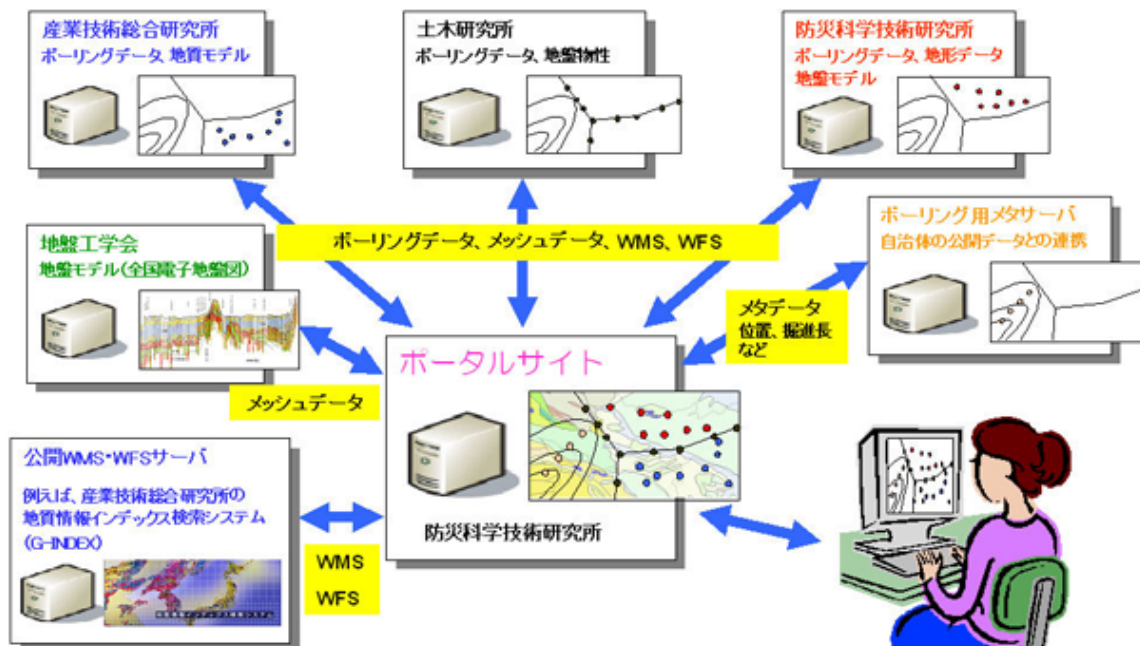


図-13 サイト構成のイメージ

3.6 土壌・地質汚染評価基本図

産業技術総合研究所が CD-ROM を販売しており、宮城県仙台地域及び千葉県姉崎地域のボーリングデータを閲覧できる。

https://www.gsj.jp/Map/JP/soils_assessment.html

3.7 土地分類基本調査（垂直調査）

国土交通省が提供しており、特定エリアの地質断面図を閲覧できる。

http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_v.html

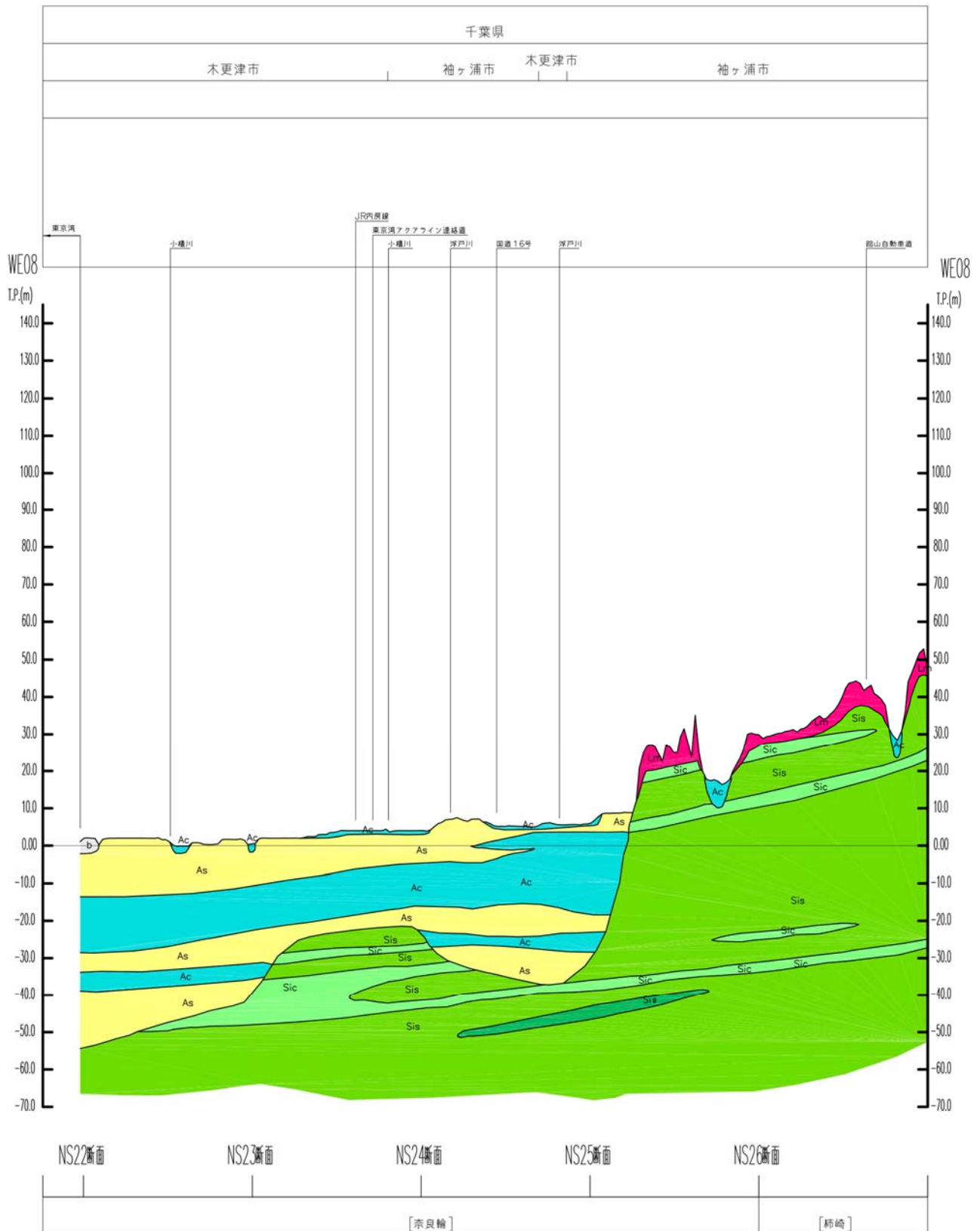


図-14 地質断面図の一例

3.8 土地分類基本調査（簿冊）

国土交通省が提供しており、表層の地質概要の解説を閲覧できる。

http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_5-1.html

3.9 土地分類基本調査

国土交通省が提供しており、全国の表層の代表的地質図を閲覧できる。

http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_5-1.html



図-15 表層地質図の一例

3.10 表層土壌評価基本図

産業技術総合研究所が提供しており、宮城県地域、鳥取県地域及び富山県地域の表層土壌評価基本図を閲覧できる。

https://unit.aist.go.jp/georesenv/georisk/japanese/home/home_map.html

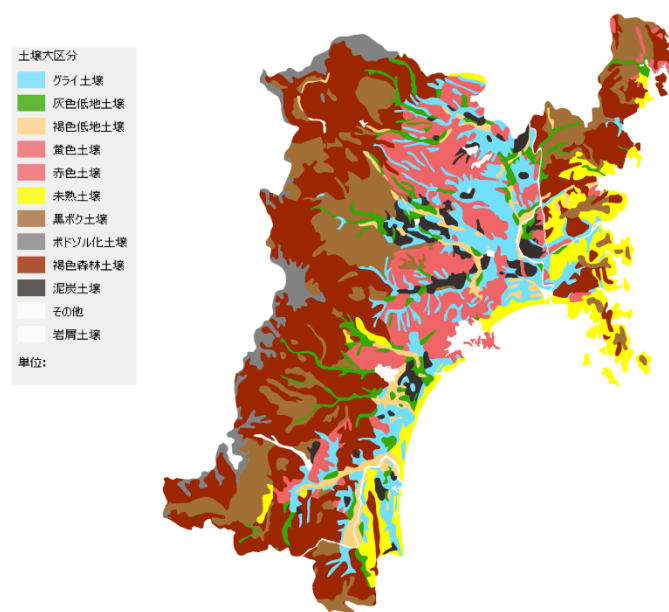


図-16 表層土壌評価基本図の一例

3.11 地圏環境インフォマティクス

東北大学大学院が提供しており、表層土質の分布図を閲覧できる。

<http://geoserv.kankyo.tohoku.ac.jp/genius/>

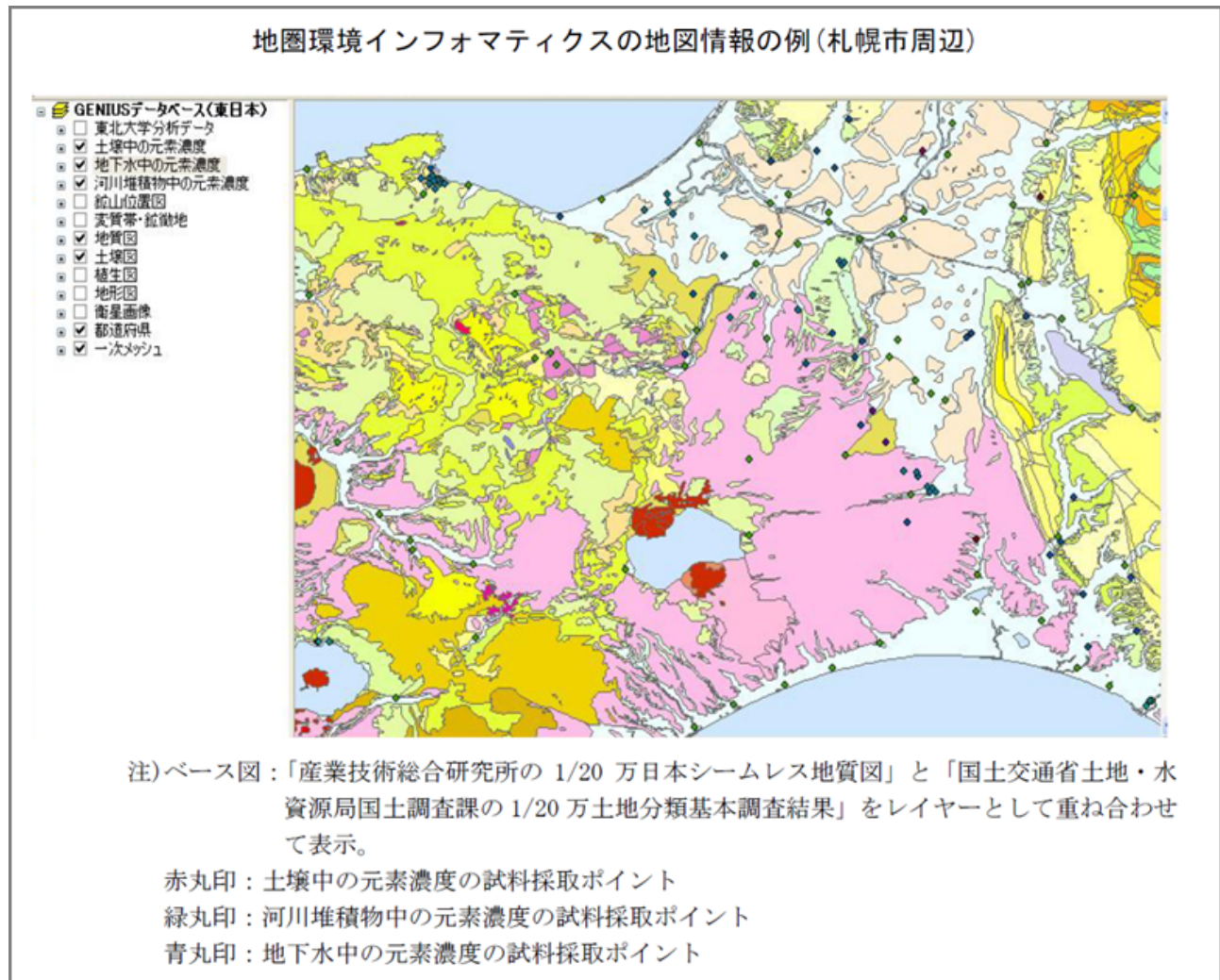


図-17 一例(札幌市周辺)

3.12 土地条件図

国土地理院が提供しており、地形分類（山地・丘陵、台地・段丘、低地、水部、人工地形など）を閲覧できる。

http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/lc_index.html



図-18 土地条件図の一例

3.13 地質図 Navi

産業総合研究所が提供しており、表層土質分布の地質図を閲覧できる。

<https://gbank.gsj.jp/geonavi/>

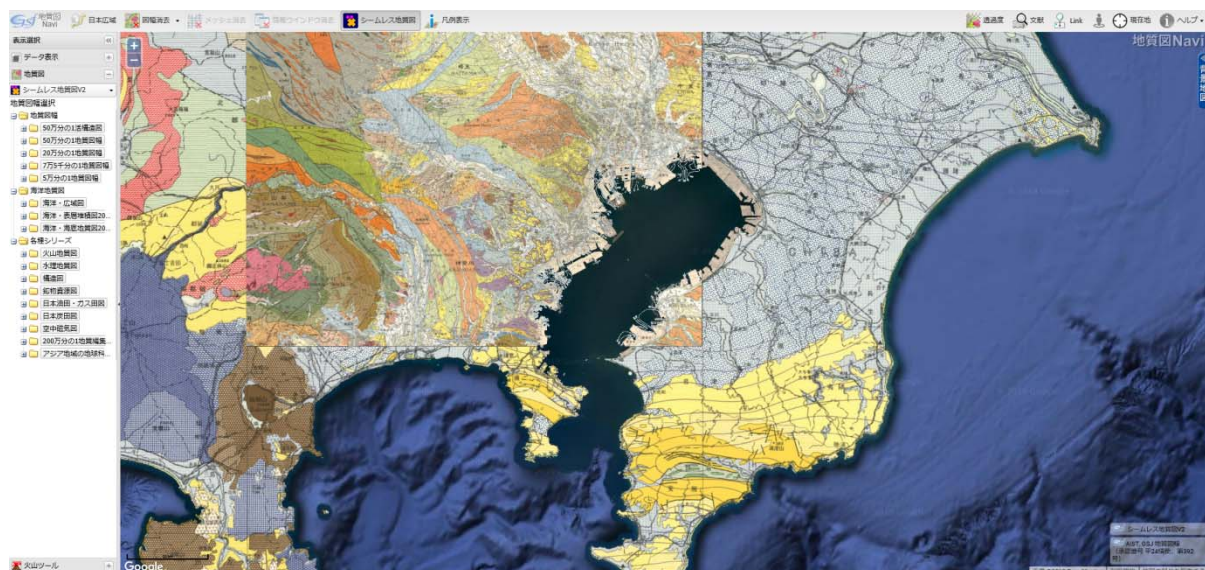


図-19 地質図の一例

3.14 GSJ データベース一覧

産業技術総合研究所地質調査総合センターが提供しており、地質柱状図を閲覧できる。

<https://www.gsj.jp/researches/geodb/index.html>

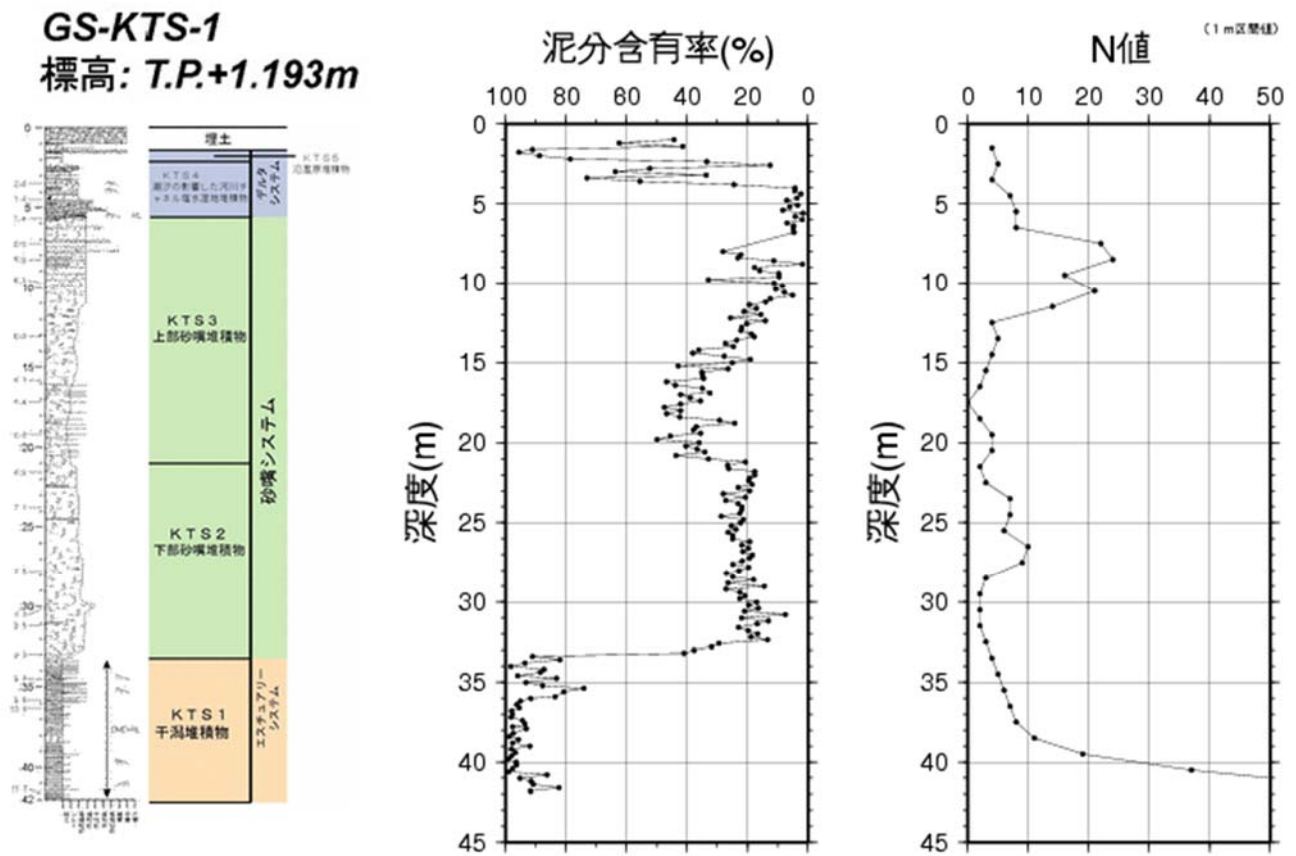


図-20 地質柱状図の一例

3.15 全国電子地盤図

地盤工学会がジオ・ステーションに情報を提供しており、深さ別の地質概略図、深層ボーリング資料等が閲覧できる。

<https://www.geo-stn.bosai.go.jp/>

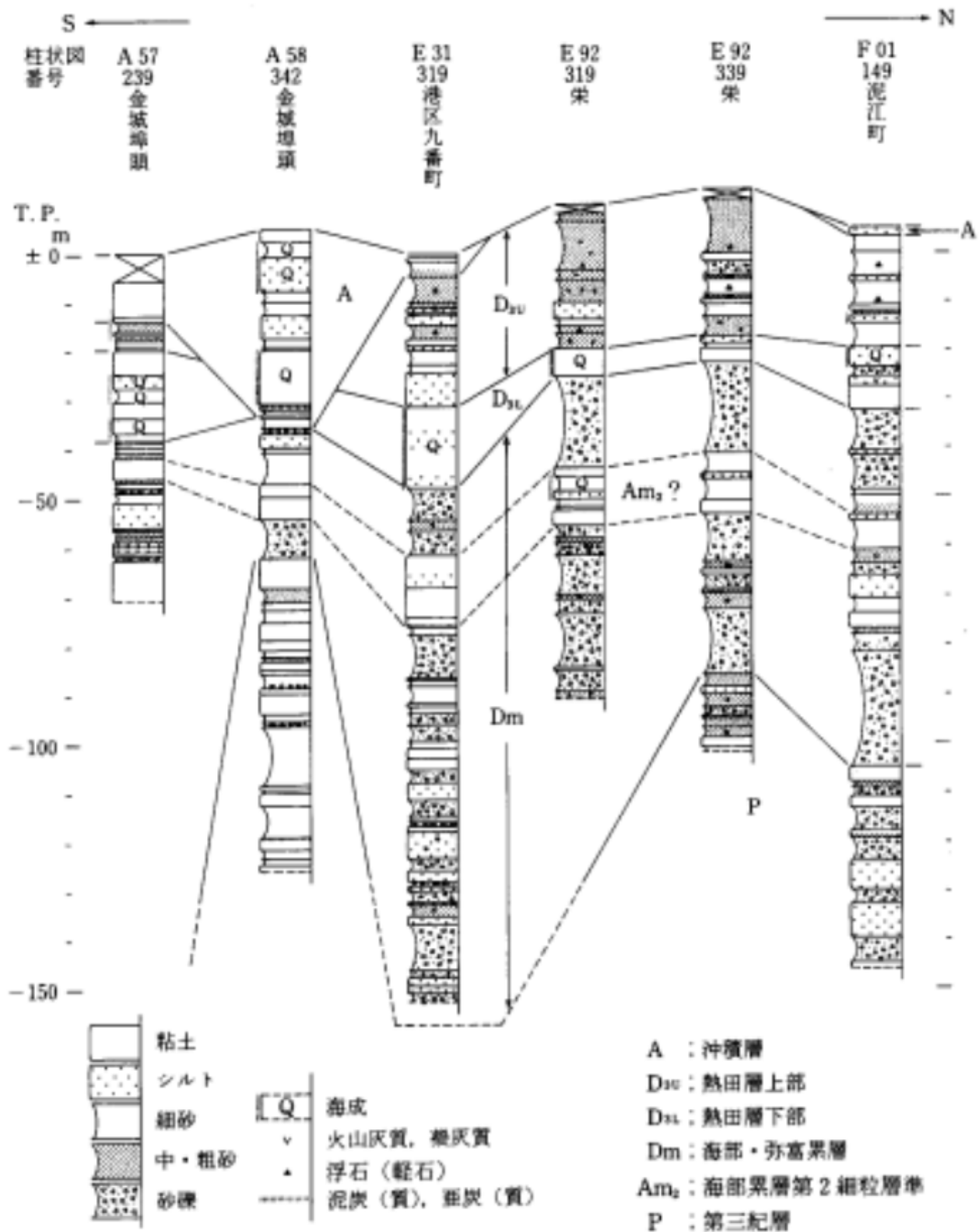


図-21 深層ボーリング資料の一例

新宿区が提供しており、柱状図を閲覧できる。

標準貫入試驗	孔	色	土	柱	層	深
--------	---	---	---	---	---	---

